

令和5年度
世田谷区自立支援協議会
活動報告書

世田谷区自立支援協議会

目次

1 会長あいさつ	1
2 会議体構成及び活動イメージ	2
3 構成員名簿	4
4 活動内容	
[1] 世田谷区自立支援協議会年間開催状況	11
[2] 各会議体の活動状況	
①令和5年度 世田谷区自立支援協議会運営会議 活動報告	12
②世田谷区自立支援協議会 第1回本会議事録	16
③世田谷区自立支援協議会 第2回本会議事録	25
[3] 各エリア自立支援協議会・専門部会・ワーキンググループ 活動報告	34
① 世田谷エリア自立支援協議会	
② 北沢エリア自立支援協議会	
③ 玉川エリア自立支援協議会	
④ 砧エリア自立支援協議会	
⑤ 烏山エリア自立支援協議会	
⑥ 地域移行部会	
⑦ 虐待防止・差別解消・権利擁護部会	
⑧ 子ども部会	
⑨ 相談支援ワーキンググループ	
[4] シンポジウム実施報告	52
5 資料	
第1回本会資料	59
第2回本会資料	85

1 会長あいさつ

令和5年度の活動に寄せて

世田谷区自立支援協議会

会長 鈴木 敏彦

(淑徳大学)

世田谷区自立支援協議会は、「障害者（障害児を含む）が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進する」（世田谷区自立支援協議会設置要綱第1条）ことを目的として、平成19年10月に設置されました。また、自立支援協議会は、平成28年4月から、障害者差別解消に基づく障害者差別解消支援地域協議会としても位置付けられています。

世田谷区自立支援協議会は、全体会議である「本会」のほか、地域別・課題別の取り組みを促すための5つの「エリア協議会」（世田谷エリア協議会、北沢エリア協議会、玉川エリア協議会、烏山エリア協議会、砧エリア協議会）と3つの「部会」（地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会、子ども部会）、1つの「ワーキンググループ」（相談支援WG）を有しています。

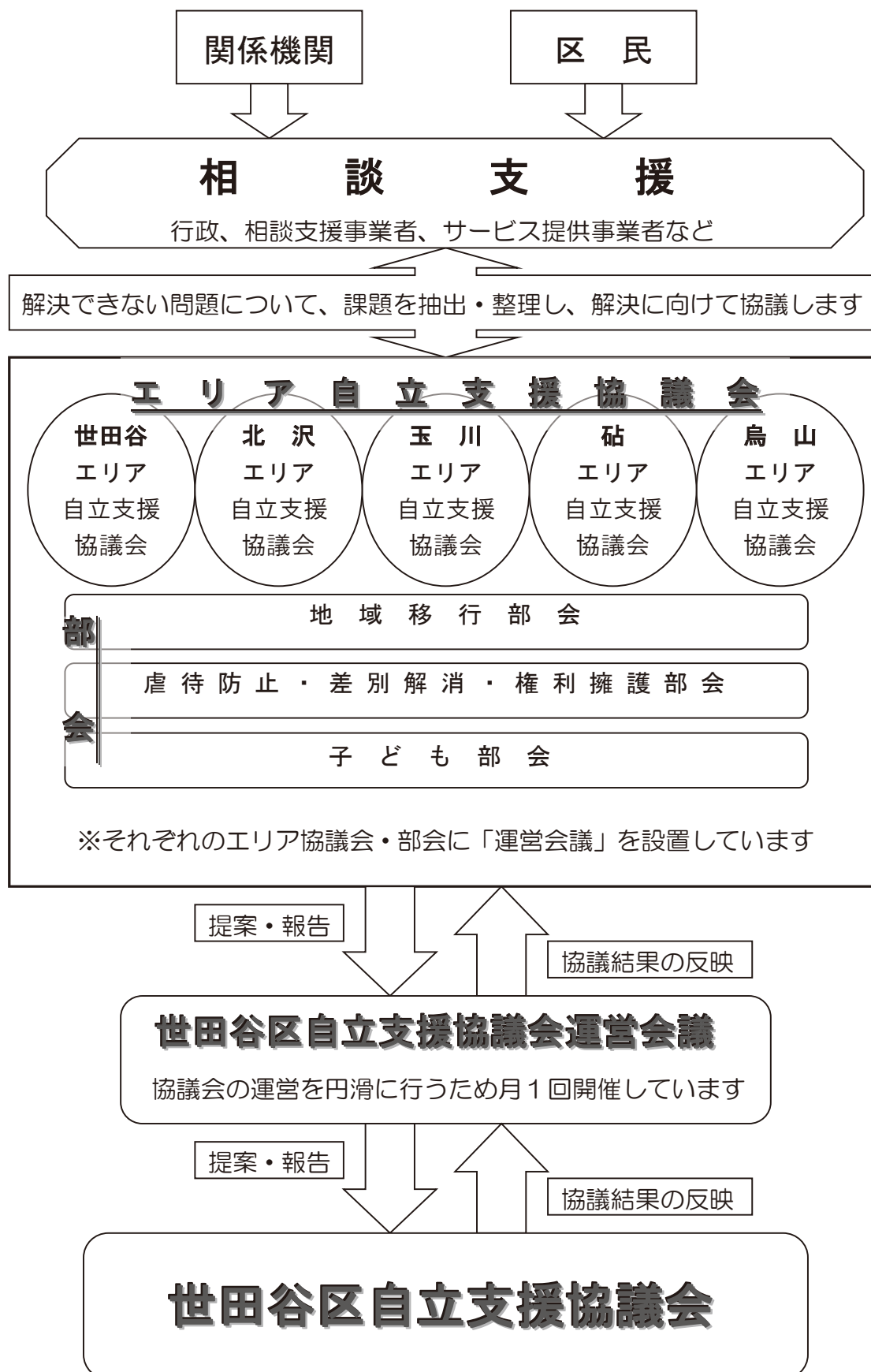
令和5年5月に新型コロナが5類に移行し、それまでの行動制限等が解除され、感染対策は基本的に個人や事業所の判断に委ねられることになりました。これに伴い、自立支援協議会における様々な会議体が通常の頻度で、対面を基本として開催するようになりました。令和6年1月26日に開催しました第2回本会は、ハイブリット形式ではありませんでしたが、会場参加のご協力といただき、直接顔をあわせ、闊達な意見交換をすることができました。

自立支援協議会の活動について、区民の方々への周知と共生社会をめざす気運の醸成等を目的として毎年開催しているシンポジウムは、『障害のある方と共に学ぶ地域防災～いざというときに自分の身を守るために準備しておくこと～』と題し、11月に開催いたしました。大地震が起きた時を想定し、北村弥生教授（長野保健医療大学）に基調講演をいただき、シンポジウムは、コーディネーターとして宮崎猛志氏（せたがやNPOアクション代表）をお招きし、当事者からの報告を交えて、意見交換を行い、障害のある方や家族が積極的に避難訓練に参加できるような仕組みづくりなど、区への提言をさせていただきました。

令和6年度は、自立支援協議会も策定に協力した「せたがやインクルージョンプラン～世田谷区障害施策推進計画～（令和6年度～8年度）」がスタートします。基本理念として「障害のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を 安心して継続できる社会の実現」を掲げております。前計画の基本理念に「選択した」が追加されており、行動コンセプトとして「当事者の選択を支える」を定めております。世田谷区自立支援協議会では引き続き、障害当事者の方々とともに多様な機関・組織や人々と連携を図りながら、世田谷ならではの共生社会づくりに貢献してまいります。

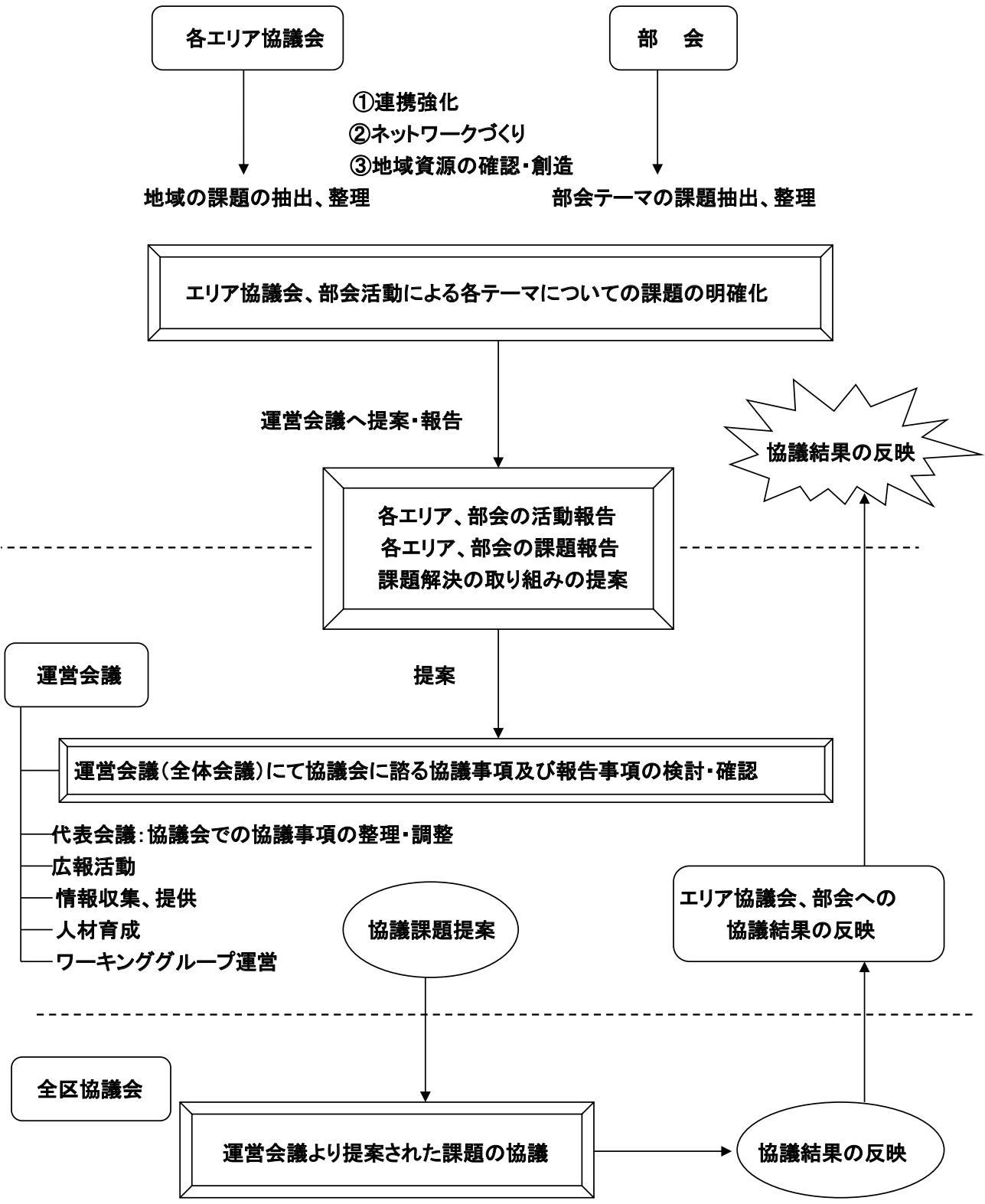
2 会議体構成及び活動イメージ

(1) 会議体構成



(2) 世田谷区自立支援協議会活動イメージ図

(2) 世田谷区自立支援協議会活動イメージ図



3 構成員名簿

(1) 世田谷区自立支援協議会 委員構成 令和6年3月31日現在

	選 出 母 体		所 属	氏 名
1	学識経験者		淑徳大学 副学長 高等教育研究開発センター 教授 地域共生センター長	鈴木 敏彦
2			立教大学 コミュニティ福祉研究所 研究員	丸山 晃
3	相	指定一般相談支援事業者	地域生活支援センターMOTA	山梨 武夫
4	談	指定特定相談支援事業者	自立生活センターHANDS世田谷 事務局長	鈴木 範夫
5	支		せたがや檜の木会 相談支援センター あい 管理者	中川邦仁丈
6	援	障害児相談支援事業者	重症心身障害児療育相談センター	等々力寿純
7	事	地域活動支援センター	地域生活支援センターMOTA	杉山真生子
8	サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	生活介護	すまいる梅丘 施設長	月永 清美
9		就労移行	障害者就労支援センター すきっぷ 施設長	西村 周治
10		児童発達支援、 放課後等デイサービス	デイサービスにじのこ 施設長	土屋 仁
11		高次脳機能障害相談	ケアセンター ふらっと	川邊 循
12		グループホーム	グループホーム おはなの家 サービス管理責任者	天野実千代
13		居宅介護	世田谷ホームヘルプサービス 所長	永嶋 千秋
14	障害者福祉団体連絡協議会		世田谷さくら会	野村 武夫
15	当事者		世田谷ミニキャブ区民の会	荻野 陽一
16	家族		世田谷区手をつなぐ親の会 副会長	阪田 純
17	障害者就労関係者		東京商工会議所 事務局長	霜崎 敏一
18			ハローワーク渋谷 雇用開発部長	永田 弘行
19	世田谷区立保健センター		世田谷区立保健センター 専門相談課長	竹花 潔
20	教育関係者		光明学園 校長	島添 聡
21			青鳥特別支援学校 PTA会長	遠藤 知子
22	保健医療関係者		世田谷区医師会 小児学校保健部 担当理事	齊藤 一郎
23			玉川医師会 理事	坂本 剛
24			世田谷区歯科医師会 理事	桔梗 知明
25			玉川歯科医師会 理事 (会立歯科診療所 運営委員会 担当)	米山ゆき子
26			世田谷薬剤師会 副会長	八木 亮
27			玉川砧薬剤師会 理事	橋元 晶子
28			訪問看護ステーションきたざわ苑 所長	鈴木さおり
29			都立松沢病院 患者・地域サポートセンター 患者・家族支援グループ	谷田部成徳
30			国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	木暮 紀子

	選 出 母 体	所 属	氏 名
31	弁護士、社協構成員	弁護士	松本 俊一
32		世田谷区社会福祉協議会 権利擁護課長	若林 一夫
33	民生委員代表者	世田谷区民生委員児童委員協議会 副会長	小池 宗和
34	自立支援協議会エリア・ 部会代表者	世田谷エリア自立支援協議会 会長	大野 圭介
35		北沢エリア自立支援協議会 会長	笹森 紀代
36		玉川エリア自立支援協議会 会長	高橋 明良
37		砧エリア自立支援協議会 会長	荒井 広祐
38		烏山エリア自立支援協議会 会長	片岡 学
39		自立支援協議会 地域移行部会 部会長	松浦 聖
40		自立支援協議会 虐待防止・差別解消・ 権利擁護部会 部会長	松本 俊一
41		自立支援協議会 子ども部会 部会長	河合 高鋭
42	障害者関係所管部長	北沢総合支所 保健福祉センター所長	安間 信雄
43		障害福祉部長	須藤 剛志
44		世田谷保健所長	向山 晴子

(2) 令和5年度 世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿

① 世田谷エリア自立支援協議会	会 長	大野 圭介	ファクトリー藍
		徳永 宣行	ナイスケア世田谷相談支援センター
		斉藤 由子	上町工房
		根子 琢行	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 世田谷地域社協事務所
		岡田 貴子	重症心身障害児療育相談センター
		一刈 貴典	世田谷区立駒沢生活実習所
		湯浅 順子	世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと
		河野 由香	池尻あんしんすこやかセンター
		西 文子	相談支援センター架け橋
	事務局	山内 聡	ぽーとせたがや
		小山 歩	ぽーとせたがや
		高橋 由茄	ぽーとせたがや
② 北沢エリア自立支援協議会		西城 真理子	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当
		衛藤 智之	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当
	会 長	笹森 紀代	一般社団東京総合福祉・指定相談支援事業所
	副会長	松浦 茂尚	山下商店街理事
	副会長	都 宏之	デジタルテンパ代表
		村井 やよい	世田谷区重症心身障害児（者）を守る会・会長
		野口 竜一	NPO ワークスコープ「区立すまいる梅丘」
		小松 美穂	特定非営利活動法人自立の家 相談支援センターかりんとう
		岡田 裕也	NPO ワークスコープ「たちかわーく」
		谷口 順子	特定非営利活動法人子育て支援グループ amigo
		宮武 園子	特定非営利活動法人子育て支援グループ amigo
		鎌田 亜希	障害者支援施設 梅ヶ丘
		高木 大輔	NPO 法人「ウッドベッカーの森」
		古川 克己	(株)日本エルダリーケアサービス「おおきなき明大前」
		伊藤 俊平	社会福祉法人せたがや檜の木会「まもりやま工房」
		松野 未香	北沢地域社会福祉協議会（梅丘地区）
		浅賀 崇	北沢地域社会福祉協議会（梅丘地区）
		佐藤 彩子	松原あんしんすこやかセンター
		大内 裕美子	松原あんしんすこやかセンター
		佐藤 雅一	保健センター専門相談課 高次脳機能障害担当
		重田 朗子	民生委員 北沢地域会長
		相沢 達也	株式会社東京在宅サービス
		木村 昌代	株式会社ほっとナビ ほっとナビ訪問看護ステーション
		生駒 裕人	株式会社ほっとナビ ほっとナビ訪問看護ステーション
		對馬 陽一郎	特定非営利活動法人 さらプロジェクト さら就労塾@ぼれぼれ
		加藤 慎吾	特定非営利活動法人 さらプロジェクト さら就労塾@ぼれぼれ
		宮本 優	(認定 NPO 法人) わんぱくクラブ育成会 相談支援センターわんぱく

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

② 北沢 エリア 自立 支援 協議 会		後藤 珠希	世田谷区基幹相談支援センター
	事務局	谷田部 雅美	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当係長
		越水 和成	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当副係長
		河口 ひなの	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当
		柴田 澄子	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当
		杉山 真生子	ぽーときたざわ
		津倉 景子	ぽーときたざわ
		伊藤 貴祥	ぽーときたざわ
③ 玉川 エリア 自立 支援 協議 会		望月 学	ぽーときたざわ
	会長	高橋 明良	さわやかはーとあーす世田谷
		石野 正子	玉川福祉作業所（本園・分場）
		迫 雅之	エムツー・サポート
		細田 隼矢	岡本福祉作業ホーム玉堤分場
		小俣 俊行	奥沢福祉園
		金子 陽介	九品仏生活実習所
		八田 晋一郎	グループホームはるの邑
		三木 義一	身体障害者自立体験ホームなかまっち
		小池 宗和	玉川地域民生委員・児童委員協議会
		田坂 知樹	相談支援ツナカン
		中尾 有紀子	玉川地域社会福祉協議会事務所
		竹田 幸代	Do-will
		金戸 敬治	発達障害者就労支援センター ゆに
		佐伯 正和	ヒューマン・ケア
		義野 貴之	わんぱくクラブ駒沢
		上田 まゆら	相談支援事業所青い鳥
		手塚 由美	輝水会
	事務局	原 ひろみ	ぽーとたまがわ
		小宮 栄一郎	ぽーとたまがわ
		齋藤 幸夫	ぽーとたまがわ
		海野 裕司	ぽーとたまがわ
		清水 直子	ぽーとたまがわ
		伊藤 美和子	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当課長
		加納 秀和	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当係長
		島 達哉	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当副係長
④ 砧 エリア	会長	荒井 広祐	友愛デイサービスセンター
	副会長	名倉 壮郎	世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ
		浅見 由希	子どもの生活研究所
		猪瀬 桂二	世田谷区発達障害相談・療育センター げんき
		川名 三知代	ココカラファイン薬局 砧店

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

④ 砧 エリア 自立 支援 協議 会		木暮 紀子	国立成育医療研究センター
		鈴木 雄介	まつばらけやき相談支援センター
		多田 健一郎	相談支援センターおかもと
		田中 正則	世田谷区立砧工房分室キタミ・クリーンファーム
		田村 百代	相談支援センターあい
		中根 順子	サポートセンターきぬた
		布施 麻紀子	プレイ&リズム希望丘
		山本 健一	砧あんしんすこやかセンター
		山本 吉輝	世田谷区立千歳台福祉園
		渡邊 朗史	世田谷更生館
	事務局	並木 美紀	砧総合支所 保健福祉課長
		山中 巖	砧総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		岡村 佳代子	砧総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		川島 理英子	砧総合支所 保健福祉障害支援担当副係長
		長見 亮太	ぽーときぬた
		石原 かおる	ぽーときぬた
		野口 与志乃	ぽーときぬた
⑤ 烏山 エリア 自立 支援 協議 会	会長	片岡 学	相談支援事業所 マーベラス
		松浦 聖	team shien ma
		高田 純子	烏山ボランティアビューロー
		鵜飼 裕之	障害福祉事業所ここから
		奥村 ユミ	にじのこ幼児グループ
		三池 八寿子	基幹相談支援センター
		石山 瑞穂	昭和大学付属烏山病院
		野々村 武志	世田谷区立烏山福祉作業所
		松清 敏子	相談支援センターちぐさ
		安藤 由美子	さくらハウス
		木下 寛	給田福祉園
		矢野 香	北烏山なごみ保育園
		越川 則行	コイノニアかみきた
		小林 暁子	烏山地域社会福祉協議会
		阿部 悠里絵	訪問看護ステーションデューン烏山
		西 宏隆	東京都立松沢病院
	事務局	田嶋 真一	烏山総合支所 保健福祉課長
		児島 智子	烏山総合支所 保健福祉課地域支援担当
		福田 雄亮	烏山総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		高見 典子	烏山総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		濱尾 範子	烏山総合支所 保健福祉障害支援担当
		宮内 宏子	ぽーとからすやま
		岡部 弘明	ぽーとからすやま

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

⑤ 烏 山		守屋 歩美	ぽーとからすやま
⑥ 地域移行部会	部会長	松浦 聖	team shien m.a
		南大路 直子	team shien m.a
		川口 宏一	社会福祉法人めぐはうす
		進藤 義夫	特定非営利活動法人障害者支援情報センター HASIC
		梶 時子	都立中部総合精神保健福祉センター
		山下 麻紀	地域生活支援センター MOTA
		萱中 喜代美	サポートセンターきぬた
		山本 習子	相談支援事業所梅ヶ丘
		大塚 瑞生	team shien m.a
		後藤 珠希	世田谷区基幹相談支援センター
		中村 雅俊	世田谷トラストまちづくり（住まいサポートセンター）
	事務局	西中 伸太郎	障害福祉部 障害保健福祉課障害福祉担当
		小澤 康子	障害福祉部 障害保健福祉課障害福祉担当
		川崎 佑真	障害福祉部 障害保健福祉課障害福祉担当
		小田 麻理恵	障害福祉部 障害保健福祉課障害福祉担当
		熊谷 佳子	世田谷保健所 健康推進課
		秋本 和奏	世田谷保健所 健康推進課
⑦ 虐待防止・差別解消・権利擁護部会	部会長	松本 俊一	蒼樹法律事務所 弁護士
		鈴木 敏彦	淑徳大学 副学長
		西村 周治	区立障害者就労支援センター すきっぷ
		若林 一夫	世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課
		薬師丸 和浩	東京リハビリテーションセンター世田谷
		中川 邦仁丈	せたがや榎の木会 相談支援センターあい
		山形 重人	自立生活センター HANDS 世田谷
		野々村 武志	烏山福祉作業所
		天野 実千代	グループホーム おはなの家
		芳村 裕子	烏山ホームヘルプサービス
		阪田 純	世田谷区手をつなぐ親の会
		竹花 潔	世田谷区保健センター 専門相談課
		早川 明伸	人権擁護委員
		齋藤 太雅	世田谷警察署 生活安全課防犯係
		立山 寛信	北沢警察署 生活安全課防犯係
		高木 智香	玉川警察署 生活安全課防犯係
		木下 忠介	成城警察署 生活安全課防犯係
	所管課	宮川 善章	障害福祉部 障害施策推進課
		須田 健志	障害福祉部 障害者地域生活課
		石川 誠	障害福祉部 障害保健福祉課
		濱田 隆行	北沢総合支所保健福祉センター 保健福祉課

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

⑦ 虐待防止・差別解消・ 権利擁護部会		高橋 裕子	玉川総合支所保健福祉センター 健康づくり課 (世田谷保健所 玉川保健相談課)
		安間 信雄	北沢総合支所保健福祉センター
		柏原 耕治朗	玉川総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課
		宮本 千穂	世田谷保健所 健康推進課
		平原 将利	経済産業部 消費生活課
	事務局		障害福祉部 障害施策推進課
⑧ 子ども部会	部会長	河合 高鋭	鶴見大学短期大学部保育科
		鎌田 建太郎	相談支援ウイング
		田坂 知樹	相談支援ツナカン
		浅見 由希	子どもの生活研究所
		矢野 香	北烏山なごみ保育園
		石山 恭子	子育て支援グループ amigo
		大谷 由紀子	基幹相談支援センター
		坂根 陽子	世田谷区保健センター
		柏原 耕治朗	玉川総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課課長
		濱田 隆行	北沢総合支所保健福祉センター 保健福祉課課長
		宮川 善章	障害福祉部 障害施策推進課課長

4 活動内容

[1] 令和5年度 世田谷区自立支援協議会年間開催状況

月	世田谷区 自立支援協議会		各エリア協議会・地域移行部会								シンポジウム 実行委員会	相談支援 ワーキング グループ
	本会	運営 会議	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地域 移行	虐待防止 ・ 差別解消 ・ 権利擁護	子ども		
4月			27日	27日	25日	20日	24日	19日				
5月		12日	25日	25日	23日	20日	29日			19日		24日
6月		9日	22日	22日	27日	22日	26日	21日	27日	23日	8日	28日
7月	28日	7日	27日	27日	26日	20日	24日	19日	18日		13日	5日
8月			24日	24日		19日	28日			18日		
9月		8日	11日 28日	28日	26日	21日	25日	20日	19日		14日	14日 27日
10月		13日	2日 26日	26日	24日	13日 20日 (本会)	23日	25日	17日	6日	12日	
11月		10日	6日 16日	3日 30日	17日	18日	27日	22日			9日	29日
12月		8日	21日 24日		19日	21日	18日	20日 21日 (あんすこ スキル アップ会)	19日	22日		
1月	26日	12日	25日	25日	23日	20日	22日	24日	16日			24日
2月		9日	14日 29日	22日	27日	22日	26日	21日		5日		
3月		8日	14日 18日	28日		22日	18日	19日			14日	

[2] 各会議体の活動状況

①令和5年度 世田谷区自立支援協議会運営会議 活動報告

【運営会議】

(構成員) 協議会の会長及び副会長、各エリア協議会・部会の会長、
総合支所保健福祉センター保健福祉課及び区担当所管課の職員

(役 割) 要綱 所掌事項

- (1) エリア自立支援協議会及び部会での協議に基づき、協議会所掌事項の整理・調整を行う
- (2) 部会の設置と構成員の検討
- (3) ワーキンググループの運営
- (4) シンポジウム、講演会等の企画及び運営
- (5) 相談支援事業者の質の向上を図るための研修の実施に関する事項
- (6) 関係機関等から提供される情報の整理と協議会への提供準備
- (7) その他協議会の運営に必要な事項

【各回の主な検討事項】

月 日	会 議 名	議 事
5月12日	第1回運営会議	1 はじめに 自己紹介 2 世田谷区自立支援協議会について (1) 世田谷区自立支援協議会について (2) テーマについて (3) 年間活動計画案 3 各エリア・部会の活動状況報告 4 令和4年度自立支援協議会活動報告書について
6月9日	第2回運営会議	1 一般財団法人 輝水会について 2 世田谷区自立支援協議会本会議案について 3 各エリア・部会の活動状況報告 4 人材育成について 5 障害施策推進課 計画担当者より (1) 次期せたがやノーマライゼーションプランの策定に向けた検討状況について (2) (仮称) 世田谷手話言語条例(骨子案)について 6 その他 令和5年度東京都相談支援従事者現任研修への協力依頼
7月7日	第3回運営会議	1 令和4年度日中サービス支援型グループホーム実績報告について 2 各エリア・部会の活動状況報告 3 障害施策推進課 計画担当者より (1) (仮称) 世田谷区手話言語条例(素案)について (2) (仮称) せたがやインクルージョンプラン中間まとめ(案)について 4 令和5年度第1回世田谷区自立支援協議会本会について 5 人材育成について 6 その他 (1) 「藍展2023」のご案内 (2) 極楽フェスの案内

月 日	会 議 名	議 事
9月8日	第4回運営会議	1 世田谷区相談支援従事者初任者研修実施報告 2 各エリア・部会の活動状況報告 3 人材育成について 4 (仮称) せたがやインクルージョンプランについて
10月13日	第5回運営会議	1 日中支援サービス型グループホーム実績報告への質問等について 2 各エリア・部会の活動状況報告 3 人材ワーキンググループについて 4 その他 (1) 世田谷区農福連携事業について (2) 天山龍雅の世界 レストランアンシェーヌ藍の案内
11月10日	第6回運営会議	1 各エリア・部会の活動状況報告 2 地域生活支援拠点について 3 人材について 4 令和5年度第2回自立支援協議会本会議事案について 5 その他 日中支援サービス型グループホーム実績報告について 第7回 ごきんじょ市
12月8日	第7回運営会議	1 各エリア・部会の活動状況報告 2 第2回自立支援協議会本会事案について (1) 開催方法について (2) 議事案について
1月12日	第8回運営会議	1 各エリア・部会の活動状況報告 2 令和5年度第2回自立支援協議会本会について (1) 議事案について (2) 令和6年度年間スケジュールについて 3 来年度の自立支援協議会について 4 その他 令和5年度自立支援協議会セミナーの資料について ～アートギャラリーチェリー成城にて大決算 SALE ご案内
2月9日	第9回運営会議	1 各エリア・部会の活動状況報告 2 第2回自立支援協議会本会振り返り 3 来年度の自立支援協議会について 4 その他 エリア運営会議のオンライン開催について
3月8日	第10回運営会議	1 各エリア・部会の活動状況報告 2 来年度の自立支援協議会について 3 その他 (1) 榎の木会の広報誌について (2) 来年度のスケジュールについて

【活動概要と実施結果】

1 令和5年度年間活動報告

各回共通して、各エリア自立支援協議会、専門部会等の活動を共有し、必要に応じて意見交換を行った。インクルージョンプランや緊急時バックアップセンター等について適時、所管課からの説明を受け、質疑応答を行った。重点的に行ったこととして「人材に関すること」と「今後の世田谷区自立支援協議会に関すること」について検討した。この2点を検討するに至った経緯として、せたがやインクルージョンプラン（令和6年度～令和8年度）策定に向けて、世田谷区自立支援協議会からの意見を提出するにあたり、令和4年度より各エリア自立支援協議会等で集約したものを運営会議で共有し、意見交換を行ったが、どのように意見を出すとプランに反映されるのか？以前からこのような取り組みを行っているが、どのように反映されたのかが見えないという意見があった。このような状況から運営会議・本会のあり方を検討すると同時に実質的な成果を目標に運営会議で検討し、本会で承認を得て、次年度につなげる取り組みを事務局で検討した。都内の自立支援協議会で、地域課題として検討している中で、世田谷区自立支援協議会で取り組んでいないことの一つとして“人材”があがり、それをテーマとして事務局で提案し、検討した。

2 令和5年度実施結果

（1）人材に関すること

まず、インフォーマルな人材をどう増やしていくかについて検討した。それは、障害者に関ったことがない人が関わるきっかけを意図的にどのようにつくるかということであるが、地域の人に施設を開放したり、イベントを開催する、職場体験の受け入れなどの意見があがった。また、東社協『質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査 2022』を共有し、長期的な人材確保として中学生職場体験が有効であること、短期的な人材確保として福祉職に就いたことがある人の復職、ホームページリニューアルが成果として上がっている調査結果を確認した。

第1回本会においても世田谷区障害者（児）実態調査（令和5年3月）で73%が人材不足と回答した結果について共有し、本会委員からホームページリニューアルや復職キャンペーンのアイデアや福祉職に対する社会的評価の低さが課題ではないかという意見をいただいた。

これらの結果を踏まえて、事務局として人材ワーキングの設置を提案した。実態把握はできておらずエビデンスがない、実態把握はワーキングで行うことではない、ワーキングの着地点が明確でない、成果を出すイメージが持てない、さらに部会等ができると委員選出が難しいなどの意見をいただいた。

（2）今後の世田谷区自立支援協議会について

本会のあり方を検討した。第2回本会では、本会委員の方からご意見をもらえるように運営会議にてテーマを絞った。人材と防災をテーマにご意見を伺うことができた。また、近年コロナ禍でウェブでの参加が主となっていたが、顔を合わせることが大事という意見もあり、ハイブリット開催であったが、できるだけ会場での参加をお願いした。

世田谷区自立支援協議会設置要綱の第2条に協議内容の一つとして「事例ごとの支援のあり方に関すること」が挙げられているが、事例検討方法について検討した。事例検討したものを共通のフォーマット（地域課題抽出シート）に落とし込むことと、エリア協議会、専門部会、区運営会議、本会などそれぞれの会議体での相互の繋がりをイメージした。また、地域課題抽出シートを使用するにあたり、世田谷区自立支援協議会に関する理解を深め、共通認識を醸成することが必要であるという見解に至り、自立支援協議会に関する講義を令和6年度初頭に企画した。

3 実施結果から見てきたこと

（1）人材に関すること

人材については、各関係機関で人材不足が課題になっていることが明らかになったが、職種や勤務形態によっても不足の度合いが異なっており、さらに詳細を把握していく必要性もあることがわかった。そのための取組みが必要である一方、さらに自立支援協議会に参画していくための人材を選出すると本来の業務に支障が出てしまうことも想定され、確実な成果が求められていることがわかった。

（2）今後の世田谷区自立支援協議会について

本会委員は、各方面の有識者が担っており、貴重なご意見がいただけることが改めて確認できた。一方、委員数も多く、ほとんどの委員に発言の機会を設定できていないのが課題である。

本会、区運営会議、エリア自立支援協議会、専門部会等の会議体をどのようにして有効につないでいくかは、今までも検討してきたことであつたが、地域課題抽出シートの発案をきっかけに一体感をもって検討を進めていく方向性が見えてきた。また、毎年、委員も入れ替わるため、共通認識を維持していくための努力も必要であることがわかった。

②世田谷区自立支援協議会 第1回本会議事録

日 時 令和5年7月28日(金) 19時～21時

開催方法 オンラインおよび集合開催

場 所 東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース

出席 鈴木 敏彦・荻野 陽一・丸山 晃・桔梗 知明・山梨 武夫・中川邦仁丈・等々力寿純
杉山真生子・野口 竜一・西村 周治・土屋 仁・川邊 循・天野実千代・野村 武夫
阪田 純・斎藤 一郎・坂本 剛・米山ゆき子・八木 亮・松本 俊一・若林 一夫
小池 宗和・大野 圭介・高橋 明良・荒井 広佑・片岡 学・松浦 聖・笹森 紀代
河合 高鋭・安間 信雄・向山 晴子・永田 弘行・遠藤 知子・鈴木さおり・須藤 剛志
(敬称略)

<次第>

1. 開会挨拶
2. 世田谷区自立支援協議会委員構成【資料1】
3. 令和4年度自立支援協議会本会活動報告【資料2】
4. 令和5年度自立支援協議会の取組みについて
 - (1) 令和5年度活動スケジュールについて【資料3】
 - (2) 各エリア自立支援協議会について【追加資料1】
 - (3) ワーキンググループについて【資料4】
 - (4) 各部会について
5. 障害者差別解消に関する令和4年度の取組み状況及び令和5年度取組み予定について【資料5-1～3】
6. 令和4年度日中サービス支援型グループホーム実績報告【資料6】
7. 世田谷区からの報告・協議事項
 - (1) (仮称) せたがやインクルージョンプラン中間まとめ案について【資料7-1～3】
 - (2) (仮称) 世田谷区手話言語条例(骨子案)について【資料8、別紙1、別紙2】
 - (3) 地域生活支援拠点に係る報告事項について【当日資料1】
8. その他

<配布資料>

- 【資料1】 令和5年度世田谷区自立支援協議会本会委員名簿
- 【資料2】 令和4年度世田谷区自立支援協議会活動報告書
- 【資料3】 令和5年度活動スケジュールについて
- 【資料4】 指定特定相談支援事業所等アンケートについて(案)
- 【資料5-1】 (概要A4版) 令和4年度取組み状況及び令和5年度取組み予定
- 【資料5-2-1】 障害を理由とする差別に関する相談・問合せ・対応(6月件数)
- 【資料5-2-2】 障害を理由とする差別に関する相談・問合せ・対応(6月要旨)
- 【資料5-3】 令和4年度取組み状況及び令和5年度取組み予定
- 【資料6】 令和4年度日中サービス支援型指定共同生活援助実績報告書
- 【資料7-1】 (仮称) せたがやインクルージョンプラン中間まとめ(案)ダイジェスト版
- 【資料7-2】 (仮称) せたがやインクルージョンプラン中間まとめ(案)
- 【資料7-3】 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のポイント
- 【資料8】 (仮称) 世田谷区手話言語条例(素案)について
- 【資料8別紙1】 (仮称) 世田谷区手話言語条例(素案)
- 【資料8別紙2】 (仮称) 世田谷区手話言語条例 素案・骨子案 対照表
- 【追加資料1】 世田谷エリア自立支援協議会(2023年度の取組みについて)
- 【当日資料1】 障害者の地域生活支援機能の強化について(国における地域生活支援拠点等の整備事業)

1. 開会挨拶

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

多くの方が ZOOM でのご参加と伺っているが、一部会場でのご参加とのこと。

本日、町田市障がい者施策協議会相談支援部会より、部会長の堤様、部会委員の石橋様、芦沢様、宮城様と、町田市障がい福祉課の金子課長、支援系の有田様、松田様に参加されている。

よろしくお願いいたします。

2. 世田谷区自立支援協議会委員構成【資料 1】

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

世田谷区自立支援協議会設置要綱第 4 条で定める任期により、新たに全ての委員の委嘱をさせていただく。委員の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなる。委嘱状は後日郵送させていただく。次に、今年度より委員となられた方について紹介する。資料 1「世田谷区自立支援協議会委員構成」の網掛けとなっている方が今回より新委員となられた方である。

- ・ 特定非営利活動法人 にじのこ 理事長 土屋 仁 様
- ・ ハローワーク渋谷 雇用開発部長 永田 弘行 様
- ・ 光明学園 校長 島添 聡 様
- ・ 玉川医師会 理事 坂本 剛 様
- ・ 訪問看護ステーションきたざわ苑 所長 鈴木 さおり 様
- ・ 世田谷エリア自立支援協議会 会長 大野 圭介 様
- ・ 砧エリア自立支援協議会 会長 荒井 広祐 様
- ・ 自立支援協議会子ども部会 部会長 河合 高鋭（たかとし）様
- ・ 北沢総合支所保健福祉センター 所長 安間 信雄 様

また、都立松沢病院推薦の委員については、現在調整中となっている。なお、区関係所管課の課長がオブザーバーとして出席している。

続いて会長の互選であるが、自立支援協議会設置要綱第 5 条第 1 項に会長は委員の互選により定められている。今期は誰にお願いをすればよいか。

中川委員

引き続き鈴木敏彦委員に会長をお願いしたい。（本人並びに一同承認）

鈴木会長

皆様のご承認をいただき今期も会長をつとめさせていただく。最初にわたくしの役目として副会長を指名する役割がある。荻野委員をお願いしたい。（本人並びに一同承認。）

荻野副会長

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 令和 4 年度自立支援協議会本会活動報告【資料 2】

鈴木会長

資料 2 をもって報告とさせていただく。

4. 令和 5 年度自立支援協議会の取組みについて

（1）令和 5 年度活動スケジュールについて【資料 3】

事務局 基幹（鈴木）

資料 3 をもって報告とさせていただく。

(2) 各エリア自立支援協議会について

世田谷エリア 大野会長【追加資料1】

追加資料をもって報告とさせていただきます。

ぽーとせたがや 山内氏

Souhou そうほうサイトの「困りごと別事業所探し みつけるん」のご案内
<https://sou-hou.com/mitsukerun>

「そうほう」とは、双方向に、ネット上のよりどころになっていけばいいという思いから。

「みつけるん」の隣、世田谷地域ローカル BOX とは、車いすで入れるお店などの地域での情報を今後掲載していければと考えている。皆さまに配布した資料に QR コードを掲載してるので、是非そこから入ってみていただきたい。

北沢エリア 笹森会長

北沢地域をもっと住みやすい街にしようということを実現するために活動している。令和4年度のエリア本会では、「障害ってなんだろう」「合理的配慮のイロハ」ということで講演会を開催した。今年度のエリア本会は、出会いとつながりの機会を増やすために商店街の秋祭りに参加し、自立支援協議会のブースを設け、少しでも多くの方に北沢エリア自立支援協議会を知っていただくために周知活動を行う予定。

玉川エリア 高橋会長

昨年度に引き続き、障害がある方が高齢になっても地域で安心して暮らすためには、どのようなことが必要かについて検討していく。その他、エリア内の事業所見学や、拡大版地域ケア会議の準備などを行っている。今年度のシンポジウムのテーマが「防災」ということから、玉川エリアでは、令和元年台風19号で多摩川が氾濫した際の被災施設があることもあり、その職員から当時の状況を聞いて、グループワークを行うなど活動をしている。

砧エリア 荒井会長

エリア本会は、公助、共助、自助と防災について3か年と続けているが、今年度は、「共助」についての年となる。防災では、来年の課題「自助」が一番肝心と言われているが、その自助についてしっかり考えていけるような「共助」の内容にしていけるような内容を検討している。また、エリア本会と合わせて力を入れているのが、自立支援協議会設置要綱に定められている事例検討を積極的に行っている。今年度は8050問題のケース、知的障害者のご家族が亡くなって2か月気づかれなかったケースについて2回実施した。来月は虐待のケースで行う予定。一人でも困っていたら地域課題と捉え、自立支援協議会の本来的役割、機能を果たしていきたいと思う。その積み重ねをエリアの意見としてあげていけるようにしていく。

烏山エリア 片岡会長

令和2年度から4年度まで居場所作りとしてどのような方法があるか模索してきた。その結果 Google マップを活用して「からすのやまっぷ～居場所はここよ～」という一つの成果物が完成した。現在48団体に賛同いただき、QRコード入りのスタンドを置かせていただいている。まずは支援者から取り組むということにしている。今年度は、周知活動やブラッシュアップをしていく。また、ノーマプランの意見出しを3年かけて行うこととし、事例検討会も行っていく。4事業所が新たに運営委員として参加いただいている。自立支援協議会の理解が広がってきていると感じている。

(3) ワーキンググループについて

相談支援ワーキング 中川委員【資料2】

《相談支援事業所アンケート》資料2をもって報告とさせていただきます。

《久我山青光学園説明会》令和5年6月28日(水)に久我山青光学園の説明会を行った。アンケート結果から、小学校低学年の年頃でも、すでにゆくゆくの生活、親亡き後の不安という記載があっ

た。児童の計画相談の必要性を感じている。

シンポジウム実行委員会 事務局 基幹（薬師丸）

世田谷区では、自立支援協議会の活動について区民の方々への周知と、共生社会をめざす気運の醸成等を目的とし、毎年1回シンポジウムを実施している。今年度は障害のある方の防災をテーマに進めている。成城ホールにて、令和5年11月24日（金）18:30～21:00開催予定。構成や詳しい内容については、まだ調整・検討中だが、障害のある方の防災について有識者からの基調講演をいただき、パネルディスカッションを実施する予定である。知的障害の方、精神障害の方、身体障害の方、医療的ケアが必要な障害のある方から災害が起きたら何に困るか？災害に向けて準備していることの紹介をしていただき、パネルディスカッションを行うことを検討している。当日は、会場入り口前にあるホワイエにてパネルや資料を準備して、自立支援協議会の紹介も行う予定である。

（4）各部会について

地域移行部会 松浦部会長

今年度は、5月と8月を除いて毎月運営会議を実施し、また12月にはあんしんすこやかセンターのスキルアップ研修での勉強会を予定している。昨年度は、イベントが続き準備に追われているような状況が続いた。今年度は、昨年度の反省を踏まえ、業務上、困っていることの共有や意見交換をする時間を設けていく。現在は、深めていきたいテーマを出している最中である。一例であるが、自立生活援助、体験宿泊などのテーマがあがっている。これから集約し、今後事例検討などに広がっていけばと考えている。主観だが、コロナが5類になって、病院側の対応も柔軟になってきており、コロナの影響で何年も退院支援が入れなかった方にも入れるようになってきている。一方で、まだ院内でコロナ感染が発生している状態は続いており、急遽訪問中止になったケースもあるが、全体的には活動しやすくなってきている印象である。

虐待防止・差別解消・権利擁護部会 松本部会長

虐待防止・権利擁護については、引き続き虐待事例の検討を行った。それぞれの立場からさまざまな意見が出て、非常に充実したものになった。活用方法として、事例集は個人が特定されてしまうために使い方が難しい。行政職員向け研修の素材に使ってはどうかと思っている。差別解消については、障害者差別に関する相談が増えてこない、むしろ減少しているということに問題意識を持っている。相談へのアクセス改善、区民・事業者への周知、差別解消法の理解が深まるよう活動を行っていく。部会のネットワークを活用して区職員や事業者への出前講座や研修にも取り組んでいく。

子ども部会 河合部会長

今年度は、発達に凹凸やゆっくりである子への地域における支援体制を整備、推進するため、現行の計画に記載されている内容を確認し、現状の把握や課題の整理、必要とされる支援体制の検討を行う。福祉、教育、保健、医療など関係機関の連携強化のために事例検討を行っている。この検討結果を蓄積し、自立支援協議会や関係機関に提案、情報発信をしていく。

鈴木会長

委員からの質問、意見はないか。

（質問、意見無）

5. 障害者差別解消に関する令和4年度の実施状況及び令和5年度実施予定について

【資料5-1～3】

資料5-1～3をもって報告とさせていただきます。

鈴木会長

委員からの質問、意見はないか。

荻野副会長

資料5－1の考察は、区で行ったものか、それとも差別解消部会と共に行ったものか。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

考察は、区で行ったもの。他の事例では考察は記載されていないが、この事例は長い間議論してきたため。

荻野副会長

考察はとても大事なこと。先ほど虐待防止・差別解消・権利擁護部会で報告があったように、事例検討を行い蓄積されているとお話があった。こちらのケースも、区と部会で一緒に検討できる場があればより一層いいかと思う。また障害理解の促進と差別の解消の推進ということを取り組んでいると思うが、研修など、障害当事者と一緒に行っていくということが、ある程度義務づけられる必要があるのではと感じている。評価はいろいろあると思うが、当事者が活躍できる場を作っていくということも次期プランにも入っているので、出来る限り、当事者と一緒に取り組んでいくということを明確にしていだけるといい。

鈴木会長

研修など当事者の参画について区の考えはいかがか。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

小学校への出前講座、手話講師の派遣など歴史が浅く試行錯誤している。おっしゃる通り、昨年度制定した条例の理念もあるので、当事者の参加を前提としていくことを、少しずつ進められるようにしていく。

6. 令和4年度日中サービス支援型グループホーム実績報告【資料6】

事務局 基幹（鈴木）

令和5年7月8日（金）の自立支援協議会運営会議にて、資料6の報告を受けた。

中川委員

【日中活動について】

多くの日中支援型グループホームを訪問しているが、課題は多く、危惧している。ほとんどの日中支援型グループホームでは日中支援は、何もしていなくて、居るだけになってしまっている。昨年度も同じように申し上げ、その報告もいただいたが、日中支援型と言いながら、基本的には入居者の方は、日中の活動場所があり1名の方を除き、ほとんどが土日の日中支援という形になっているように思われる。1名だけが週4日グループホームで過ごしている。日中活動の報告としては、生活上やるべき活動があり、それ以外の時間はどのように過ごしているのか、調理等のイベントという報告はあるが、具体的に見えてこない。昨年度の報告では、音楽療法があったが、今年度は無くなった。通所しない代わりの活動が見えてこない。日中活動支援型のグループホームを希望して入居されている中で、それに応じた活動が見えない。

日中支援型グループホームの入居者が今後通所できなくなった時に、閉鎖的な社会に閉じ込められていく危険性がある。細かなところまで見て、質の高いサービスにつなげて欲しい。

【権利擁護の取組みについて】

発語がない方や意思決定が難しい障害のある方に対し、どのようにアドボケートをしていて、生活を組み立てているのかを記して欲しい。どのようなやり取りがあったのか記して欲しい。

【医療的ケアへの対応】

基本的には、てんかん発作対応のみになっている。一般的な医療的ケアという言葉のイメージと異なるので、具体的な記載が欲しい。ダイアップの対応をしたのは、支援員なのか看護師なのかの記載をするなど。

事務局 基幹（鈴木）

参考までに昨年度の質問と回答を読み上げる。

■ 1. 利用者の状況

(1) グループホーム入居者の状況の表の右側「GHでの日中支援実績」の欄に関する質問

内容：GHでの日中支援実績がほとんどの方が週2日程度となっている。これは土日に行っているということか？もし土日だけであれば日中支援型の特長はどこにあるのか？

→バンブルとして日中支援を曜日で制限しているわけではありませんが、平日は通所を希望されている方が多いため、ほとんどの方がグループホームでの日中支援は土曜と日曜に行っています。日中支援型ですので、入居者で平日も通所ではなく、グループホームでの日中支援を受けたいというご希望があれば、土曜日・日曜日と変わらず、音楽療法、移動支援時のコーディネート、区内イベント等の情報提供、食事（昼食）支援、排泄支援、余暇（DVD鑑賞など）支援、相談（日頃困っていることなど）支援等をおこないます。

■ 2. 支援実績等（当該年度に実際に取り組んだ内容等を記載ください。）

(1) 日中における支援に関する質問

内容：記載されている日中支援は音楽療法しかない。日中、通所できない方たちがその日中の過ごし方をどう支援を受けてどういう活動をしているかが重要だが、記載通り音楽療法のみなのか？

→質問1で回答いたしましたように平日は通所を希望される方が多いため、平日、通所できない方は、体調不良により在寮となる場合がほとんどです。体調とは関係なく、グループホームでの日中支援を選ばれた場合に音楽療法を選択肢の一つとして提供しております。音楽療法は他のグループホームでは実施しないプログラムかと考え特記しております。音楽療法の他は、質問1で回答いたしましたように移動支援時のコーディネート、区内イベント等の情報提供、食事（昼食）支援、排泄支援、余暇（DVD鑑賞など）支援、相談（日頃困っていること）など入居者様が希望した場合に対応しています。

鈴木会長

権利擁護の取組みは大変なことであるが、重要な項目である。バンブルに指導するという権限があるわけではないが、仲間として、どう支えていくのか応援していくのかというところで伝えた上で、質問事項は確認していく必要がある。

7. 世田谷区からの報告・協議事項

(1) (仮称) せたがやインクルージョンプラン中間まとめ案について【資料7-1～3】

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

資料7-1～3をもって報告とさせていただきます。

鈴木会長

委員からの質問、意見はないか。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

自立支援協議会でいただいた意見をどのような形に反映しているか、途中ではあるが、画面共有でご確認いただきたい。

鈴木会長

本日の報告は、この場で意見をいただくというよりは進捗報告となるため、ご意見があれば、パブリックコメントで意見を出していただく形になるかと思う。エリア自立支援協議会や部会でも共有していただき、同様の流れとなる。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

委員の意見を伺いたい。資料 7－1 の重点取組 3 「人材の確保・定着」の部分について、昨年度、当事者、事業者への実態調査の結果、事業者からの回答で人材が「大変不足している」、「不足している」、「やや不足している」が合わせて非常に高い数値 73% だった。実際の現場で人材不足についてどのようなことが起こっているのか委員の意見を伺いたい。

中川委員

相談支援事業所に関しては、先ほど説明したが、アンケートを取り実態が少し把握できるかと思う。一人事業所も多く、人材育成も難しいと思っている。法人としては、人材不足を痛感している。特に有資格者はさらに集まらない。社会福祉士の実習生を毎年、25 人程度受入れているが、その中から就職してくれる人は、毎年一人か二人しかいない。派遣で対応している事業所もある。

鈴木会長

獲得・定着のために取り組んでいることはあるか。

中川委員

現在 HP をリニューアルし先輩の声などを掲載している。人材紹介会社と連携を取りながらネットで応募できるようなシステムにしている。

桔梗委員

中川委員に伺いたい。年間実習生を多数受け入れて、就職につながる人は 1 ～ 2 名程度とのことだが、他の方はどこに就職しているのか。

中川委員

受入れ大学の実習報告会によると、公務員、一般企業が多い。大学を卒業して、福祉の資格は取得するが、福祉の現場に来る人は少ない。

桔梗委員

なるほど。となると、人材確保する上で、社会福祉士に対する正当な評価（給料面や仕事内容）が必要になってくるのではないかと。学生が選ばないということは、魅力のない仕事に写っているということだと思う。

中川委員

飲食など時給 2000 円で募集が出ている状況。福祉は人件費をそこまで捻出できない。そもそも実習先としても障害分野は選ばれなくなってきている。

桔梗委員

歯科医師会でも歯科衛生士を揃えるのがすごく難しい。理由は、正当な評価をされていないということではないかと思う。世田谷区が人件費に補助を出すとか検討してもいいのではないか。

荒井会長

自身の職場は、生活介護と短期入所を併設している事業所。生活介護では医療的ケアも行っている。しかし看護師の確保に長年にわたり苦労している。人を選ぶ状況ではなく、派遣でつなぐ状態。人材育成からは到底かけ離れており、手技を覚えて行うだけになっている。人の入れ替わりも激しい。看護師採用のイベントや実習先の登録もしているが、障害分野の人気のなさを感じる。

桔梗委員

東京都歯科医師会が、潜在している人を対象に歯科衛生士復職キャンペーンを行った。子育ても終わり、そろそろ復帰してもいいかなと思っている方などを対象とした。看護師に関しては、医師会の力をお借りして似たようなことができるのではないか。

鈴木会長

いわゆる潜在的な人材はどの分野でも復職に向けての取組みが急務だと思われる。社保審でもどの程度、人材紹介料がかかっているかの調査をしたほうがいいのではという意見も出ている。

是非、今後も人材について意見を区にあげていただきたいと思っている。

(2) (仮称) 世田谷区手話言語条例(骨子案)について【資料8、別紙1、別紙2】

資料8・別紙1・別紙2をもって報告をさせていただく。

鈴木会長

本日は報告として承る。パブリックコメントも終わり、議会に諮られている段階。令和6年4月に施行を目指している。

荻野副会長

先ほどの資料5-1のP7のイベントに手話通訳をつけてほしいという相談があったが、この条例が施行されることで、このようなイベントには、手話という言葉必ずつけるというようなことを目指すのか、そこまでは考えていないのか、スタンスがよく分からない。

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

前提として、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されている。公的機関の合理的配慮の義務化、来年度ではあるが、民間事業者も合理的配慮が義務化されていく中で何かしらの配慮をしなくてはいけない流れになってきている。一方で、先ほどの資料5-1のP7事例のように字幕でも手話でもつけてくださいという配慮だったのが、手話言語条例施行後は、強制力はないが、手話をつけましょうというような流れになってくることを期待している。

荻野副会長

ユニバーサルデザイン的に考えると、手話より要約筆記の方が利便性は高そうに思うが、誰にとっても使いやすいものという視点で考えた時、手話の普及は進むものなのか？

区 障害福祉部 須藤部長

手話は、聴覚障害のある方への情報へのアクセス＝手話という側面もあるが、今回の条例は、手話を言語としての文化的な所産として、言語として位置づけをはっきりさせたかったという点大きい。現時点で合理的な配慮として、その方にとって何がよいのかを踏まえて配慮していくということを先の条例(世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例)で示したところであるが、だからと言って手話言語が合理的配慮になるということではないは言語として手話が認められてみんなが理解できるようになるということであるが、手話が言語であるという理解の元、例えば、この場において手話を必要とする方がいない場合でも手話通訳していただくのが適切かどうかというのは、個別に考えていく必要がある。一方、広く公開され、誰が参加するかわからない場合は、基本的には言語として手話を使う方がいるという前提に立って配慮していく必要があると認識している。2つの条例〔(仮称)世田谷区手話言語条例〕と〔世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例〕でどちらのことなのかかわかりづらい部分はあるかと思うが、今回の条例のきっかけは、手話を言語として位置付けることにあっていると考えている。

鈴木会長

具体的な対応としてどうするのかということを荻野副会長は問われているので、差別解消法の合理的配慮提供の義務なども含めて交通整理をして考えていくべきと思われる。

(3) 地域生活支援拠点に係る報告事項について

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

障害者の地域生活支援機能の強化、緊急時バグアップセンターの受付状況等について画面共有でご確認いただきたい。【当日資料1】

秋以降に①相談②緊急時の受入・対応③地域の体制づくりの3つの機能を全区展開する。

野村委員

当日資料1では、3障害の中で精神障害者の申込が極端に少ない。精神障害者の参画を進めて欲しいのが1点、精神障害者の特性を理解した方が対応するようにコーディネートして欲しいのがもう1点。この2点の検討をお願いしたい。

鈴木会長

これはご要望ということで受け止めたい。数字的にも精神障害の方をどう支えるのかは課題と思われる。

中川委員（緊急時バックアップセンター施設長）

精神の方の登録者数は、まだ増えてはいない実態があるが、潜在的に繋がっている方もいるのかとも思っている。ご家族の方が登録をすることが多く、精神の方はご自身で動かれる方が多いので周知の仕方が課題としてあるのかもしれない。

専門的人材については、コーディネーターの職員の中には、公認心理士の資格を持った職員がおり、精神領域においても精通した職員を配置している。

登録者数について、今年度になってからも増えており、7月の段階で166件であり、日を追うごとに増えている状況にある。相談件数も今年度に入って増えてきている状況で、本日も先ほどまで対応していた。是非、緊急時バックアップセンターを使っていただきたい。

鈴木会長

委員の皆さまの声、運営されている法人の声、まだサービスにつながっていない人もいると思うが、今利用されている方のニーズなどを蓄積しながら次なるニーズ、次なる展開というものを考えていく必要があると強く思っている。新しい取り組みが今動き始めているところをご報告いただいた。

これで予定されていた議題はすべてになる。全体を通して皆様から何かありましたら承りたい。

丸山委員

他の自治体で案内があったが令和5年8月28日に地域自立支援協議会交流会がある。他の自治体の状況、地域移行の課題などを学べる機会なので、参加を希望する委員がいたら区の方でも調整していただきたい。

鈴木会長

改めて区の方から委員の方へ周知をお願いする。最後に須藤部長より一言コメントをいただきたい。

区 障害福祉部長 須藤部長

本日は、お忙しい中、ご参加いただき、また、日頃より様々な活動に取り組んでいただき、感謝申し上げたい。今日いただいたご意見をしっかりと世田谷区の方で受け止めて、次の展開に生かしていきたいと思うので、引き続きよろしく願います。コロナもまた少しずつ増えてきているので、お気を付けつつ、活動の方も継続してほしい。

鈴木会長

すべてのご意見をいただけたとは思っていない。またオンラインの開催なので、なかなか難しいところもあった。ご意見等あれば、区の方にお寄せいただくということでお願いをしておきたい。では以上をもちまして。令和5年度第1回世田谷区自立支援協議会本会を終了させていただく。皆様夜分遅くまでご参加いただき感謝申し上げます。

③世田谷区自立支援協議会本会 第2回本会議事録

日 時 令和6年1月26日(金) 18時30分～20時45分
開催方法 集合開催およびオンライン
場 所 東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース
出 席 (会 場) 鈴木 敏彦・荻野 陽一・丸山 晃・中川邦仁丈・天野実千代・野村 武夫
竹花 潔・島添 聡・遠藤 知子・谷田部成徳・松本 俊一・若林 一夫・大野 圭介
笹森 紀代・高橋 明良・片岡 学・須藤 剛志
(オンライン) 山梨 武夫・鈴木 範夫・等々力寿純・西村 周治・土屋 仁・川邊 循
永嶋 千秋・阪田 純・斎藤 一郎・坂本 剛・桔梗 知明・米山ゆき子・八木 亮
橋元 晶子・木暮 紀子・小池 宗和・荒井 広佑・松浦 聖・河合 高鋭 (敬称略)

<次第>

1. 開会挨拶
2. 令和5年度の活動について
 - (1) 各エリア協議会
 - (2) 相談支援ワーキンググループ【資料2】
 - (3) 専門部会(地域移行部会、差別・権利擁護・虐待防止部会、子ども部会)
 - (4) 自立支援協議会シンポジウム実行委員会【資料3】
 - (5) 自立支援協議会運営会議【資料4】
3. 上記活動報告に関する意見交換
 - (1) 防災について ～玉川エリア協議会、砧エリア協議会、シンポジウム実行委員会より
 - (2) 人材について ～烏山エリア協議会、自立支援協議会運営会議より
4. 障害を理由とする差別に関する報告について【資料5】
5. 世田谷区からの報告事項【資料6～8】※別紙含む
6. 令和6年度世田谷区自立支援協議会活動スケジュール案【資料9】
7. 事務連絡

<配布資料>

- 【資料1】第2回本会参加者名簿
- 【資料2】相談支援ワーキンググループ アンケート集計結果案
- 【資料3】令和5年度自立支援協議会シンポジウム実施報告書案
- 【資料4】令和5年度運営会議 人材について
- 【資料5-1】障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況 件数
- 【資料5-2】障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況 要旨
- 【資料6】障害者の地域生活支援機能の強化について
- 【資料7】せたがやインクルージョンプラン 世田谷区障害施策推進計画案について
- 【資料7 別紙1】せたがやインクルージョンプラン 世田谷区障害施策推進計画-(案)【概要版】
- 【資料7 別紙2】せたがやインクルージョンプラン 世田谷区障害施策推進計画-(案)【全文】
- 【資料7 別紙3】(仮称)せたがやインクルージョンプラン 世田谷区障害施策推進計画-(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について
- 【資料8】世田谷区手話言語条例
- 【資料8 別紙1】世田谷区手話言語条例(案)
- 【資料8 別紙2】世田谷区手話言語条例 案・素案 対照表
- 【資料9】令和6年度世田谷区自立支援協議会活動スケジュール案
- 【追加資料1-1】烏山エリア本会資料①
- 【追加資料1-2】烏山エリア本会資料②人材について

1. 開会挨拶

区 障害福祉部 障害施策推進課 早川係長

本日、障害施策推進課課長宮川が緊急対応で遅延するため、到着するまでは早川が代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 令和5年度の活動について

(1) 各エリア協議会

世田谷エリア 大野会長

昨年度の取り組みから、障害当事者や家族が無理なく主体的に立ち寄ることができ、参加することができる「よりどころ」が地域の中に点在していくことが必要だと見えてきた。今年度は実際に「よりどころ」を始めた。また、エリア自立支援協議会では、事例を通して個別ケースから地域課題の抽出を考える会も行っている。第1回みんなのよりどころは、運営委員である「しごとねっと」の湯浅氏を招き、働くことについてのミニ講座を開催した。参加者は当事者5名だった。第2・3回は、気軽に参加できるように「おいしい珈琲いかがですか」をテーマで開催したが、参加者された当事者が各2名という結果となった。なぜ参加者が少なかったか検討したところ、テーマがわかりづらく、また自由度が高いとハードルが高くなり、集まりにくいのではないかという意見があがった。第4回は「クリスマスにグランドハープを聴きながらコーヒーとケーキを食べませんか」とテーマをわかりやすくした。職員を含め25名が参加した。ディスカッションを行い、「知っている人がいると安心」「イベントに合わせるとわかりやすくて良い」「愚痴が話せると良い」「友達や親子で参加できると良い」などの意見をいただいた。第5回は、バレンタインの日にみんなのよりどころ「ハープを聴きながらチョコレートケーキを食べよう」を開催予定である。また、3月18日には話す会の開催を予定している。

北沢エリア 笹森会長

今年度は人々との出会いや繋がりのお機会を提供していくために、令和5年11月3日、豪徳寺山下商店街の恒例イベントである「秋の味覚祭り」に初めて出店し、総合受付及び警備のボランティアとして参加した。出店は焼き菓子と食品の販売を行った。また、北沢エリア自立支援協議会のPRマスコットキャラクター『うえるかもんくん』の顔出しパネルの写真コーナーを設けた。このイベント参加を通して、商店街の皆さんや多くの地域住民の方々とふれあうことができた。今後も毎年参加し、人々の出会いの場として多くの方々と繋がる機会を増やして、自立支援協議会として地域の声を聞き、障害があってもなくても、誰もが自分らしく暮らせる住みやすい街の実現を目指し、活動していく。

玉川エリア 高橋会長

今年度は防災をテーマに取り組んでおり、令和元年の台風19号に被災された施設からの報告を元にグループワークを行った。前年度同様に高齢福祉分野と障害福祉分野の関係者が一堂に集まり、玉川地域版地域ケア会議((拡大))を開催した。地震に対する防災をテーマに100名を超える方が参加し、たくさんの意見をいただいた。他には、玉川エリアの施設見学会や身体障害の方、精神障害の方の地域移行の現状や課題についての勉強会を行った。また、地域資源の情報発信をテーマにエリア内の大学に在籍している大学生と一緒にグループワークを行うなどの活動を行っている。

砧エリア 荒井会長

令和4年度から令和6年度にかけて3か年計画で、災害時の「公助」「共助」「自助」を順に検討を重ねていき、最終的には、防災に強いエリア、強固な地域のネットワークを形成していくことを目標に行ってきた。10月19日、「共助」をテーマにエリア本会を開催し、68名が参加した。

「来年も参加したい」「議論の時間が足りない」などの意見があった。来年度のテーマである「自助」に向けて検討を開始している。また、地域課題の抽出方法や自立支援協議会のあり方を運営委員の方々と検討を重ね、形にしていけるように取り組んでいる。

烏山エリア 片岡会長【追加資料 1－1、1－2】

令和 5 年 11 月 16 日、「烏山エリアにも人材不足があるのか」をテーマに全体会を開催した。結果としては、烏山エリアでも人材不足を感じており、人材の確保のためには地域機関とつながる仕組みづくりが重要であることを共有した。その他結果などの詳細については、追加資料 1－2 をもって報告とさせていただく。烏山エリア自立支援協議会では、月に 1 度、運営会議を開催し、年間テーマを決めずにその時々々の困り事についての意見交換を中心に行っている。烏山エリアには地域共生社会の実現に向けた協働体である「つなぐ烏山」がある。「つなぐ烏山」の協力を得て、当事者の講話を聞く「心のバリアフリー研修」を開催予定である。また、昨年度まで取り組んでいた居場所づくりの 3 か年計画の成果である「からすのやまっぷ」を今年度より開始している。QR コードや Google のマイマップを活用し、居場所の情報発信を行うとともに、登録事業者の募集を随時行っている。この取り組みは来年度以降も継続する予定である。

(2) 相談支援ワーキンググループ【資料 2】

中川委員

令和 5 年 6 月 28 日、久我山青光学園にてオンライン開催で「相談支援事業について」の講義を実施し、約 30 名の保護者が参加した。アンケートでは、計画相談を利用中の方が多かった。また、放課後の居場所や通所、入所の情報がほしいなどの意見もあった。その中の意見で子どもが小学校低学年の段階で、保護者の方が心配していたのが「親亡き後」ということであった。歳を重ねる以前の段階から懸念材料になっていることに衝撃を受けた。

令和 5 年 9 月 14 日、都立青鳥特別支援学校にて計画相談説明会を対面とオンラインで開催した。事前に質問を募り、当日その質問に答える形で説明を行った。アンケートによると、計画相談を利用している方が 2 割程度で、久我山青光学園研修会では、小中学生の段階で利用されている方が多かったのに対し、青鳥特別支援学校の高校生の段階では、セルフプランの方が多いというのは新しい気づきであった。「施設やサービスの情報がほしい」「親亡き後の心配」などの意見があった。説明会後には個々に質問をいただき、直接、相談支援専門員と話すことによって解決される課題も見えた。

指定特定・児童相談支援事業所に関するアンケート調査結果報告については、資料 2 をもって報告とさせていただく。来年度の取り組みとして、事業所の新規受け入れ、マッチングの課題解消に向けての仕組みづくり、アドバイザー制度の活用、ふらっとねっとの活用、エリア事業所連絡会との連携を検討していく。

自立生活センター HANDS 世田谷 鈴木委員

資料 2 に関して、相談支援におけるの検証については細かく行われているが、相談支援を使わず積極的にセルフプランを使っている方々の実態や有効性についての検証は行われていない。厚労省においても『セルフプラン』自体は、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいもの。」とされており有効性や必要性を認証している。当区においてもセルフプランを軽視し、それを積極的に選んでいる事への思いを拾い上げずに相談支援を検証していく事はアンフェアであると考えます。

(3) 専門部会（地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会、子ども部会）

地域移行部会 松浦部会長

12 月 21 日、あんしんすこやかセンターのスキルアップ会議に地域移行部会として参加した。精神科病院からの地域移行支援について、あんしんすこやかセンターの職員の立場及び相談支援事業所の職員の立場としての意見交換をグループワークで行った。精神疾患の方に対する理解を

深めていただきたいと考えている。今後の開催方法や内容について、来年度以降どのように組み立てていくか検討していく。

地域移行支援、地域定着支援を行っていく中で、課題や問題が複雑化してきているのが実感としてある。一方で、精神科病院の長期入院患者に対する訪問支援事業と地域移行支援の2つを使い分けることができ、より広い患者層に対応できる仕組みづくりは着実に進んできている。

虐待防止・差別解消・権利擁護部会 松本部長

虐待防止、権利擁護については、運営会議で虐待の事例検討を行うとともに、昨今の虐待事例についての意見交換を行った。虐待の事例は、施設従事者による虐待について深く検討し、その結果を部会で報告した。運営会議では、学識経験者、相談支援事業者、サービス提供事業者、警察、行政、社協、法律の専門家からの多くの意見をいただき、視点が広がり、良い事例検討になった。事例検討の結果を活かす場として、区職員向けに虐待対応研修を2月6日、13日の2回実施する予定である。基本的な知識、特に実務的な知識、動きを身に付けてもらえるように企画している。

差別解消については、障害者差別に関する相談内容や対応について専門相談員より報告があり、部会で共有するとともに事業者へのアプローチについて議論している。報告内容は、交通機関の利用についての事案や学校における合理的配慮の提供についての相談が多い。法律が施行されて8年経て、若干、意識の薄れを感じるため、区民や事業者に向けて、この法律の周知の必要を部会で再確認し、これからの取り組みについて議論を深めていく。

子ども部会 河合部長

大きく2つの項目について取り組んでいる。1つ目は、福祉・教育・家庭の連携強化について事例検討を行い、連携できているところと課題を整理した。その課題として、学校、福祉、教育が連携して対応しているケースはあるが、どのように連携していくのが望ましいのか、さらに検討する必要があるのではないかという意見や、教育はどのような連携を希望しているのか知りたいなどの意見があった。来年度は、今回整理した課題に対して子ども部会として何ができるか具体的に検討していく。2つ目は、放課後等デイサービスや移動支援などの福祉サービスについて、現状の確認と意見交換を行った。来年度も引き続き検討を行い、各サービスの所管課へ情報提供をしていく。

(4) 自立支援協議会シンポジウム実行委員会【資料3】

シンポジウム実行委員会 事務局 基幹 薬師丸

資料3をもって報告とさせていただきます。

(5) 自立支援協議会運営会議【資料4】

事務局 基幹 薬師丸

資料4をもって報告とさせていただきます。

3. 上記活動報告に関する意見交換

(1) 防災について

～玉川エリア協議会、砧エリア協議会、シンポジウム実行委員会より

〈質問者〉

玉川エリア 高橋会長

防災についての地域ケア会議で、災害時は福祉現場だけでは支援が難しく、医療器具や薬などの物品の調達を考えても、福祉現場と医療機関との連携がより必須であると意見があった。そこで、災害時に各医療機関同士で行動に関する取り決めや連携システムがあるのか。また、有事の際に医療と福祉現場で効果的な連携を取るには、具体的にどうしたら良いか、委員の皆様から意見を伺いたい。

〈回答者〉

玉川医師会 坂本委員

災害時の拠点としては、関東中央病院と玉川病院がある。会員の多くが開業医だが、自分のところで受け入れ可能であれば対応する。また、小学校や中学校の避難所に医師が集まるというシステムになっている。災害時は、2つのクールに分けて考えなくてはいけない。1つ目の「発災してから72時間以内」は救急医療がメインになる。2つ目は、災害に対する関連死やメンタルケアなどの中期的なところが問題になってくる。能登半島で地震があったので医師会でもディスカッションしている最中である。

世田谷区医師会 齋藤委員

能登半島地震が起きたが、以前より世田谷区医師会では、災害に関して世田谷区は火災発生や環七・環八で行き来できなくなるなどの理由により、23区内の中でも対応が遅れると認識しており、根本から見直し、従来よりも体制を大きく変えて備える必要があると検討を始めている。

玉川砧薬剤師会 橋元委員

コロナ禍後に様々な見直しがなされているが、玉川砧薬剤師会でも今までの防災計画と世田谷区の地域防災計画を合わせて見直しを行っており、私たちがどのように動いたらいいかということのすり合わせを行っている。学校が避難所になるが、学校の環境整備は学校薬剤師の仕事であり、学校について詳しいのは学校薬剤師ということになる。学校薬剤師は薬剤師会の先生に依頼している。学校薬剤師として、地域薬剤師としてどういったことができるか今後検討していく。

〈質問者〉

荻野副会長

前回の防災シンポジウムで、障害当事者が異口同音に、薬に関する心配の声が多くあった。精神疾患や既往症をかかえている方は、薬を多く持っていたいという願いがある。いざという時に自分の薬が手に入るところがあると安心できるという声があった。投薬の問題は障害当事者にとって切実な問題である。薬の確保に関わる現状をお聞かせいただきたい。

〈回答者〉

玉川砧薬剤師会 橋元委員

避難所で皆さんの薬を揃えておくことは難しい。1週間分など、やや余裕をもってご自身で薬を揃えておくことが大事になってくる。また、日頃からお薬手帳を持っておくと良い。発災時、お薬手帳を見て、薬剤師が薬を出すこともできなくはない。

グループホーム おはなの家 天野委員

来年度義務付けられているBCPの作成を進めているところだが、能登半島で地震があり、いつ災害が起きてもおかしくないという思いで準備している。当施設を利用している方の中には、福祉避難所に入ることが難しい方もいるので、福祉避難所の登録を検討している。また、災害時に備えて緊急持ち出しファイルを作り、その中に入居者の情報とお薬手帳のコピーを入れている。他事業所などとの連携も大事である。

〈質問者〉

砧エリア 荒井会長

防災について議論してきた中で、災害時の重症心身障害者の受け入れの難しさや福祉避難所、備蓄物資等の支援体制が整っていないことなどが今後の課題だと認識している。能登半島地震直後で、各福祉関係者や地域住民の繋がりが大切であり、そのコミュニティを維持、また広げていくことが必要との意識を持っているが、時間が経つにつれて、災害に対する意識は薄れていく。自立支援協議会としてどのような支援、活動をしていけばコミュニティの輪を拡大していくことができるのか。ぜひ立教大学コミュニティ福祉研究所の丸山委員に意見や助言をいただきたい。

〈回答者〉

立教大学コミュニティ福祉研究所 丸山委員

自助には限界があり、今は皆さん災害に対しての意識は高いが、やがて忘れてくる。世田谷区は水害もあるので高い計画率で個別避難計画が作成されているが、本当に機能するのが課題である。大分県別府市や兵庫県のような先進的な自治体は、専門職であるケアマネジャーや相談支援専門員が、日常の関わりの中で困り事を聞いて個別避難計画を作っている。作って終わりではなく、その計画どおりに避難できるのかを実際にやってみて、常にモニタリングしながら訓練を頻繁に行う。さらにインクルーシブ防災という位置づけで、コミュニティソーシャルワーカーである自治体や社協が町会、専門職、当事者や家族などのつなぎ役になり、避難できるように仕組みとして構築していく。そして、それを常に意識していく。ただ計画を作って、繋がって終わりではない。いざという時の助け合いは、普段からの豊かな関係がなければ絶対に機能しない。障害当事者が地域の中に入り、日頃からの関係をどう作るかだ。実際は避難行動要支援者なので、なにがサポートとして必要なのか、薬のことや移動方法などを把握しているのは、相談支援専門員である。ただし、相談支援専門員も現状の仕事で一杯である。エリア自立支援協議会だけではなく、全体で協議し、自治体としてどういう支援ができるか真剣に考えていく必要がある。

〈質問者〉

シンポジウム実行委員会 事務局 基幹 薬師丸

今年度のシンポジウムにて、「世田谷区には災害時の支援体制が整っているが、それを知らない区民や障害当事者が多い」という話があった。障害当事者がその支援体制を十分に使えるようにするためにはどうしたら良いか。シンポジウムにも出席された世田谷区社会福祉協議会の若林委員に意見をいただきたい。

〈回答者〉

世田谷区社会福祉協議会 若林委員

社協には独自に地区サポーター制度があり、28地区にそれぞれ様々な活動をしてくれるサポーターがいる。その中から希望者で災害福祉サポーターに登録している方々がいる。災害福祉サポーターの活動としては、災害時の安否確認の補助や困り事の相談を一時的に受けて取次ぎを行うなどを想定しているが、それが機能するためには、日頃から顔の見える関係づくりが必要である。また、区の広報だけではなく、ハザードマップなどの実用的なものをどのように円滑に利用できるように伝えるかを考えなくてはならない。顔の見える関係の中で情報を伝えていくためには、我々の日常的な努力が必要で、一緒に伝えていってくれる方を横に広げていく必要もある。

(2) 人材について

～烏山エリア協議会、自立支援協議会運営会議より

〈質問者〉

自立支援協議会運営会議 事務局 基幹 薬師丸

どの事業所、企業でも人材確保や育成が難しいと言われている。各機関では、人材確保や育成にどのように取り組まれているか。重症心身障害児療育相談センターの等々力委員より意見をいただきたい。また、来年度に向けてどのように取り組んでいくべきか、方向性が見えず悩んでいる。前回の本会でも人材についてアドバイスいただいた世田谷区歯科医師会の桔梗委員に意見をいただきたい。

〈回答者〉

重症心身障害児療育相談センター 等々力委員

人材確保については、募集をしても新規で応募される人はなかなか集まらない。せっかく採用したとしても、継続性がなく辞めてしまうということが現状としてある。そんな中、業務に対して興味がある、学びたいと意欲が見られる方には、当事業所で募集の必要性がなくても繋がりを継続し、学びの時間や情報提供をしながら、必要な時が来た際には声をかけるという形を取って

きた。結果として、それが当事業所での採用ではなくとも他事業所においてそれまでの経験やノウハウが生かせるのであれば、本人にとっても、その地域にとってもプラスに働くことになると考え、取り組んでいる。人材育成については、まず目指したのが、採用した職員ができる限り継続して働いてもらえる環境づくりである。風通しがよく、自由に言いたいことが言える、聞きたいことが聞けるような環境づくりが大切である。OJTを通して、実際にやって見せる、説明する、実践させる、評価と指導を行うということを繰り返すことで、自信を持ってもらえるように時間をかけて行っている。これは、ひとり立ちしてから継続することで、さらに安心感をもって業務に取り組んでももらえることが定着につながる。また、職員一人一人のスキルアップにもなり、離職の防止の一助になるのではないかと考える。当法人は、世田谷区から委託を受けた、医療的ケア児相談支援センター Hi・na・ta の運営を行っている。Hi・na・ta では、業務の柱の中に相談支援専門員の人材育成、施設への技術支援等を行っており、安心感をもって業務にあたっていけるように、アウトリーチにて何か困った時に相談ができる体制を当事業所の多職種スタッフが対応する。各施設同士が繋がり、各施設間でも相談や情報共有ができる形づくりに取り組んでいる。まだ十分な体制やサポートができているとは言い難いが、事業所からは、いつでも相談できる顔の見える関係があることは、嬉しく、安心して業務を行えるという声が上がっている。人材確保をするためには、職場が魅力的な業務を行っていることが大切である。育成を含め、定着を図っていくためのキーワードは「安心感」ではないかと考えている。

世田谷区歯科医師会 桔梗委員

人材不足に関して前回の本会でも発言させていただいたが、歯科衛生士がとても不足している。育児のために職を離れ、復職しないままの方が多。東京都歯科医師会では、復職キャンペーンを行っており、また離職して長い方に向けてのサポートも行っている。それと同じことを看護師や保育士に向けて行えるのではないかと。また、看護師に関しては本会委員の医師会の方々に協力していただいて、看護師の掘り起こしを行う。資格を持っているのに、結婚・育児のために離職している方を掘り起こしていく方法を検討していくのがいいのではないかと。

〈質問者〉

烏山エリア協議会 片岡会長

烏山エリア協議会では、今後も人材について取り組むことを検討している。人材不足の課題を解決するために、地域の人材や地域機関とつながる仕組みづくりをしていきたいと考えている。連携先として、福祉系大学や事業所の人事部、区の研修センターでシンポジウムなどの開催の際に稼働できないか検討している。また、地域定着のために、新人職員向けに地域研修を自立支援協議会が行っていてもいいのではないかとという意見もあった。そこで、自立支援協議会として、各機関にどのようなアクションを起こせば、より良く受け入れていただけるのか、自立支援協議会と一緒に地域課題に取り組ませてほしいと申し出た際に、皆様の各機関ではどのように対応していただけるのか、委員の皆様から意見をいただきたい。

〈回答者〉

立教大学コミュニティ福祉研究所 丸山委員

先ほどエリアや部会から今年度の活動報告があったが、口頭での報告が多く、わかりにくかった。この限られた時間の中で多くの人と協議をするには無理がある。いくつかの自治体の自立支援協議会では、毎回グループ分けをして、当事者、事業所、行政を含めて意見交換できるワークショップ形式で行っている。一人ずつ発言するのではなく、協議しやすいスタイルに転換していく必要がある。各エリア、部会、運営会議で貴重な検討をしているが、本会で報告し、次にどう活かされているのか、文字として見ないとわかりづらく、内容も薄く感じる。もっと深く聞きたいが、時間がとれない。本会のもち方を変えるべきである。世田谷区自立支援協議会は1つの県規模の自立支援協議会で、11つのエリア協議会が市町村の自立支援協議会の規模である。エリア協議会が市町村の自立支援協議会のもち方をしていいのではないかと。また、いろいろな障害の方が地域で暮らしているので、エリア協議会や本会も含め、もっと当事者の参画が必要である。

4. 障害を理由とする差別に関する報告について【資料5】

区 障害福祉部 障害施策推進課 宮川課長

資料5をもって報告とさせていただきます。

5. 世田谷区からの報告事項【資料6～8】※別紙含む

資料6～8（別紙を含む）をもって報告とさせていただきます。

6. 令和6年度世田谷区自立支援協議会活動スケジュール案【資料9】

基幹相談支援センター 鈴木

資料9をもって報告とさせていただきます。

7. 事務連絡

区 障害福祉部 障害施策推進課 玉木係長

2月9日18:30より、「地域共生社会入門講座」を開催予定である。講師に埼玉県立大学の朝日先生を招き、講義とグループワークを行う。申し込みは、障害施策推進課にいただきたい。

鈴木会長

区 障害福祉部 須藤部長より一言いただき、終わりの挨拶とさせていただきます。

区 障害福祉部 須藤部長

防災について、区では危機管理官が着任した。物資を取り扱うために新たな副参事を設置し、より一層、防災に力を入れ、情報提供していく。区としては、防災に関する情報を多くの方に知っていただき、アップデートしていく情報をどのように伝えて、皆さんに認識いただくかを引き続き検討していきたい。発災時、72時間は自助が大事である。自助を補えるように、公助、共助を強くしていきたい。本日は、活発な議論をありがとうございました。

● ZOOMにてご参加いただいた、HANDS 鈴木委員よりご質問をチャットにていただいております。

【資料6】「障害者の地域生活支援機能の強化について」の「4. 令和6年度に整備する2機能（1）「体験の機会・場」の機能について」内記載の「区においては、ひとり暮らしを希望する障害児者の生活スキルを評価し、自立生活へ向けて必要な助言を行う機能を、新たに整備することとする」とある中の生活スキルとはなにを意味しているのか。そして誰がどのように評価するのか。

そもそも「障害者の自立生活」を妨げているのは、障害を持つ本人に起因するのではなく、障害者を除外してきた歴史からの社会の在り様と、それに付随しての公的保障の薄さが要因であると体感している。ここで言うスキルを技術や能力とするのであれば、それにより評価され弾かれてきた経験からもこのような表記は違和感を感じる。

鈴木委員のご質問に対する回答は、区 障害福祉部 障害施策推進課より個別に回答していただく予定である。

● 訪問看護ステーションきたざわ苑 鈴木さおり委員より人材確保、育成についてご助言いただいております。

1. 医療的ケアを必要とされる重症心身障害者が利用される事業所では、看護師の確保や定着に困っているという報告が前回の本会や運営会議でありました。

弊社のスタッフにも医療的ケアを必要とされる重症心身障害者への登校バスに同乗しているスタッフがいるが、雨天や急な体調の変化で突然中止になることや、その連絡が事業所から来ずに雨の中受け入れ場所ですずっと待っていたケースの話があった。また、医療児の心身状態もさまざまで、事業所からの丁寧な説明もあると看護しやすいのではないかと。

ここからは私の考えだが、コロナ感染症で色々と難しい面があるが、開かれた障害者施設の場のアピール・どのようなことが助かる援助なのか具体的に表す。また最近は、利用者家族からのハラスメント問題もあるので、そのあたりの保障など安心してケアにあたることが出来るという安心感をもっとうたってもいいのではないか。また子育て終了した50代～70代の看護師は、(医療児を「かわいい」と思って)精神的に余裕を持つことが出来るので、そのあたりをターゲットにしてもよいのではないか。(今の医療処置の進歩で対応に躊躇する方には研修をもちろん提供して)

2. 訪問看護ステーションでは人材確保や育成についてどのように取り組まれているのか。

医療児ケアにかかわらず、ステーションはどこも人材不足である。育成に関しては、経験度に合わせて、新人、独り立ち、中堅、など分類を作ってOJTを実施している。毎年2回ほど個人面談を実施している。同行訪問は、時期を見ながら何度でも行っている。弊社の場合には、法人内に訪問看護ステーションが5か所あるので、合同研修を毎年行って看護の質を同じように保つように勉強会を開催している。

(どちらのステーション様も同じような内容かと思われる)

[3] 各エリア自立支援協議会・専門部会・ワーキンググループ活動報告

① 《世田谷エリア自立支援協議会》

1. 令和5年度年間活動報告

世田谷エリア自立支援協議会は、2023年度は「障害のある方も、希望をもって暮らすことができる地域を共に考える」をテーマとし、「障害のある方、家族、支援者も“困った”を話せる関係づくりのためにできることを考える」を重点項目として取り組みを行った。

2. 令和5年度実施結果 と 3. 実施結果から見てきたこと

1) 「みんなのよりどころ」の開催

「この人に相談しても良いんだ」と思える、人と人との関係を地域の中で増やすため「よりどころ」の実践を行った。障害当事者や家族が無理なく主体的に立ち寄ることができ、参加することができる機会づくりを目指し、「みんなのよりどころ」と題して、誰でも参加できる集まりを5回開催した。

● 1回目「働くことについて 話しませんか」

コーヒーを飲みながら、障害者就労についてしごとねっとの職員さんのミニ講座を聞き、仕事についてのそれぞれの思いを話し合った。就活中の方、就労移行支援事業所に通い始めたばかりの方、シニアの方など、いろいろな立場の方が語り合った。

● 2回目・3回目「おいしいコーヒー いかがですか」

ハンドドリップで淹れたコーヒーを飲みながら、参加者とスタッフが自由におしゃべりをした。コーヒー好きの方を中心に話が弾んだ。

● 4回目「クリスマスにグランドハープを聴きながら コーヒーとケーキを食べませんか」

クリスマスに、就労継続B型事業所でハープの生演奏を聴きながら、手作りケーキとコーヒーをいただいた。ご家族と参加したり、通所先の支援者と参加したり色々な方法で20名以上の参加者があった。音楽に涙する方もいた。

● 5回目「バレンタインにグランドハープを聴きながら コーヒーとケーキを食べませんか」

バレンタイン当日に、ハープの生演奏を聴きながら、チョコレートケーキとコーヒーをいただいた。何気ないおしゃべりから、「訪問看護の契約をすることになったが、これでいいのか迷っている」という話があり相談につながる参加者もいた。

5回の「みんなのよりどころ」に、当事者30名、関係者35名が参加した。ご本人の参加だけでなく、通所事業所の職員さんと一緒に参加した方、お母さんと一緒に参加した方、家に引きこもりがちな兄弟を連れて参加した方、会場には来られないためzoomで参加した方など、みなさんがご自分のできる方法で参加してくださった。

参加した方々から、どんな「よりどころ」があるとよいかを聞くことができ、また、5回の開催を通して、内容がわかりやすく何をやるのかイメージしやすい企画の方が参加者が多いことがわかってきたので、次年度の取り組みにつなげていきたい。

① 《世田谷エリア自立支援協議会》（つづき）

参加者の声「こんな“よりどころ”があるといい」

＜知っている人がいることが大事＞

知っている人がいると安心して行くことができる。

＜企画がわかりやすいことが大事＞

クリスマスなど、イベントに合わせるとわかりやすく、良いかも。

世間がイベントで盛り上がっている時に 1 人はさみしいこともある。

＜愚痴が話せると良い＞

普段、行っているところ（職場・事業所など）では言えないグチを聞いてもらえると嬉しい。

＜友達、親子で参加できると良い＞

知っている人同士で参加できれば安心。参加していくうちに、だんだん知り合いもできるかもしれない。

＜いろいろなところで開催されると良い＞

他の事業所のことも知ってみたい。

2) 「障害のある方の支援にかかわる みなさまと話す会」の開催

2024年3月に世田谷エリア自立支援協議会とぽーとせたがやの合同企画として、みなさまと話す会“「ほっ」とできて、話せる、笑える「よりどころ」一緒に作りませんか？”というテーマのもと開催し、当事者と障害・高齢の支援者合わせて31人が参加した。

話す会では、エリア協議会が開催した5回の「みんなのよりどころ」の実践報告に加えて、よりどころに参加した方に登壇してもらい、話を伺った。これまで、疾患のことや障害サービスのことを友人や自分の周りの人に理解してもらうことが難しく、苦労した経験があった。

自ら説明しなくても疾患のことや障害サービスのことをわかってくれている場所があると過ごしやすい。そして、自分の障害のことを知っている人が新しい人たちとの仲をつないでくれるならば、出会いも広がると思うので、そんなところがあるといい、と話してくださった。

後半は参加者がグループに分かれて、地域の中にある「よりどころ」の情報交換を行った。

新しく作り出さなくても、活用できそうな既存の資源をそれぞれのグループで話し合った。

3) 事例検討による地域課題の抽出

エリア協議会の運営委員の方々の日ごろの業務の中から見えてきた困りごとや困難さを話題提供してもらい、運営委員やオブザーバー参加者の方々とともに検討した。個々のケースの困りごとの共有や対応のアドバイスだけでなく、そこから見えてくる地域課題についても話し合った。

2023年度は、各回にひとりが事例を提供して、計5回の事例検討を行った。運営委員の所属する異なる事業所や立場から様々な視点で検討ができ、意見を集めることができた。

① 《世田谷エリア自立支援協議会》（つづき）

検討内容と、そこから見えてきた地域課題

検討内容	地域課題（あったらよいもの、足りないものなど）
8050 を目前に控えた親子を地域で支えるには	・夜間帯に対応した居場所があるといい ・ショートステイなど少し休めるところ（医ケアや精神の方のショートが少ない）があるといい ・ふだんはひとり暮らしの方が、一時的にみんなと生活をともにできるところがあるといい
ひとり暮らしを目指すときの住まい探しについて	・住まい探しを支援する手段がはっきりしていない ・知的障害の方のひとり暮らしを支援してくれる人がいない
知的障害の方のひとり暮らしを支えていくには	・本人が役割を持てるところがあるといい ・頼り先がひとつでなく、たくさんあるといい
世帯の支援が必要な家庭の相談支援専門員の苦勞	・家族への対応が必要なケースは支援者の労力が必要だが、それに見合う加算がない ・どこまでやったら「支援が大変なケース」と考えるのか、大変さを評価する基準がない
高齢と障害の支援者が関わる親子のこと	・お互いの制度や考え方の差異を知った上で、本人の持っている力を生かす視点をもつことが必要

② 《北沢エリア自立支援協議会》

1. 令和5年度年間活動報告

<運営会議>

北沢エリア運営委員会では、当事者やその家族からの視点を大切にしながら「誰もが住みやすい地域」に関係する課題について、障害福祉の観点に拘らずに話し合いを行っている。

令和5年度は、12月を除いた11ヶ月で対面式の運営会議を行い、前年度から引き続き参加している運営委員に加えて、「訪問マッサージ事業所」「訪問看護事業所」「就労移行支援事業所」「指定特定・障害児相談支援事業所」の4事業所が新たに加わり、より多角的な視点から意見の出る会議となっている。

年度の前半は、地域で暮らす障害者の日常生活や商店街の利用についての困りごとを共有。山下商店街「秋の味覚まつり」への参加を決めた夏以降は話し合いを重ねながら参加準備を行った。

また、年度終盤の運営会議では「東京都自立支援協議会本部」をZOOMによる一般傍聴に参加した。

<活動について>

地域貢献と活動の周知を目的に、「民生委員児童委員協議会」にて北沢エリア自立支援協議会の活動説明を行った。

また、つながりの深い山下商店街が開催している「秋の味覚まつり」に、北沢エリア自立支援協議会として初めて参加した。

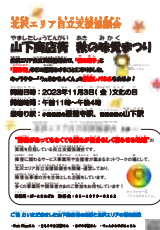
2. 令和5年度実施結果

山下商店街「秋の味覚まつり」当日は、焼き菓子等の販売とともに運営に関するお手伝いとして、まつり本部の受付業務や警備、機材のセッティングや後片付けなどを行った。

また、出店告知のチラシを関係機関へ事前に配布しており、そのチラシを持って訪れた方・白杖使用者・車いす利用者など、数多くの方が来られていた。

このように商店街と協力することで、障害の有無に関係なく、地域で暮らす方々との交流の場を設けることができ、有意義な活動と時間を過ごすことができた。

■ 山下商店街 秋の味覚まつり 当日の写真



■ 継続して行っている活動

チラシ配布



ステッカー



キャラクター看板



うえるかむくん 顔出しパネル



運営委員募集チラシ



②《北沢エリア自立支援協議会》（つづき）

3. 実施結果から見てきたこと

＜山下商店街 秋の味覚まつり＞

「障害があってもなくても、北沢地域をもっと住みやすい街にしよう ～あったらいいな、こんな商店街を実現しよう～」というテーマをもとに活動が続けてきた中で、今年度より参加することにした。

当日に参加した運営委員からは「商店街の様子や過去に支援していた方の様子が見られて良かった」、「母親の買い物中、音に敏感な子どもがバンド演奏に反応して大声を出していたので、運営委員が声かけをして助けることができた」といった感想があった。

まつり参加の課題として、「山下商店街関係者に自立支援協議会の存在や運営委員を知ってもらえた一方で、我々の行ったことが自立支援協議会の本来の目的に適っていたのか、障害当事者と商店街（地域）を結び付けていたかという点で疑問が残った」、「車椅子・杖利用・ベビーカーの人などにも楽しめるように、バリアフリーな導線確保など、専門性を発揮して協力できる余地があった」、「北沢エリアのキャラクターである『うえるかもんくん』の顔はめパネルを制作して出店ブースに設置したところ、子どもなどに楽しんでもらえたのだが、スペースや道幅が狭いこともあって渋滞の発生源になってしまった」といった反省点があったため、次年度以降の改善点としたい。

4. その他

次年度より、山下商店街に限らず他の商店街ともつながれるような活動（チラシやステッカーの普及）と、北沢エリアの課題に向き合っていくことを中心に運営会議を行っていく。

③ 《玉川エリア自立支援協議会》

1. 令和5年度年間活動報告

(1) 玉川エリア自立支援協議会（運営会議を含む）の開催

8月と3月を除く毎月第4週の火曜日16時～17時30分、計10回開催した。

尚、11月については、玉川地域版地域ケア会議（拡大版）として、11月17日（金）18時～20時で開催した。（資料1の年間実績表参照）。

会議は、各回テーマを決めてグループトークを実施した。新型コロナウイルス5類移行に伴い、互いに顔の見える、会議室でのリアル開催をメインで開催した。

(2) 令和5年度の活動テーマ

前年度から引き続き「障害のある方が玉川地域で安心して暮らしていくための仕組みづくり」の検討を進めた。

2. 令和5年度実施結果

(1) 防災について

令和元年台風19号にて被災した事業所の被災状況の報告を通じ、各事業所について現状の課題や日ごろの準備や対応策について意見交換を実施した。

(2) 玉川地域版地域ケア会議（拡大版）の実施（高齢・介護部門の玉川地域ケア連絡会と共催）

11月17日（金）18時～20時 参加者：103名

『ワールドカフェでつながろう』～地震（災害）に備えてそれぞれができること～

災害への備えをテーマに、ワールドカフェ方式でアイディアを出し合い、顔の見える関係づくりや連携強化を図る機会を作る事を目的として開催した。様々な職種・立場の人の考えや経験を聞く事ができ、色々な視点から見る事の重要性、危機意識を思い出す機会などの気づきがあり、定期的な開催を希望する声もあった。

(3) 地域資源の情報発信について

玉川エリア自立支援協議会のリーフレットが古い事から地域資源の情報発信について、多摩美術大学の学生をオブザーバとして意見交換を行った。地域マップの作成、福祉に興味を持ってくれるツールの作成、ネット情報に情報共有のプラットフォーム・福祉マッチングアプリの作成など、様々な意見が出された。

(4) 施設見学

地域資源のネットワークの構築・関係性づくりとして、玉川エリアにある法人の施設の見学を実施した。地域資源を知る機会があり良かった、実際に働いている当事者と話す事が出来てとても新鮮だったとの声があった。

(5) 地域移行支援

身体・精神障害者の地域移行について、地域移行支援の現状と課題について意見交換を行った。地域移行の地域格差、利用者の退院後の住居確保の難しさなどを学ぶことができた。

3. 実施結果から見えてきたこと

- 玉川地域版地域ケア会議を通じて、様々な立場の人達との連携が必要、その為には様々な事業所の方と対面で議論すること、日頃から顔の見える関係づくりの必要性が感じられた。

③ 《玉川エリア自立支援協議会》（つづき）

- 防災について、事例を通して緊急時や災害時に必要な支援があることをあらためて認識できた。また、時が経つにつれて必要性重要性が薄くなってしまっていると感じ、改めて災害に対する継続的な議論する必要性が感じられた。
- 大学との連携を試み、新たな視点、視野で議論する事が出来た。しかし、協力関係を築くところまでは至らなかった。今後、どのような関係性が構築できるか模索していきたい。

4. その他

- 次年度も引き続き、「障害のある方が玉川地域で安心して暮らしていくための仕組みづくり」のテーマに基づいて、各施設・事業所における現状の取り組みを運営会議で検討し、議論を深めていきたい。
- 運営会議において各施設・事業所の報告と意見交換により、テーマに対しての理解を深め、玉川エリアにおける取り組みを検討するとともに、研修会の内容について検討する。
また「課題抽出シート」を使い、地域課題を抽出していく。
- 運営委員だけでなく、色々な方が参加できる会議やイベントを実施し、関係性を作りつつ、議論を深めていきたい。
- 世田谷区自立支援協議会で、テーマに対する活動経過・地域の課題について課題抽出シートを活用し、報告する。

④ 《砧エリア自立支援協議会》

1. 令和5年度年間活動報告

令和4年度から令和6年度にかけ、『きぬたの防災 ～横の繋がりをつくろう～ 三カ年計画』をテーマに掲げ、年度ごとに「公助」・「共助」・「自助」のそれぞれに焦点を当てた自立支援協議会を開催し、災害に強い地域基盤の構築やネットワーク強化に取り組んでいる。

三カ年計画の2年目となる令和5年度は、『きぬたの防災 ～横の繋がりをつくろう～ 三カ年計画 2023年 共助』と題し、平時や災害時における「共助」について学びを深めるとともに、地域に住まう人々の「繋がり」を広げていくことを目指し、活動を展開した。

また、世田谷区自立支援協議会設置要綱などに定められている、エリア自立支援協議会としての機能である「個別課題の普遍化」や「地域課題の提起や実践に向けての取り組み」などを強化すべく、各運営委員に対するアンケートを実施した上で、事例検討を実施した。

2. 令和5年度実施結果

- (1) 砧エリア自立支援協議会運営会議（以下、運営会議）は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更に伴い、対面及びハイブリット方式にて開催した。
- (2) 年度当初の運営会議において、改めて自立支援協議会の機能や役割を振り返り、各運営委員の自立支援協議会に関する理解を深めた。
- (3) 令和5年5月に、世田谷防災 NPO アクション代表の宮崎猛志氏をお招きし、運営委員を対象とした「防災勉強会～共助～」を実施することで、「共助」に対する理解を深めた。

(4) 砧エリア自立支援協議会の開催

① 開催日時：10月19日（木）17時30分～19時30分

② テーマ：『きぬたの防災 ～横の繋がりをつくろう～ 三カ年計画 2023年 共助』

③ 参加者：68名

④ 内 容：

＜第一部＞ 講義『防災～共助について～』（世田谷防災 NPO アクション代表 宮崎猛志氏）
防災における『共助』とは何か、被災地での共助のエピソード、質問に対する回答の三部構成にて行った。

＜第二部＞ グループトーク『共助について語り合おう』
小グループに分かれ、第一部にて行われた講義の感想や、参加者が自分の立場（職場・家族など）においてどのような『共助』ができるか、共助を推進するためにどのような取り組みがあれば良いか等について、意見交換や情報共有を行った。

- (5) 世田谷区障害者地域生活課より、災害時における福祉避難所の開設に際し、「人員や物品の確保などといった運営上の課題を把握するために、運営委員の意見を伺いたい」との依頼があったため、令和6年1月の運営会議において、地域生活課担当職員と運営委員の意見交換を実施した。
- (6) 年度後半の運営会議においては、令和5年度の取り組みの振り返りを行うとともに、次年度のテーマである「自助」に関する内容を検討した。
- (7) 「個別課題の普遍化」や「地域課題の提起と実践に向けての取り組み」などの機能を強化すべく、6月及び7月の運営会議において、事例検討を試行した。

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

3. 実施結果から見てきたこと

- (1) 災害時における「公助」や「共助」は、災害関連死を防止する機能は期待できるものの、災害直接死の防止に関しては様々な限界があることが判明し、来年度のテーマである「自助」の重要性を再認識するに至った。
- (2) 砧エリア自立支援協議会は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更に伴い、2年ぶりに対面方式での開催となった。開催後、参加者に対して実施した「全体の内容や講演及びグループトーク」についてのアンケートにおいては、94%の参加者から「満足」以上の回答を得ることができた。
また、昨年度に課題としていた参加者の確保について、さらなる啓蒙活動に尽力した結果、前年度の46名を上回る68名の参加者を確保することができた。
- (3) 事例検討を試行したものの、具体的な地域課題の抽出や世田谷区自立支援協議会運営会議への提案などには至らず、より効果的な運営方法に課題を残した。

4. その他

「令和6年度以降の活動について」

- (1) 三カ年計画の集大成として、『きぬたの防災 ～横の繋がりをつくろう～ 三カ年計画 2024年自助』というテーマで取り組む。
- (2) 運営委員間における「自助」に関する知識や理解を深めるとともに、令和6年度の砧エリア自立支援協議会を実りある内容とすべく、障害者を取り巻く防災に関して造詣の深い方々をお招きし、防災勉強会を実施予定。
- (3) エリア自立支援協議会内における「個別課題の普遍化」や「地域課題の提起や実践に向けての取り組み」などの機能を強化することにより、世田谷区自立支援協議会運営会議への具体的な提案などに繋げ、地域課題の解決や社会資源の開発など、さらなる地域福祉の向上を目指す。

⑤ 《烏山エリア自立支援協議会》

1. 令和5年度年間活動報告

● 烏山エリア自立支援協議会運営会議

毎月1回第4月曜日開催。世田谷区自立支援協議会運営会議で話し合った内容や、各部会、シンポジウム、ワーキンググループからの報告を共有。その他、地域生活支援拠点や条例に関する世田谷区の施策における最新の情報共有等を実施した。令和5年度では、全体会の企画、人材不足についての話し合い、各事業所の情報共有、事例検討、つなぐ烏山との連携を主な議題として進めてきた。

エリアの成果物である「からすのやまっぷ」の進捗状況の共有している。

● 烏山エリア全体会開催

令和5年10月に烏山エリア自立支援協議会の全体会を開催。烏山エリア自立支援協議会の取組みを伝えると共に、人材不足という課題を改めて考えるために、人材についてワールドカフェ方式で意見交換を行った。

地域の人材についてよく知る、世田谷ボランティア協会烏山ボランティアビューロー、世田谷区社会福祉協議会烏山地域社会福祉協議会、世田谷区障害福祉部障害保健福祉課の取り組み、新たな地域の人材として世田谷区登録ピアサポーターピアレットの取り組みについて、講義を受けた。

● つなぐ烏山との連携

烏山地域の地域共生社会の実現を目指す協働体「つなぐ烏山」と烏山エリア自立支援協議会が協働し、運営委員の事業所向けに、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるための研修、こころのバリアフリー研修を実施。

● からすのやまっぷ

烏山エリア自立支援協議会では、令和元年度から3か年計画として、居場所の検討を重ねてきた。令和5年度からgooglemapを利用した「からすのやまっぷ～居場所はここよ～」を公開。＜誰にでもやさしい飲食店＞や＜理解のあるスタッフがいて安心＞といった項目ごと、居場所を登録し、地域の方に公開している。利用状況を適宜確認し、周知に努めた。新たに設置できる場所や、今後の展開を検討予定である。

2. 令和5年度実施結果

● 烏山エリア自立支援協議会運営会議

運営会議の一つの機能として、最新の情報を運営委員に共有する場として活用することが出来た。グループワーク形式で意見交換する機会を設けることで、緊張感なく共有できる場を設けた。運営会議前に会長と事務局で事前の打ち合わせを行い、会議の方向性を決めていくことで、スムーズに進めることが出来た。

● 烏山エリア全体会について

エリア内外から35名の方が参加。烏山エリア自立支援協議会の活動を周知することが出来た。グループワークでは、「職場の人材について思う事、感じる事はあるか？あなたが思う地域の人は？人材不足の解消について、どのように考えているか」などについて検討を行った。

● つなぐ烏山との連携

当事者講師から、支援者と当事者が信頼関係を築くきっかけづくりについて学んだ。

運営委員・事業所職員を対象とした研修のため、講義後の質疑応答では、それぞれの立場での意見交換となり有意義な研修だったとの感想であった。

⑤ 《烏山エリア自立支援協議会》（つづき）

3. 実施結果から見てきたこと

● 烏山エリア自立支援協議会運営会議

自立支援協議会の役割を知ってもらいながら、限られた時間の中で運営するための工夫が大切であり、それを常に意識しながら活動していく重要性を感じた。負担になり過ぎないように配慮しつつ、携わってよかったと思えるような取組みを続けていく事で、運営会議全体のモチベーションを保ち、運営委員の参加率の向上等につなげていく事が大切であるとする。

会の最後に情報共有の時間を設け、事業所内での困りごとや利用者希望等を共有した。医療・福祉各々の視点で意見交換が出来て地域課題の気づきにつながった。

● 烏山エリア全体会について

人材が充足することだけでは解決しない課題にも目を向け、ワールドカフェ方式のグループワークで意見交換を行った。ボランティアやピアサポーターなど、専門職以外の立場で地域の中で活躍する人材にも目を向けるきっかけとなった。

● つなぐ烏山との連携

つなぐ烏山との連携を行うことで、地域で活躍されている方々の活動を知り、つながりたいを当事者の地域生活を支える方々の視点から見た地域課題・地域特性を知る事は、自立支援協議会運営において大切であると感じた。

4. その他

【参考】 からすのやまっぷ ～居場所はここよ～

<https://x.gd/Cy9iG>



⑥ 《地域移行部会》

1. 令和5年度年間活動報告

令和5年度の地域移行部会運営会議では、課題の把握と検討に注力した活動とした。そのため、第2期活動計画の実施にあたっては、優先順位を検討し、主要テーマ(★)を絞り活動した。

令和3～5年度 世田谷区自立支援協議会 地域移行部会 第2期活動計画(アクションプラン)について

《計画の趣旨》

自立支援協議会地域移行部会第1期活動計画の成果と残された課題を受け、せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害施策推進計画)＜令和3～5年度＞の期間中の活動計画を「第2期活動計画(アクションプラン)」としてとりまとめた。

今後この第2期活動計画(アクションプラン)を着実に実施することで、地域移行部会として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築を推進していく。

《アクションプランの柱立て》

- (1) 『誰でも』地域移行部会の開催(年1回程度)
- (2) 区内や遠方の病院での地域移行部会の開催(年1回程度)
- (3) 定期的な病院アンケート調査の実施(3～5年に1回程度)
- (4) 居住支援部門との連携
- (5) ピアサポーターとの連携
- (6) 長期入院を生まないための地域移行・地域定着の検討
 - 【テーマ1】短期間の入院での『地域移行』についての検討
 - 【テーマ2】適切な介入による『地域定着』についての検討
 - ★【テーマ3】高齢者の地域移行・地域定着についての検討

2. 令和5年度実施結果

(1) 地域移行部会として「話し合いたいテーマ」についての意見交換実施

「令和4年度までは、イベント活動に注力した部会となっていたことから、今年度は課題の洗い出しができるような部会にしていきたい。」との運営委員の意見を受け、「話し合いたいテーマ」についての意見交換や議論する時間を多くとり活動した。

(2) 長期入院を生まないための地域移行・地域定着の検討

(テーマ3：高齢者の地域移行・地域定着についての検討)(★)

① あんしんすこやかセンタースキルアップ会議にて研修実施

日 時：令和5年12月21日(木) 14時～15時30分

テ マ：精神障害の高齢者の退院支援、地域で暮らすために

参 加 者：あんしんすこやかセンター職員 約30名

概 要：前半は、精神障害者長期入院についての基本的な考え方から、入院中および退院後の支援、取り組み例についてお伝えした。

後半は、グループワークを行い、精神疾患の架空事例(長期の入院から退院し、精神症状がありながらも地域で暮らしていきたい方)を提示し、「地域移行してくる方に対して、どのような支援が考えられるか、そのためにはどのような情報を知っておきたいか」などについてざっくばらんに意見交換をした。

⑥ 《地域移行部会》（つづき）

② 「地域移行をしにくい、高齢の身体疾患の合併がある方」についての聞き取り

あんしんすこやかセンタースキルアップ会議にて、地域移行部会として何を伝えたいかの検討をする中で、「精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業」の一部の協力病院にご協力をいただき、「地域移行をしにくい、高齢の身体疾患の合併がある方」についての聞き取りを行った。

精神疾患と身体疾患を併せ持つ高齢の方を抱える病院の状況の一部を知る機会となった。

（３）第３期活動計画（アクションプラン）についての検討

地域移行部会活動テーマを設け、活動内容の見直しを行った。

《アクションプランの柱立て》

◎地域移行部会活動テーマ：長期入院を生まないための検討

長期入院の解消のためには、新たな長期入院者を生まないための方策が重要と考える。地域移行部会として、以下の取り組みを検討し実施していく。

- １ 『みんなで考える地域移行部会』 開催（年１回程度、開催頻度については毎年検討）
- ２ 定期的な病院アンケート調査の実施（３～５年に１回程度）
- ３ ピアサポーターとの連携
- ４ 高齢者の地域移行・地域定着についての検討
- ５ 居住支援部門との連携

３．実施結果から見えてきたこと

- （１）令和５年度に実施した意見交換の成果として挙げられた意見を踏まえ、引き続き地域移行部会として、課題の把握と検討に注力した活動を行っていきたい。
- （２）精神疾患に対する支援のハードルを少しでも低くしていきたいという思いで、あんしんすこやかセンタースキルアップ会議にて研修を実施してきた。高齢者の地域移行・地域定着を進めるための連携については、活動内容を検討した上で、引き続き実施していきたい。

⑦《虐待防止・差別解消・権利擁護部会》

1. 令和5年度活動日程

(1) 部会等開催日程

- ① 運営会議 4回（6月27日、9月19日、10月17日、令和6年1月16日）
- ② 部 会 2回（7月18日、12月19日）

2. 令和5年度実施結果

虐待防止、差別解消、権利擁護の3つを活動の柱として「区民、その中でも障害者の健やかな生活の実現をめざす」を目標に、関係機関との連携および発信力の向上を図った。

(1) 虐待防止・権利擁護に関すること

① 虐待事例検討の実施

障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応や適切な支援を行うため、事例検討を通して障害者虐待に関するスキルアップを図ることを目的とし、運営会議にて事例検討を実施した。

② 保健福祉課障害支援担当向け虐待対応研修の実施

障害者虐待に対応する区職員（特に新任、横転者）を対象として、虐待に関する基本的な制度や通報からの対応方法を確認することで、各保健福祉課障害支援担当職員の虐待通報における知識と対応スキルの向上を図ることを目的に、以下のとおり研修を実施した。

実 施 日：令和6年2月6日（火）、13日（火）※同内容を2回に分けて実施

会 場：東京リハビリテーションセンター世田谷1階 地域交流スペース

参 加 者：2日間計33名

(2) 差別解消に関すること

① 障害者差別に関する相談について意見交換

区に寄せられた相談内容、専門調査員の対応について報告を受け、意見交換を行った。

② 障害理解に関する研修の報告

区民や事業者の差別解消についての理解促進が課題となっており、研修実施についての報告を行った。

また、「障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」啓発のための研修実施について報告を行った。

3. 実施結果から見てきたこと

(1) 虐待防止・権利擁護に関すること

虐待事例検討を通して各委員の立場から様々な意見が寄せられ、各々の知識の向上や再確認などにつながった。また、事例を通して「虐待防止の観点から自立支援協議会で何ができるかを考える必要がある」、「個々の虐待対応については、障害施策推進課と各総合支所保健福祉課との連携が重要」などの認識を共有した。引き続き事例検討の結果を蓄積し、マニュアル等に記載している個別対応の留意事項について、肉付けを行っていく方向で検討を進めていく。

⑦《虐待防止・差別解消・権利擁護部会》（つづき）

（２）差別解消に関すること

区に寄せられた相談・問合せ事例から、民間事業者等の障害理解の促進、具体的な対応の改善、情報提供や具体的な支援の必要性が関係者間で共有された。

部会委員から、「合理的配慮と各事業者のミッションとの両立が重要」「相談事例を事業者と共有していくことが必要」「企業の障害理解が進んでいない」などの意見があった。障害当事者の差別解消支援の相談へのアクセスの改善に向けて引き続き検討するとともに、区民・事業者へ差別解消法等への理解を深めるための活動を行っていく。引き続き、当部会のネットワークを活用した活動とともに、区職員及び区内事業所への「出前講座」「研修講師」など積極的に取り組むこととする。

４．令和６年度活動予定

（１）活動予定内容

- ① 周知・啓発活動の検討
- ② 相談WGとの連携強化
- ③ 事例検討
- ④ その他

（２）部会等開催予定

開催日時	予定内容
令和６年 ６月 ３日	運営会議（第１回）
令和６年 ７月２２日	部 会（第１回）
令和６年 ９月 ９日	運営会議（第２回）
令和６年１０月２１日	運営会議（第３回）
令和６年１２月 ９日	部 会（第２回）
令和７年 １月２７日	運営会議（第４回）
調 整 中	区主催研修
	自立支援協議会シンポジウム
	区民ふれあいフェスタ

⑧ 《子ども部会》

1. 令和5年度活動日程

(1) 部会等開催日程

- ① 運営会議 4回（5月19日、6月23日、10月6日、12月22日）
- ② 部 会 2回（8月18日、令和6年2月5日）

2. 令和5年度実施結果

地域における障害のある子どもや発達に遅れのある子どもへの支援体制の整備を推進することを目的として、下記の2つを検討した。

(1) 障害児サービスについての意見交換および課題検討

発達に遅れのある子および障害児の福祉サービスごとに、意見交換や情報共有を実施し、サービスの課題、改善点、要望を抽出した。

(2) 各関係機関の連携強化、協力体制構築を目的とした事例検討

発達に遅れのある子への適切な支援を行うため、各関係機関の連携について焦点を当てながら、意見交換を行った。

3. 実施結果から見えてきたこと

(1) 障害児サービスについての意見交換および課題検討

児童発達支援と放課後等デイサービスについて、意見交換や情報共有をした。地区によって事業所数に偏りがある、待機児が多く、希望通りの利用が困難などの意見が挙がった。今後は、計画策定時に意見を出すことや、所管課への情報提供をする。また、別のサービスについても意見交換および情報共有を行う。

(2) 各関係機関の連携強化、協力体制構築を目的とした事例検討

事例検討を通じ、幼少期における関係機関の連携体制や関わり方について、各委員の立場から意見交換を行われ、各々の知識の向上や再確認などに繋がった。今後は、事例検討の結果をもとに、教育関係者や当事者の要望を聞くなどして、子ども部会として課題解決に向けてできることを検討する。

4. 令和6年度活動予定

(1) 活動予定内容

- ① 意見提言に向けた検討
- ② 事例検討

(2) 部会開催予定

開催日時	予定内容
令和6年 6月	運営会議（第1回）
令和6年 8月	部 会（第1回）
令和6年10月	運営会議（第2回）
令和6年11月	運営会議（第3回）
令和6年12月	運営会議（第4回）
令和7年 2月	部 会（第2回）

⑨ 《相談支援ワーキンググループ》

1. 令和5年度の活動

(1) 方針

- ① 令和4年度最後の活動日に、令和5年度の活動の方向性について以下の通り検討した。
 - ▶ 地域課題を抽出し、それをソーシャルアクションにつなげていくこと、また社会資源を生み出していく事がワーキングの役割という意識を委員が持ちながら活動する。
 - ▶ 相談支援専門員のキャリアラダーを形骸化させず、計画作成のみならず、地域づくりについても担っていけるよう体制づくりを行っていく。
- ② 令和5年度第1回目の活動日に、以下の通り具体的な方針を決めた。
 - ▶ 相談支援専門員を支援する環境や仕組みを整えるために、区内の全相談支援事業所に向けてアンケートを実施し、相談支援専門員の現状および課題を把握・検討していく。

(2) 実施日程

第1回	5月24日	今年度の活動の確認（特別支援学校の研修会・アンケート）
第2回	6月28日	久我山青光学園保護者向け研修会実施
第3回	7月5日	久我山青光学園研修会報告。アンケートの内容・項目について検討
	8月	アンケート調査実施
	9月14日	青鳥特別支援学校保護者向け説明会実施
第4回	9月27日	青鳥特別支援学校説明会報告。アンケートの集計報告
第5回	11月29日	アンケート結果から考える次年度の方向性について検討
第6回	1月24日	今年度の振り返りと次年度の活動について

(3) 特別支援学校説明会

① 都立久我山青光学園

令和5年6月28日（水）Teamsを使用し、久我山青光学園説明会（保護者向け）を実施した。区保健福祉課による世田谷区の福祉制度の説明に続き、相談支援ワーキンググループのメンバーより計画相談支援事業について説明を行った。質問およびアンケートの結果から、保護者が新しい情報や具体的な情報を求めているということが窺えた。ワーキングでは、来年度以降も相談支援専門員による計画相談の利点について伝え、また福祉サービスの内容を具体的に説明し、理解が深まるよう取り組んでいく事について検討を行った。

② 青鳥特別支援学校

令和5年9月14日（木）青鳥特別支援学校にて保護者を対象に、対面・Teams併用による説明会を実施し、グループメンバーより計画相談支援事業について説明を行った。質疑応答の際には、各担当者より回答を行った。

(4) 相談支援事業所アンケート集計報告

世田谷区では、計画相談の対象者が成人、児童ともに年々増加している。その状況を踏まえ相談支援専門員が日々の業務について考えている事を伺い、相談支援ワーキンググループおよび世田谷区自立支援協議会として、相談支援専門員を支援する環境や仕組みを整えるために取り組むことがないか検討していきたいと考え、アンケートを実施した。

- 期間：R5/8/10～8/31 実施。47事業所のうち46事業所より回収できた。
- 集計後の考察として、新規数を増やすためには受け入れ及びマッチングの課題がある事が分かった。「人員を増やしたいが増やせない」を回答した事業者が50%を越え、今後の職

⑨ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

員体制について「現状維持」「未定」との回答は65%を越えており、相談支援専門員がすぐに増えることは困難な傾向であるということが判明した。また65%の事業所が新規受け入れをしていると回答はしているものの、その条件が「地域」「分野、年齢」「系列事業所のみ」の受け入れ、「人員」「タイミング」「ケース」など多岐に渡るため、マッチングに課題があることがみえてきた。

- 相談支援専門員総数は114名だが、常勤換算すると66.07人と約半数となり、他事業を兼務している状態で計画相談業務を行っている方が多いことが窺えた。（令和5年8月31日現在）
- 受入れの数に影響を及ぼすものとして「報酬が少なく業務の対価にあわない」67%、「サービス事業所を探すのが大変」80%、「困難ケースでも報酬単価が同じで不満」54%、「電話対応が多い・長い」が52%を越えており、時間を要するケースに対しての報酬が件数（量）に影響を及ぼしていることが分かった。

2. 令和6年度以降の方向性

- （1）新規受入れの条件が多岐に渡り、マッチングに課題があることがわかったため、その解消に向けて、システム作りを行う方向で検討していく。
- （2）事務的な手続きが煩雑、また相談相手がいない、といった声に対応して、アドバイザー制度の活用拡充を検討していく。事業所運営・日頃の業務の工夫や効率化についてもアドバイスできる運用について検討していく。
- （3）基幹主催の「ふらっとねっと」にサービス事業所等にも参加いただく回を設ける等、区内の相談支援事業所が情報共有を図り、顔と顔の見える関係作りを推進できるよう、発展・充実させていく。
- （4）困りごとの共有の充実を図るために、エリア事業所連絡会との連携を強化していく。
- （5）報酬改定に伴って、計画相談マニュアルを改訂する。

〈テーマ〉 障害のある方と共に学ぶ地域防災

～いざというときに自分の身を守るために準備しておくこと～

実施日：令和5年11月24日（金）18時30分～21時

会 場：成城ホール

来 場 者：79人

1. シンポジウム実施内容

総合司会 高橋 由茄氏（シンポジウム実行委員）

【第1部】基調講演

- (1) 挨拶：須藤 剛志氏（世田谷区障害福祉部部長）

- (2) 基調講演「災害前だからできること」

講 師：北村 弥生先生（長野保健医療大学 特任教授）

平時にできない事は、災害時にはできない。そのためにどのような準備が必要か。

まず、ネットワークづくりが大事になる。そのきっかけは地域活動などであるが、個別避難計画をすべての人が作成するようにすれば、お互いにどのように作成しているのかを質問しあうことになるので、ネットワークが生まれるかもしれない。

次に災害のイメージを持つ事が重要である。過去の災害の映像や本・報告書等から具体的なイメージを持ち、地域の防災計画や防災制度を確認しておく。世田谷区は他の自治体よりも進んだ取り組みができています。

情報収集、連絡手段については、暗闇では手話が見えないなど障害種別ごとに災害時の困り事が異なる点や、大地震の時に車いす利用者の方などが身を守る方法、脱出の方法など、実際の場面をイメージした対応方法について紹介された。

最後に言及されたのは、誰と準備するのかということについて。家族・友人、同じ障害仲間、地域の方、せたがや防災 NPO アクションの方などの協力を得て、一緒に準備していくことが大事である。

【第2部】 パネルディスカッション「障害のある方と共に地域防災を考える」

コーディネーター せたがや防災NPOアクション代表 宮崎 猛志氏

パネリスト 長野保健医療大学 特任教授 北村 弥生氏

当事者 身体 小林 砂織氏

当事者 医療的ケア 樋口てるみ氏

当事者 知的 山口優利子氏

山口 孝子氏

当事者 精神 kagesan(仮名)

- (1) 趣旨説明：世田谷区の取り組み、情報提供について

宮崎 猛志氏（せたがや防災 NPO アクション代表）

「世田谷区地区防災計画」には災害時、円滑に支援活動を行うことができるよう、情報の共有や連絡調整などを行う場の四者連携（せたがや防災 NPO アクション、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区災対保健福祉部・ボランティア支援班）が位置付けられている。災害時に困り事や地域の情報・課題を吸い上げ、集約した上で、

最適な支援を行っていくという様々な体制や仕組みが整備されている。

災害が起こったときに支援体制が整えられていくが、今まで被災地で活動して課題となるのは、S O Sが出されないことであった。「他の人も困っているのだから」とためらってしまうのかもしれない。支援体制が機能するためには、助けてもらうための知識だったり、S O Sをあげる方法も広める必要がある。

(2) 当事者報告

日常生活の状況として、一日 12 時間ヘルパーを利用していることや自宅での防災グッズ等の準備状況の報告、災害時に困る事として停電すると電動車いすの充電ができないことや薬のストックがなくなることへの不安、避難についてどのように人工呼吸器、酸素ボンベ、医療的ケア物品を運んだらいいのか、災害を理解できなかったり、避難所で大きな声を出してしまったらどうしようなど、当事者とご家族から報告があった。北村先生からは通所施設までの距離についてなどの質問があった。

(3) 質疑応答

＜電気について＞

- 電気の確保が難しい場合は、電気や水があるところに避難する。近隣でなければ広域で避難場所を検討する。

＜災害のイメージについて＞

- 知的障害の方は、抽象的な理解は難しいが、実際に災害が起きた直後は理解できる。他の場所で災害が起きた時に、テレビ映像を見て伝えるのがよい。

＜避難訓練について＞

- 世田谷区の小中学校の避難所には、避難所運営委員会があり、区の職員ではなく、地域の方が運営している。避難訓練に障害者が参加することが少ないのが現状であるが、訓練は必ずしも決められた避難所に行かなくてもいい。仲間と一緒に参加するのもいい。

(4) 自立支援協議会から区への提言案

- 世田谷区には災害時の支援体制が整っているが、それを知らない区民が多く、知識・情報が区民にしっかり行き渡る事が望ましい。一方、災害時にその支援体制を機能させるためには、困りごとを発信したり、支援を受けたりする力や方法を高めていく必要もある。区と自立支援協議会と連携してPRしていく事ができるという。
- 障害のある方や家族が、積極的に避難訓練に参加し、防災意識を一層高めていけるような仕組みや受入れ調整について整備されるという。

2. 来場者への自立支援協議会啓発活動

(1) 当日配付資料

世田谷区自立支援協議会パンフレット、北沢エリア自立支援協議会紹介、玉川エリア自立支援協議会紹介、砧エリア自立支援協議会紹介、烏山エリア自立支援協議会紹介、地域移行部会紹介

(2) 展示等

地域移行部会紹介、虐待防止・差別解消・権利擁護部会によるパネル展示、玉川エリア自立支援協議会紹介

(3) 販売

砧工房、喜多見夢工房

(4) その他

自由配布資料（基幹相談支援センターパンフレット、世田谷エリア自立支援協議会紹介

3. アンケートの結果について

参加者数：79名

アンケート回答人数：36名

(1) 参加者の立場

所 属	人数（人）
障害のある方	0
ご家族	6
支援者	9
相談支援事業者	6
行政の方	5
学生	3
その他	7
その他内訳：訪問看護、区民、民生委員児童委員	

住まい	人数（人）
世田谷エリア	7
北沢エリア	7
玉川エリア	1
砧エリア	3
烏山エリア	3
区外	13
区外内訳：文京区、目黒区、府中市、三鷹市、西東京市、埼玉県	

勤務地	人数（人）
世田谷エリア	2
北沢エリア	6
玉川エリア	2
砧エリア	7
烏山エリア	6

年 齢	人数（人）
20歳以下	3
21歳～40歳	6
41歳～65歳	23
66歳～75歳	1
75歳以上	3

(2) 感想

- ア 非常によかった・・・・・・・・・・21人
 イ よかった・・・・・・・・・・13人
 ウ あまりよくなかった・・・・・・・・1人
 エ よくなかった・・・・・・・・・・0人

(3) (2) についての具体的な意見

ア 非常によかった 21名

- 世田谷区が行なっている防災の仕組みが詳細に理解する事ができて、大変勉強になった。また、当事者の方々のご意見から、様々なヒントが出た事は今後の支援にも大変役に立つと考える。
- 知らないことばかりだったので、とても勉強になりました。知識や情報を増やして、利用者や地域に繋げて行きたいと思います。
- 北村先生の講演はわかりやすく、気付きに満ちていて、これまで「わかっているようでわかっていなかったこと」がよくわかりました。知的障害のある子どもが2人おりますが、先生のお話をうかがって、「災害前だからできること」がいかに大切か、今、備える事が必要という事がよくわかりました。今日は大切な機会をありがとうございました。
- 北村先生のお話しは具体的でわかりやすく、今後役立てたいと思いました。障害種別ごとに困りごとが違うのが良くわかった。

- 先生のお話で、いろいろなところに情報源があるとわかった（ホームページなどNHKの番組など見ようと思った）。SOSを出すことの大切さ、成功例を作るなど。
- 具体的な情報が多かった。当事者の話が聞けた。この様な場に参加しないとアクセスできない情報、how to があると思った。それはそれで問題かなと…。日々の情報確保も発信も大事。ポータルサイトがあるといいな。
- 今日は参加して本当に良かったです。身近にできること気がたくさんありました。物資的備えも大切ですが、様々な防災の情報が発信されていることを知り、災害の備えとして、とても参考になりました。「平時にできないことは災害時にできない」という言葉を肝に銘じ備えを考えたいと思います。障害当事者とご家族のお話は身に迫ってきました。我が子の障害を知ってもらえばかりではなく、他の障害種の方の困り事を知り、共有することは、防災の体制を整える上で大切なことと思いました。
- 当事者やご家族の方々が不安に感じていることを知ることができた。先生方の質問に対する回答も具体的で、とてもわかりやすかった。
- 当事者の方、ご家族の方のご苦労がよく分かった。比べると自分は大変でないと思えた。
- 当事者の方々の思いを伺うことができ、大変参考になりました。
- 当事者の話をきけたことはとても大きく、具体的なイメージにつながりました。
- 当事者、家族の生の声（ニーズ）を聞けたこと。
- 当事者や当事者家族の話が聞けたこと。
- 災害時要介護者がどんなニーズを抱えているのか、実際聞いて良かった。障害の重さ、種別の他にもヘルパーや親の存在といった介助者の存在も大切だと知れた。＜疑問＞災害弱者に対する民間企業の取り組みを研究してる者として、なぜ民間と連携しないのか気になった。
- 災害時の具体的対応や準備や心構え、考え方などとても考えさせられました。事業所内での災害についての検討の中では、考えおよばなかったことも多く、参考になった。災害時の対応は、全区民の共通の課題であるからこそ、個別性や要配慮者への対応が大切ですね。またこのことが障害特性や地域課題の理解へのはじまりかもと感じました。
- 皆さんの質問して下さったことは、日頃サポートさせて頂いている方々にも共通なものだと思いました。いろいろなアイデアがたくさんありましたので、とても参考になりました。地域の方々とどうつながるかが、とても大切だと思えました。たくさんの情報をいただきました。
- 先生、当事者の方のお話から、意識してなかった、知らなかった視点や発見があり、実りになりました。地域で働く立場として、自分が何をできるか考えるきっかけになりました。
- それぞれの障害によって、注意をしなければならない事が違い、その違いを知ることが出来て良かった。自分の自治体での取組を確認するべきだと思いました。
- 家族とも自分たちの防災の心得だけでなく、近所の方々（高齢者、障害のある方等）の災害時どのようにしたら良いかを考えたいと思いました。
- 健常者の方々の防災組織の中に障害者の方々が入っていく為に、災害が起きてからではなく、普段から、中に入っていける様にしていく姿勢を出していくことの大切さを感じました。

イ よかった 13名

- 平時にできないことは、災害時できないのが普通、もっともだ。

- 地域での防災の重要性が、パネリストの皆さんの言葉から強く感じました。
- 災害時の WI-FI はつかえなくなることも多く、L I N E は使えるのか？
- 内容そのものが良かった。知識が必要な視点だったと思います。
- 自分の思いつかない視点到に気づいたこと。
- 当事者の方のおはなしをきけたこと。防災 NPO というものがあるということを知れたこと。
- 障害者のみなさんは、普通の人より大変な事が多いので、その為の対策がわかりやすかった。
- 自分が障害者について考える事がまったくなかったのですが、このお話を機に少しは考える様になるのかなと思いました。
- 町会の担当者の方々もかなり高齢で避難訓練に参加した時も大変そうでいっしょに手伝ったりして、それはそれでよかったが実際の災害の時は誰でも家族のことだけで精一杯になってしまうのでは……と思ってしまいます。
- 今までほとんど関りのない方々を知ることが出来たこと。福祉に関して全体的に学ぶことができたことは感謝です。

ウ あまりよくなかった 1名

5. の回答なし（感想不明）

- 当事者の困り事を直接聞くことができて良かった。北村先生の「障害を持つ人は被災地で頑張らない！」この考え方は、とても大事に思ってます。世田谷区早く出すようにして欲しいと思います。

（4）参加しやすい曜日や時間帯について

曜 日	時間帯	人数（人）
平日	午前10時～	6
	午後2時～	9
	夕方6時～	15（ZOOM希望者が1）
	その他	2
休日	午前10時～	1
	午後2時～	2
	夕方6時～	1
	その他	2
その他内訳：平日・休日ともに夕方6時半～。 祝日の夕方6時～。火曜日、金曜日、日曜日		

（5）取り上げてもらいたいテーマ

- 個別支援計画が進められればよい。
- 今回の防災のテーマはとても大事だと思います。毎年、このテーマで続けるのでも、とてもよいと思います。希望します。
- 区の取り組みも知ってほしい。（普通の避難所にも障害のある人のスペースは確保してあります）健常者と一緒に防災に興味がない人に PR をするのが重要。でもうまくいかないのです。避難所運営訓練にも来てね。もっとまちセンに P R して！！
- 防災、災害またやっていただきたいです。障害理解の深まるきっかけも大事と思いました。

精神、ひきこもりニーズが多いのではと思います。

- 過去に扱ったテーマを改めて取り上げ、時間を経てどのように変化し、またどのような課題が出ているのかを取り上げて欲しい。
- 精神障害者のピアサポート活動と区内外の取り組みについて。
- 障害福祉サービスから介護保険の移行について。制度の狭間の人をどうささえるかについて。
- 今日とても良い内容なのにもっと多くの方に参加してほしかった。
- 是非、ZOOMも使ってほしいです。地域で共に生きるをテーマに共に生きる為の取り組み(交流会、おまつり、研修会、訓練など) 実現に交流を進めている事例など。
- 障害者の方々がもっと普通の方々と手をつなげられる様な世の中の人間性重視の姿が見られればと考えております。
- 世田谷区内の取り組みや仕組みがたくさんあることがわかりました。福祉だけでなく、もっと住民として考えられるものがあると良いと思います。
- 大変だとは思いますが、なかなか会場に出向くことが出来ない方の為に、ZOOMやオンラインで視聴が出来るといいなと感じました。そうすれば、小さいお子さんがいらっしゃる方とかは、家で視聴ができたり、高齢の方も視聴できるのではと思いました。



令和5年度世田谷区自立支援協議会シンポジウム

申込み
参加費
不要

もうしこみ
さんかひ
ふよう

障害のある方と 地域防災

しょうがいのある方と ともに学ぶ

● いざというときに自分の身を守るために準備しておくこと ●

開催
日時

令和5年度 11月24日(金)

18時30分～21時(18時開場)

会場

成城ホール

世田谷区成城 6-2-1

小田急線「成城学園前」駅下車 北口から徒歩4分



ホワイエにて

- 各エリア自立支援協議会・専門部会活動報告展示
- 世田谷区内障害者施設物品販売

第1部 基調講演

18時30分～19時20分

災害前だからできること

【講師】北村 弥生 先生(長野保健医療大学 特任教授)

災害が起こった時に障害のある方が特に困る事は何か? そのためにどのような準備が必要か? 今、ここからはじまる地域防災への手掛かりをお話いただきます。

●講師プロフィール●

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 障害福祉研究部室長を経て現職。「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」の代表者を務められ、障害者の災害準備に関する研究や啓発を行っている。

第2部 パネルディスカッション

19時35分～21時

障害のある方と共に地域防災を考える

【コーディネーター】宮崎 猛志 氏(せたがや防災 NPO アクション代表)

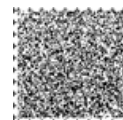
【パネリスト】北村 弥生 先生・当事者(当事者家族)

当事者(家族)から災害への準備や取り組みについて、また不安に感じていること等を話し、地域防災の現状や課題について共有し、今できることは何か?を検討する。

●コーディネータープロフィール●

1993年に発生した北海道南西沖地震以降の国内、国外の災害現場において救助・復旧・復興活動を行う。防災の啓発やネットワークづくりなど世田谷区を中心に様々な地域で活動している。

● 問合せ先 ● 世田谷区基幹相談支援センター TEL 03-6379-0644 / FAX 03-6379-0628
● 主催 ● 世田谷区自立支援協議会・世田谷区



5 資料

第1回本会資料

資料 4

令和5年月日

指定特定相談支援事業所・指定障害児童相談支援事業所 に関するアンケート調査のお願い

世田谷区自立支援協議会相談支援ワーキンググループ
事務局 世田谷区基幹相談支援センター

1. 調査目的

世田谷区では、計画相談の対象者が成人、児童ともに年々増加しています（参考データ参照）。この状況を踏まえ、相談支援専門員の皆様が日々の業務について、お考えのことを伺い、相談支援ワーキンググループおよび世田谷区自立支援協議会として、相談支援専門員を支援する環境や仕組みを整えるために取り組むことがないか検討していきたいと考え、アンケートをさせていただくことにしました。

※お答えいただいた内容は、相談支援ワーキング事務局である世田谷区基幹相談支援センターで事業所が特定できないように加工したうえで、ワーキンググループの検討資料として使用します。また、お答えいただいた内容は、この調査目的以外の用途に使用しません。

2. 調査対象

令和5年7月末時点で、世田谷区内に所在する指定特定・指定障害児相談支援事業所48事業所を対象とする。（回答は、事業所ごとでお願いします）

3. 調査方法

世田谷区自立支援協議会の「運営会議」「エリア自立支援協議会」にてアンケートの協力依頼を行い、対象相談支援事業所あて調査票を基幹からメールで送付し、メール、FAX、GoogleForms のいずれかで返信していただく方法により実施する。回答がない事業所には基幹より回答依頼の電話をする。場合によっては電話での聞き取りを行う。

4. 調査期間

令和5年8月10日（木）から8月31日（木）まで。

5. 調査内容

調査項目については、別紙1に示す「令和5年度指定特定・児童相談支援事業者事業に関するアンケート調査項目一覧表」のとおり。

参考データ

障総支援法	R1.9	R2.3	R4.4	児童福祉法	R1.9	R2.3	R4.4
障害福祉サービス等受給者数	4,733	4,894	5,149	障害児通所支援受給者数	2,366	2,479	2,715
計画作成済人数	3,138	3,498	3,779	計画作成済人数	1,405	1,540	1,559
セルフプラン数	1,595	1,396	1,370	セルフプラン数	961	939	1,156
セルフ率	37.7%	28.5%	26.6%	セルフ率	40.6%	37.9%	42.6%

令和4年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和5年度取組み予定

令和4年度取組み

<1> 障害者差別に関する相談等の状況

① 相談・問合せ等の件数 全17件（昨年度比-4件）

相談等の内容		主訴 (件)	確認後の分類変更	変更後 (カッコ内は 前年度)	割合 (%)
◆差別解消法関連		13		10 (8)	58.8
不当な差別的取扱いについて		5	意思疎通への配慮へ1件 ルール・慣行へ1件 その他へ3件	0 (1)	0
合理的配慮について		8		10 (7)	58.8
合理的 配慮の 内	物理的環境への配慮 (障害者の駐車場所など)	2		2 (0)	11.8
	意思疎通への配慮 (駅の誘導案内など)	2	不当な差別的取扱いから1件	3 (5)	17.6
	ルール・慣行の柔軟な運用 (駐輪場の利用など)	4	不当な差別的取扱いから1件	5 (2)	29.4
◆環境の整備		1		1 (3)	5.9
◆その他の相談・問い合わせ (サービスや交通機関の利用など)		3	不当な差別的取扱いから3件	6 (10)	35.3
◆対応中（年度末現在）		0		0 (0)	0.0
合計		17		17 (21)	100.0

② 相談者の分類

区分	当事者	家族	当事者 団体	区民	事業者 庁内	不明 その他	合計
件 (件)	10	2	0	0	3	2	17
割合 (%)	58.8	11.8	0	0	17.6	11.8	100

③ 相談等への対応内容

対応区分	件数（件）	割合（％）
◆ 差別解消法に基づく対応	10	58.8
➤ 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整	6	35.3
➤ 区が実施する事業（委託事業を含む）、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認	3	17.6
➤ 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡（相談者が相手方との調整を希望しない場合等）	1	5.9
◆ 環境の整備に対する対応	1	5.9
➤ 相談内容について助言等	1	5.9
◆ その他の相談・問い合わせ	6	35.3
➤ 法律や区の体制、広報等について説明	1	5.9
➤ 保健福祉サービスに対する意見として対応	1	5.9
➤ その他の意見として対応（不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など）	3	17.6
➤ 匿名等により調査ができなかったもの	1	5.9
◆ 対応中（年度末現在）	0	0.0
合計	17	100.0

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100%にならない場合がある。
また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

<2> 具体的な事例（区における事例）

① イベントの手話通訳者の派遣（合理的配慮の提供）

（相談者）

聴覚障害者

（相談内容）

施設のイベントに申し込みたいが、聴覚障害者なので字幕、手話通訳をつけてほしい旨、施設のWEBサイトお問い合わせフォームを使い施設にメールした。回答メールは、「字幕と手話通訳については予定しておりません。ご期待に添えず申し訳ありません」との返事であった。区が関連する施設である場であるにも関わらず、合理的配慮に欠けている。再度、手話通訳をつけられないか検討してほしい。

（問題点）

通常は手話通訳のモニター等で対応していたが、イベントの企画が決まってからの準備期間が短く対応できないとの施設側の事情で判断したが、個別対応であっても配慮が可能であるか検討する必要がある。

（対応）

区担当課と施設とで手話通訳者の派遣が出来ないか検討した結果、手話通訳者を派遣することになった。その旨施設から当事者にメールで連絡しイベントに参加することができた。

②重度障害者の理髪（合理的配慮の提供）

（相談者）

区内理髪店店主

（相談内容）

不随意運動の激しい重度身体障害者の調髪には、非常な負担があるので、断ることはできるか？それは差別にあたるか？ 当事者は名乗らず帰ったが、再訪された場合には、断りたい。障害者の理髪の実験のある訪問理美容の事業所を案内して、断ることは差別にあたるかとの相談だった。

（対応）

当職からは、①障害があるという事実のみで理髪を一方向的に断ることは、差別の可能性がある。②理髪は刃物を使うため、危険もあり経験のない相談者にはかなりの負担であることを、当事者に誠実に伝え理解を求める必要がある。③障害者の理髪の実験のある事業所を案内することは、合理的配慮の一つではあるが、当該事業所との調整等丁寧な対応が必要である。これら3点を伝えた。

（考察）

相談者は、障害当事者への対応に苦慮し、差別に真摯に向き合う姿勢で相談してきた。障害者差別解消のためには、相談者のような実践的な気づきと改善への努力が必要である。差別についての理解と相談窓口の周知が進んできたことを感じた事例であった。

＜3＞ 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めた。

- ・ 研修、講演会等を通じた法周知と啓発を実施した。
- ・ 区独自のパンフレットを区立小学校4学年全児童へ配布し、出前講座を案内した。
- ・ 区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施した（24校、77クラス）。
- ・ 障害者児のアート作品の展示支援を行った
- ・ 発達障害に関する理解促進のためのYouTubeチャンネルでの動画配信を行った。また、その様子を写真や動画で撮影し、区のホームページやオリンピック・パラリンピックの記念誌等で紹介した。

＜4＞ 障害者差別解消支援地域協議会等の開催

世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

令和4年7月29日（金） 障害者差別解消支援地域協議会

（内容）令和3年度の取組み状況等の報告等

令和5年1月27日（金） 障害者差別解消支援地域協議会

（内容）障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応について及び研修実績にかかる報告について

＜5＞ 庁内での取組み

- ・ 令和4年6月29日（水）「令和4年度第1回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
令和4年10月25日（火）「令和4年度第2回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
- ・ 庁内向けメールマガジン「イエローリボン通信」を4回発行し、事例紹介等を行った。
- ・ 職員へ「イエローリボン」ピンバッジを配布し、着用を依頼した。 等

令和5年度取組み予定

令和4年度取組み状況等を踏まえ、令和5年度は以下の取組みを進める。

＜1＞ 障害者差別に関する相談支援

- ① 障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ
- ② 都と連携した取組み
- ③ 相談体制の周知

＜2＞ 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）

- ① イベントへの出展、ポスター掲示、PR 展示等
- ② 障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）令和5年12月3日
- ③ 障害者児のアート作品の展示支援
（令和5年6月7日～6月13日、令和5年11月7日～11月12日予定）
- ④ 世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション
- ⑤ 区内小学校への手話講師の派遣（23校72クラスで実施予定）
- ⑥ ヘルプマーク等の配布
- ⑦ 障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力
- ⑧ 区政PRコーナーにおける周知啓発

＜3＞ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和5年7月28日・令和6年1月26日予定）

＜4＞ 庁内での取組み

- ① 世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
- ② 障害者への配慮の推進に向けた取組み
（印刷物への音声対応促進、講演会等における手話通訳の実施等）
- ③ 指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底
- ④ 庁内向けメールマガジンの発行（随時）
- ⑤ 全職員を対象としたイエローリボンピンバッジ着用推進
- ⑥ 職員研修 職層研修・保健福祉領域研修・共催研修
- ⑦ 区外郭団体等への周知・協力依頼

＜５＞ 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

（１）普及・啓発

条例の趣旨を区民等に広く周知するためのパンフレット作成やPR 事業等の施策に取り組む。

（２）商店等における共生社会促進物品助成事業の実施

条例に定める「地域での交流及び支え合いの推進」の取り組みとして、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店等での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品の購入・作成経費助成事業を実施する。

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況
令和5年4月1日～令和5年5月31日

1 件 数 5 件

2、相談等の分類

①相談内容

区分	主訴	調査後評価		
		件数	区に関わるもの (再掲)	割合
1 不当な差別的取扱いについて	2	0	0	0.0%
2 合理的配慮について	2	4	1	80.0%
(内訳)	2-1 物理的環境への配慮	0	0	0.0%
	2-2 意思疎通への配慮	0	0	40.0%
	2-3 ルール・慣行の柔軟な運用	2	1	40.0%
3 環境整備について	1	0	0	0.0%
4 その他の相談・問合せ	0	1	0	20.0%
5 対応中（報告月末現在）	0	0	0	0.0%
合計	5	5	1	100.0%

* 主訴が「不当な差別的取り扱い」のうち、1件は「意思疎通への配慮」 1件は「ルール・慣行の柔軟な運用」と評価した。

* 主訴が「環境整備について」は相談者の誤解に基づくものなので「その他」と評価した。

②相談者の分類

区分	件数	割合
当事者	4	80.0%
家族	1	20.0%
当事者団体	0	0.0%
区民	0	0.0%
委託・指定管理者	0	0.0%
民間事業者	0	0.0%
区職員	0	0.0%
不明・その他	0	0.0%
合計	5	100.0%

③障害特性

区分	件数	割合
視覚障害	0	0.0%
聴覚障害	1	20.0%
肢体不自由	3	60.0%
内部障害	0	0.0%
身体障害合計	4	80.0%
重症心身障害	0	0.0%
知的障害	0	0.0%
発達障害	0	0.0%
精神障害	1	20.0%
高次脳機能障害	0	0.0%
難病	0	0.0%
不明・なし	0	0.0%
合計	5	100%

④相談等への対応状況

区分		件数	割合
1 差別解消法に基づく対応		3	60.0%
(内訳)	1-1 状況を確認し、対応方法について相手方と協議	1	20.0%
	1-2 担当所管に対応を依頼し、結果を確認	1	20.0%
	1-3 相談内容を傾聴し、相談者・関係機関に情報を提供	1	20.0%
2 環境整備（傾聴・情報提供）			0.0%
3 その他の相談・問い合わせ		2	40.0%
(内訳)	3-1 法律や区の体制、広報等について説明		0.0%
	3-2 保健福祉サービスに対する意見として対応		0.0%
	3-3 その他の意見として対応	1	20.0%
	3-4 匿名等により調査が出来なかったもの	1	20.0%
4 対応中（報告月末現在）			0.0%
合計		5	100.0%

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨

令和5年4月1日～令和5年5月31日

5 件

- 1 不当な差別的取扱いについての相談 0 件
- 1-1 区に関すること 0 件
- 1-2 他の行政機関に関すること 0 件
- 1-3 民間事業者にかんすること 0 件

- 2 合理的配慮の提供についての相談 3 件
- 2-1 物理的環境への配慮に関すること 0 件
- 2-1-1 区に関すること 0 件
- 2-1-2 他の行政機関に関すること 0 件
- 2-1-3 民間事業者にかんすること 0 件
- 2-2 意思疎通の配慮に関すること 1 件
- 2-2-1 区に関すること 0 件
- 2-2-2 他の行政機関に関すること 0 件
- 2-2-3 民間事業者にかんすること 1 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨
1	精神障害	当事者	精神障害を理由に、自治会役員会内で差別されている。他のメンバーと同じように活動したい。具体的には「障害者だからといって、仕事に手加減はしないよ」と悪口を言われた。会長に訴えたが取り合ってくれず、「役員をやめてもらってもよい」と排除されそうになった。ほかに、役員の活動室のカギをわたしてもらっていない。	自治会会長から事情を聴取した。役員会および会長には差別の意図はない。他の役員が「障害を理由にさぼるなよ」と言ったことを、本人がいじめられたと会長に訴えてきたので、誤解を解くことはした。相談者も理解している。活動室のカギは、4月に役員になったばかりの相談者にはいずれ渡すことになるが、今はまだ渡していない。そのことも相談者には説明して了解されている。バリアーは存在しない。当事者は、障害を理由に独特の要求をしてきたり、被害的になるが、説明すればすぐに立ち直り役員としても意欲的に活動に参加している。役員会の中でも他の役員は障害を理解したうえで付き合っている。主訴は「不当な差別的取り扱い」であったが「合理的配慮－意思疎通への配慮」と評価した。

- 2-3 ルール・慣行の柔軟な運用に関すること 2 件

- 2-3-1 区に関すること 1 件

	障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
2	身体 障害	聴覚 障害	当事者	期日前投票所の名簿対照係で投票券と本人確認した際、担当者がPCから目を上げずに声で確認しようとした。聴覚障害のある相談者は、「聴こえない」ということを伝えるために机を「コンコン」と叩いて注意喚起せざるを得なかった。双方ともにあまり気分がよくないので、カードを示す等さりげなく伝えることができるように対処を検討してほしい。	選挙管理委員会事務局に架電し、対応状況を聴取した。改善にむけての検討が始まっていることを確認し、相談者へその旨回答した。

- 2-3-2 他の行政機関に関すること 0 件
2-3-3 民間事業者にかんすること 1 件

	障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
3	身体 障害	肢体 不自由	当事者	相談者は会員として通っているフィットネスクラブの有料レッスン中に、転倒した。レッスンを中断した。その後、職員から「あなたが転倒してレッスンが中断し、ほかのメンバーに迷惑をかけた。」「今後このようなことがあったら辞めてもらう」と発言があった。数日後店長から「みんなが心配している」「足がアレだから」「次にこんなことがあったらあなたも困るでしょう」と言われた。職員のように「辞めてもらう」という直接の発言はなく、あいまいに圧力をかけてくる。足がアレだからというのは、障害を理由にプログラムへの参加をしないようにと言っているように感じている。長年参加しているので、これからも参加したい	事業所を訪問し店長から事情を聴取した。相談者は、このエアロビクスのプログラムにずっと参加している。初心者対象ではなく、かなり高度なプログラムで相談者は会場にいただけで、参加しているとは言えない。あの日は、普段はやらない転回するステップを踏み転倒した。4月12日に相談者と話したが、辞めろといったことはない。ただ、無理をすることは本人にもほかの利用者にもよくないという認識はあるので、それは伝えた。当職からは、プログラムへの参加について危険であり断るのならば、きちんと当事者と話し合うべきであり、暗に辞めるように誘導することは、当事者にとっては差別と感じられている。10年以上、このプログラムに通い続けていることを容認している以上、今回の転倒を理由に断ることは無理があるし、当事者は到底納得しない。なんとか、当事者の参加意欲を受け止めて、教室のインストラクター含めて相談者が参加できる新たなルールについて話し合うことを勧めた。

- 3 環境整備についての相談 0 件
3-1 区に関すること 0 件
3-2 他の行政機関に関すること 0 件
3-3 民間事業者にかんすること 0 件

- 4 その他についての相談 2 件
4-1 区に関すること 0 件
4-2 他の行政機関に関すること 1 件

	障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
4	身体 障害	内部 障害	当事者	相談者は歩行障害と内部障害がありヘルプマークを付けている。歩行補助と荷物の移動のためにキャリーカートに欠くことができない。ワンマンバスに乗降の際に、「荷物を上にあげてほしい」と運転手に頼んでも、応じてくれない。車いすと双子のバギーは介助するのに、そのほかの障害者のサポートはできないというのは、声の大きい人、問題になった場合には仕方ないとの態度である。納得できない。	東京都交通局に架電した。運行中には、運転手は離席してはならないので、荷物の持ち上げはお断りしている。車いす利用者のためにスロープを出すことは例外として認め、全運転手が行うことを指示している。これ以外は管理部門として全体の協力を得ることはむづかしい。当職からは、①車いす利用者と大型バギーには特別に対応し、内部障害等ほかの障害者には対応しないということについては理解を得ることは難しい。②状況に応じて柔軟に対応するように運転手に指導してほしい③ヘルプマークは、乗り合わせた乗客への啓発にとどめず運転手は率先して行動すべきである。以上三点を伝えた。本件、相談者は匿名であり調査不能のため「その他」とする。

- 4-3 民間事業者にかんすること 1 件

	障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
5	身体 障害	肢体 不自由	家族	UR赤堤経堂住宅に居住している。障がい者優先駐車場について、月ぎめスペースしかなく、短時間でも駐車してはいけないと注意を受ける。月ぎめ契約者が決まったので、今後駐車してはならないといわれた。	UR管理部門に架電した。URの駐車場はすべて月極め契約となっており、スーパーマーケットや公共施設の「障害者優先駐車スペース」とは性格が異なっている。他にも団地自治会が管理する来客用駐車スペースがあり、予約制になっている。相談者がいう「障害者用駐車スペース」はいままで契約者がいなかったで、利用を黙認してきたが、6月から契約がきまったため利用できない旨伝えた。駐車スペースではなく、通路に障害者の乗降のための短時間駐停車は、デイスの送迎車など認めている。個人もそれに準ずる対応になる。 本件、相談者の誤解によるもので「その他」とする。

- 4-4 個人その他に関すること 0 件

対応中 0 件

令和5年6月29日

世田谷区自立支援協議会 あて

提出者 法人名 社会福祉法人いたるセンター
 所在地 東京都杉並区天沼 1-15-18
 代表者氏名 理事長 谷山 勝崇 印

令和4年度実績報告書（日中サービス支援型指定共同生活援助）

グループホーム名称	ハンプルⅠ・ハンプルⅡ		
所在地	東京都世田谷区成城8-27-11		
定員	グループホーム	10名（男性5名：女性5名）	
	短期入所	5名	

1 利用者の状況

(1) グループホーム入居者の状況

	性別	年齢	支援区分	愛の手帳	身体手帳	精神手帳	日中活動先	医療的ケア対応	GHでの日中支援実績
例	男	50歳	5	2	1種2級	1	●●福祉作業所（生活介護）	無 ※有の場合は、その内容を記載	有（週3程度）
1	女	39歳	5	4	1種1級		岡本福祉作業ホーム（生活介護）		有（週2程度）
2	女	47歳	4	3			コイノニアかみきた（生活介護）		有（週2程度）
3	男	28歳	6	2	1種1級		奥沢福祉園（生活介護）		有（週2程度）
4	男	26歳	6	1	1種2級		給田福祉園（生活介護）	てんかん発作時 ダイアアップ坐薬・ エスクレチン錠薬の使用	有（週2程度）
5	男	27歳	6	2			給田福祉園（生活介護）		有（週2程度）
6	男	57歳	6		1種1級		玉堤つどいの家（生活介護）		有（週2程度）
7	女	55歳	5		1種1級		岡本福祉作業ホーム（就労継続支援B型）		有（週2程度）

8	女	55 歳	6	1	1種1 級	三宿つくしんぼホーム (生活介護)	てんかん発作重 症時ダイアップ 坐薬の使用	有(週4程度)
9	女	61 歳	6	3		コイノニアかみきた (生活介護)		有(週1程度)
10	男	44 歳	6	2	1種1 級	給田福祉園 (生活介護)		有(週2程 度)

※必要な場合は、行を追加ください。

(2) 短期入所

①利用者の状況

	登録者数	延べ 利用者数	利用日数	稼働率 (利用日数/稼働日)
合 計	235	42人	1005日	3.1

②利用要件

社会的理由	区 分	疾 病	冠婚葬祭	看 護	仕 事 (出張・転 勤)	公的(学 校) 行事	失 踪
	件 数	12	1	2	32	2	0
	日 数	32	2	5	64	5	0
	区 分	出 産	事 故	災 害	その他		小 計
	件 数	0	0	0	0		49
	日 数	0	0	0	0		108
私的理由	区 分	介護疲れ (休養)	体 験	その他		小 計	合 計
	件 数	278	98	37		413	462
	日 数	603	217	77		897	1005

③ 申込対応状況等

(ア) 申込を受けたうち、希望日に空室がないため利用を断った件数
(複数の希望日があり何れかに対応した場合は除く)

0 件

(イ) 申込を受けたうち、空室がないこと以外の理由により利用をお断りした件数

複数 件

(ウ) (イ) でお断りした主な理由(複数ある場合は、それぞれご記入ください。)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染、濃厚接触やご利用自粛のため
- ・同性介護を実施するための職員配置ができなかったため

2 支援実績等(当該年度に実際に取り組んだ内容等を記載ください。)

(1) 日中における支援

- ・昼食の準備及び提供(食事支援)。
- ・イベント開催(調理活動、クリスマス会、七夕短冊飾り等)。

(2) 権利擁護の取り組み

※利用者や保護者から、支援等に関する要望等を受けていた場合、どのような要望をうけ、支援にどのように反映したか（反映していく予定か）、あわせて記載ください。

- ・利用者様のご家族より、食事の際、当事者ご本人が自ら食べるよう、声掛けや見守り支援を行うよう要望を受け、実施した（状況により、職員が支援を行うこともあった）。
- ・週末、移動支援終了後に自室で休息（昼寝）を取るようしてほしいとご家族からの依頼あり。ご本人の様子を確認し、移動支援後に休息を取っていただいた。
- ・髭剃り等の身だしなみを行ってほしいとご家族からの依頼あり。入寮されてから、毎日身だしなみ（口腔ケア含む）を行っているが、ご本人が嫌がる場面では、途中で切り上げる場合があることをご家族にお伝えし、ご理解をいただくようにしている。
- ・利用者様、ご家族からは、日頃より様々な要望が出されており、施設として権利擁護の視点も踏まえて要望への対応の必要性、優先順位を考え取り組んでいる。

(3) 虐待防止の取り組み

- ・毎月2回実施しているミーティングの中で、虐待防止について、職員間で情報共有と討議を行った。

(4) 健康管理の取り組み

- ・医療連携に係わる業務委託契約を医療法人社団はなまる会と締結し、日常的な健康管理に務めるとともに、24時間常時連絡の取れる体制を確保している。
- ・毎日（起床後・帰寮後）に「体温測定」「血圧測定」「脈拍数測定」を実施している。
- ・併設する「通所施設」の看護師による「1日2回の巡回」を実施している。加えて、ご本人や職員からの「相談」等にも対応している。また、ご利用者の乾癬治療としての「皮下注射」を看護師が実施している。
- ・てんかん発作が起こった場合、ダイアアップ坐薬等の使用を実施している。

(5) リスクマネジメントの取り組み

- ・事業所内だけでなく、法人の全事業所で「事故防止委員会」を設置している。
- ・毎月2回開催している「ミーティング」の議題として「事故報告書」「ヒヤリハット報告書」の共有を行い、案件によっては、対応策を提示し経過観察を実施している。
- ・毎月1回開催している「法人全体ミーティング」の中で、各事業所の情報共有を行い、予防策や対応策の検討を行い、フィードバックを実施している。

(6) 地域との連携・交流の取り組み

- ・事業所と地元クリニックとの業務連携。
- ・利用者の方の必要に応じて、「訪問看護」「訪問リハビリ」「訪問歯科」「移動支援」などの連携（契約）をしている。
- ・隣接する「高齢者施設（エリザベート成城）」と「保育園（成城つくしんぼ保育園）」と【成城8989（ワクワク）ネットワーク】を構築し、イベント開催や広報誌配布等を行っている。

(7) 医療的ケアへの対応

・上記 「1 利用者の状況 (1) グループホーム入居者の状況」に記入済。

(8) 人材確保・育成の取り組み

・職員募集に関しては、法人本部の人事部が行っている。
・育成に関しては、事業所独自の「業務マニュアル」を作成し、活用している。また、育成期間中は、育成担当職員やサービス管理責任者との「振り返り面談」を週1回以上実施している。

(9) 運営の特色や工夫

・地域で自分らしく暮らすことをコンセプトとして、共同生活を営む住居で、相談、入浴、食事の介護、その他の日常生活、社会生活を総合的に支援している。

3 第三者評価結果

直近の第三者評価の結果及び第三者評価での指摘事項に対する改善に向けた取り組み状況について、添付をお願いします。

＜人材育成を充実させることで優れた取り組みがより一層効果的に展開されることを期待する＞

⇒配属になった職員に対し、1か月から6か月の「育成期間」を設け、先輩職員が指導する形で行っている。加えて、毎回業務終了後に「覚えたこと・身についたこと」「課題点・業務上で不安に思うこと」「次回の業務での目標設定」等を【業務振り返りシート】に記入し、指導職員とサービス管理責任者がコメントを記入し、毎回フィードバックを行っている。

＜業務の標準化が非常に進んでいる一方で、一般職の理解が伴っていない側面があり、理解の促進が望まれる＞

⇒業務フローの見直しを適宜行い、月2回開催しているミーティングにおいて、全職員に説明を行っている。

＜リスク対策は法人統一の各種委員会で組織的に検討されているが、BCPに関しては、現在作成途中であり、今後完成が待たれる＞

⇒法人全体でBCPを作成し、各事業所で試行的に訓練を継続中である。参集できる職員等のマンパワーの集約が課題である。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のポイント

○市町村新規、●市町村一部変更（赤線箇所）、□都道府県新規、■都道府県一部変更（赤線箇所）

基本指針見直しの主な事項		成果目標・活動指標の新規項目、変更点
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し	【成果目標】 ●施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の5%以上削減 ●各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、 <u>コーディネート者の配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め</u> 、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める <u><新規></u>	【成果目標】 ○「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する <u><新規></u> ○「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等について個別に利用者数の見込みを設定する <u><新規></u> ） ●地域生活支援拠点等の設置箇所数と、 <u>コーディネート者の配置人数</u> 、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた <u>支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数</u> について、年間の見込み数を設定する
	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定	【成果目標】 ■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数： <u>325.3日以上</u> ■精神病床における早期退院率： <u>3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</u> 【活動指標】 ○「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障害者の利用者数の見込みを設定する <u><新規></u>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
③福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記	【成果目標】 ●就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の <u>1.28 倍以上</u> - 就労移行支援： <u>1.31 倍以上</u>、就労継続支援 A 型： <u>1.29 倍以上</u>、就労継続支援 B 型： <u>1.28 倍以上</u> ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする <u><新規></u> ●就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の <u>1.41 倍以上</u> ●就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が <u>7割以上</u> となる事業所の割合を <u>2割5分以上</u> とする □各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 <u><新規></u> 【活動指標】 ○「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する <u><新規></u>
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充	【成果目標】 ● <u>令和8年度末まで</u> に、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ○令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する <u><新規></u> ● <u>令和8年度末まで</u> に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 ■各都道府県は難聴児支援を <u>総合的に推進するための計画を策定</u> する □各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する <u><新規></u> □各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する <u><新規></u> 【活動指標】 ●「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障害児等のニーズ、<u>重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ</u>、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。 □医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する <u><新規></u>

基本指針見直しの主な事項		成果目標・活動指標の新規項目、変更点
⑤発達障害者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進	【活動指標】 ●現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、<u>プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）</u>の見込みを設定する
⑥地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設	【成果目標】 ●各市町村において、<u>令和8年度末まで</u>に基幹相談支援センターを設置する ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う <新規> 【活動指標】 ○基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する <新規> ●<u>基幹相談支援センターによる</u>地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、<u>個別事例の支援内容の検証の実施回数</u>の見込みを設定する ○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する <新規> ○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する <新規> ○学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある <新規> □精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、（中略）都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる <新規>
⑦障害者等に対する虐待の防止	・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設	○学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある <新規> □精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、（中略）都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる <新規>
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設	●改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の<u>推進</u>に取り組む。その際、市町村は<u>同法に基づき地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図る</u>
⑨障害福祉サービスの質の確保	・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加	【活動指標】 □相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する <新規>

基本指針見直しの主な事項		成果目標・活動指標の新規項目、変更点
⑩障害福祉人材の確保・定着 ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加		【活動指標】 ☐ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込みを設定する <新規>
	⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進	【活動指標】 ☐ 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する <新規> （再掲）
	⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設	☐ 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る <新規>
	⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備	☐ 難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要 <新規>
⑭その他：地方分権提案に対する対応 ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化	☐ 都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能 <新規> ☐ 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能 <新規> ☐ サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能 <新規>	

令和 5 年 7 月 2 8 日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

(仮称) 世田谷区手話言語条例 (素案) について

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会（以下「検討会」という。）、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。

この度、条例（骨子案）へのパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現を目指すことを目的とした（仮称）世田谷区手話言語条例（素案）をまとめたので以下の通り報告する。

2. これまでの経過

令和 4 年	5 月 2 6 日	福祉保健常任委員会	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
	1 1 月 1 1 日	福祉保健常任委員会	条例制定に向けた検討を開始することを報告
	1 2 月 1 6 日	第 1 回検討会	
令和 5 年	1 月 2 5 日	第 2 回検討会	
	2 月 1 0 日	福祉保健常任委員会	条例の検討状況を報告
	5 月 3 0 日	福祉保健常任委員会	条例（骨子案）を報告
	5 月 3 1 日	第 3 回検討会	
	6 月 9 日～6 月 3 0 日	パブリックコメント	
	6 月 1 4 日・1 5 日	手話言語に関するワークショップ開催	

3. 条例（素案）について

別紙 1（素案）

別紙 2（骨子案・素案 対照表）を参照。

○骨子案から素案への主な変更点

- ・前文に「手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るための環境を整備」について明記。
- ・「手話の普及啓発」に「言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設ける」ことについて明記。
- ・「手話による情報取得」とともに「手話による意見表明」について追記。

4. パブリックコメントの状況

条例（骨子案）へのパブリックコメントを実施し、区のホームページやハガキ等による意見提出があった。

（1）パブリックコメントの期間

6月9日（金）～6月30日（金）

（2）意見提出件数 ※6月22日現在

18件

（3）内容

1件の意見に複数の内容が含まれている場合があり、整理・分類後の件数は22件であった。

条例骨子案に関すること	言語としての手話の認知・理解・文化に関すること	情報コミュニケーションに関すること。	その他（個人的感想や語句について等）	合計
12件	4件	4件	2件	22件

（3）代表的な意見と区の考え方

意見	区の考え方
取り組みの中には、手話通訳者の養成や技術、専門性の向上が挙げられている。通訳者は専門技能を持っているにもかかわらず、給与水準も時給も専門職に見合ったものではないと思う。通訳者の待遇が改善されなければ志す人も増えず、手話を必要とする。人たちの人権を尊重する環境は整備されていかない。ぜひ通訳者の養成、待遇改善に努めてほしい。	手話通訳者の人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の処遇改善を含めた具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
災害時ではスマホが使えない場合があるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしい。	災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。

5. 条例に基づく重点的な取り組みについて

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び「（仮称）世田谷区手話言語条例」に基づく施策については、次期（仮称）せたがやインクルージョンプランに反映する。また、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等において、ろう者、難聴者、中途失調者など手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組む。

6. 令和6年度以降に取り組む主な施策例

- ・遠隔手話通訳の実施
- ・手話通訳者の処遇改善
- ・区報、区公式 YouTube 等を活用した普及啓発
- ・区立小中学校における手話の普及や理解促進に関する啓発
- ・区民向け手話講習会の拡充
- ・事業者や区職員、教員向け手話講座の実施

7. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	8月	政策会議(条例素案)
	9月	福祉保健常任委員会(条例素案)
	11月	政策会議(条例案)
		福祉保健常任委員会(条例案)
		第4回定例会（条例案の提案）
令和6年	4月	条例施行

2023/7/28

世田谷エリア自立支援協議会 2023年度の取り組みについて

世田谷エリア協議会 会長 大野 圭介

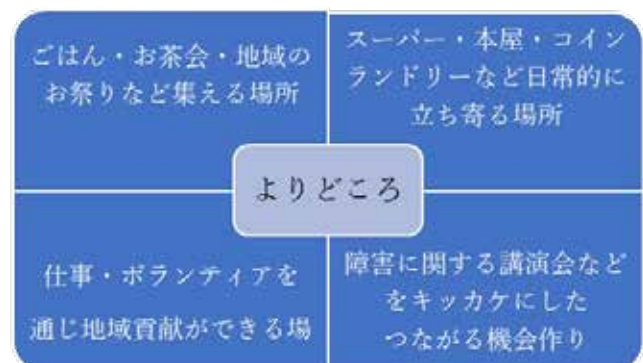
2022年度の取り組みから見てきたこと

<2022年度の取り組み>

障害当事者やその家族が、安心して話（相談）ができるため（相談はハードルが高い！）には
地域の中にどのような資源が必要かについて協議

<見てきたこと>

障害当事者や家族が無理なく主体的に
立ち寄ることができ、参加することができる資源
「よりどころ」が地域の中に点在していく
ことが必要。



2023年度の取り組み

よりどころに必要な要素	地域（話す会）からのアイデア	実践に向けて
ちょこっと寄れる（時間の縛りなし） やること(役割)がある 安心できる(強制されない) 自分の得意を発揮できる 横並びの関係性 障害への理解・配慮があることが、外から見て分かりやすくなっている（参加しやすさ）	障害の方も地域の方も一緒にご飯 皆さんの得意料理で料理教室 ベンチ・椅子が会話を生む？ コインランドリー：待ってる間にお話し 大運動会 絵など、得意を生かして展覧会 よりどころの案内図があると良い ローカルラジオ・ホームページから情報発信	いただいたアイデアを基に エリア運営委員会ですでるところから まずは、実践！！トライ＆エラー！ ぼーとせたがやのココカラを使って 初めはエリア運営委員事業所の方を対象にスタートしてみる よりどころに参加してくださった方の声を聞いていく

よりどころ企画検討書

イベント概要	
〈日時〉	2023 年 月 日（月曜日） 16時00分 - 17時30分
〈企画名〉	①「就労」の話をしませんか / ②しごとねっと出張相談
〈会場〉	スペース ココカラ
〈担当者〉	しごとねっと 遠浅
目的	
障害のある方、そのご家族が無理なく主体的に立ち寄ることができ、参加することができる資源（よりどころ）の利用を通じて、安心して話せる人や場所を地域に増やしていく	
具体的な内容	
①これから働きたい人も現在働いている人も一緒に「就労」について日頃思うこと、疑問点、不安なことなどを語り合う。	
②しごとねっとの業務として出張相談を実施（日中）	
〈想定される経費〉	
①告知のチラシ代程度？ 時間帯や担当職員によっては事業所としての残業代が必要	
〈参加者の持ち物〉	
特になし	
対象	
〈対応可能な人数〉① 8 名 程度？ ②一人 30 分×●名	
〈周知方法〉	
特記事項	
①個別相談にすると対応できるのは 1 名なので、事前予約などがないと難しいため、座談会形式で検討しました	
②弊所事業との連携が可能であれば出張相談も検討	

情報発信の実践



令和5年7月28日
障害施策推進課

障害者の地域生活支援機能の強化
緊急時バックアップセンターの受付状況等について

令和4年10月1日より北沢地域でモデル実施を開始した緊急時バックアップセンターの受付状況等の令和4年度実績について以下のとおり報告する。

1 令和4年度 利用届出書の受付状況

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
件数	26	80	12	12	7	137

(内訳)

		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計	(割合)
年代	10歳代未満	0	4	1	0	0	5	3.6%
	10歳代	1	11	1	0	1	14	10.2%
	20歳代	9	15	5	3	0	32	23.4%
	30歳代	6	16	4	4	4	34	24.8%
	40歳代	7	16	1	4	1	29	21.2%
	50歳代	2	15	0	0	1	18	13.1%
	60-64歳	1	0	0	1	0	2	1.5%
	65歳以上	0	3	0	0	0	3	2.2%
	合計	26	80	12	12	7	137	100.0%
障害 種別	身障	7	31	3	3	2	46	33.6%
	愛	24	60	11	12	6	113	82.5%
	精神	1	8	0	0	0	9	6.6%
	未記入	0	0	0	0	0	0	0.0%
障害 支援 区分	無・不明	0	19	3	0	0	22	16.1%
	1	0	1	0	0	0	1	0.7%
	2	3	5	0	0	0	8	5.8%
	3	2	9	0	0	1	12	8.8%
	4	6	14	4	4	2	30	21.9%
	5	8	6	4	3	2	23	16.8%
	6	7	26	1	5	2	41	29.9%
	合計	26	80	12	12	7	137	100.0%

2 令和4年度 相談・問い合わせ件数

(1) 地域別

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地域不明	合計
件数	3	9	6	2	2	1	23

(2) 対応別

	短期入所施設	ヘルパー派遣	相談・引継ぎ	問い合わせ	合計
件数	4	2	15	2	23

3 今後の予定

令和5年4月～ モデル実施の評価・検証

秋以降 相談、緊急時の受入・対応、地域の体制づくりの3機能を全区展開

令和6年度以降 体験の機会・場、専門的人材の確保・養成の2機能の実施

自立支援協議会関係者各位
相談支援事業所各位

令和 5 年 12 月 20 日
世田谷区自立支援協議会
相談支援ワーキンググループ

指定特定・児童相談支援事業所に関するアンケート調査結果報告書

1. 目的

世田谷区では、計画相談の対象者が成人、児童ともに年々増加しています。この状況を踏まえ、相談支援専門員の皆様が日々の業務について、お考えのことを伺い、相談支援ワーキンググループおよび世田谷区自立支援協議会として、相談支援専門員を支援する環境や仕組みを整えるために取り組むことがないか検討していきたいと考え、アンケートを実施しました。

2. 調査期間

令和 5 年 8 月 10 日（木）から令和 5 年 8 月 31 日（木）

3. 調査対象

令和 5 年 7 月末時点で、世田谷区内に所在する相談支援事業所 47 事業所

4. 調査方法

相談支援事業所あてに調査票を基幹からメールで送付し、メール、FAX、GoogleForms のいずれかで返信していただく方法により実施。

5. 回答状況

回収数 46 事業所

回収方法（Google Forms 32 事業所 FAX9 事業所 メール 4 事業所 郵送 1 事業所）

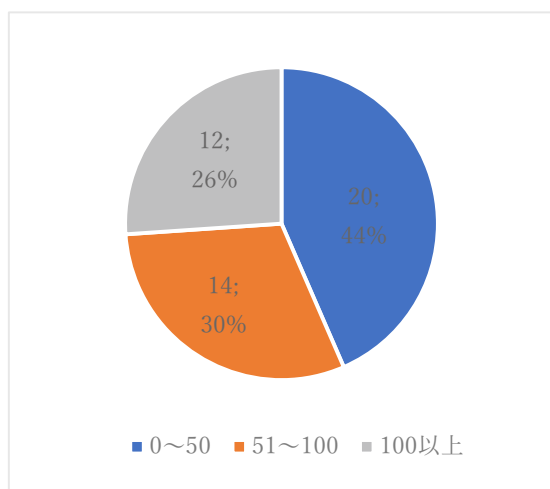
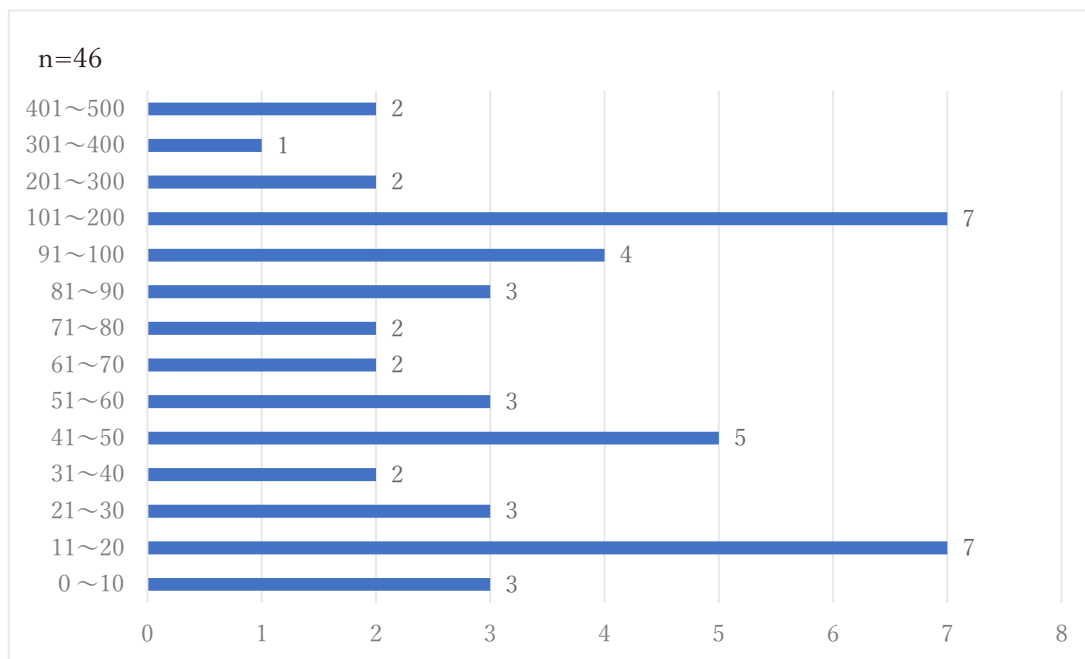
6. 別添資料

別添 1 アンケート集計結果

別添 2 考察

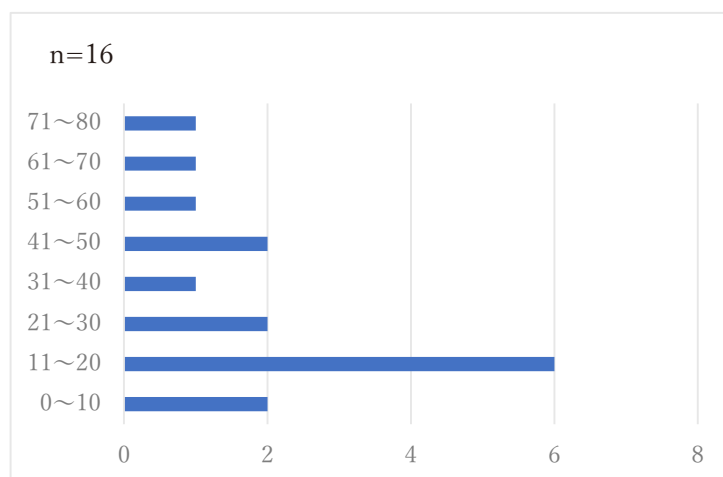
1. 運営状況について

(1) 契約人数

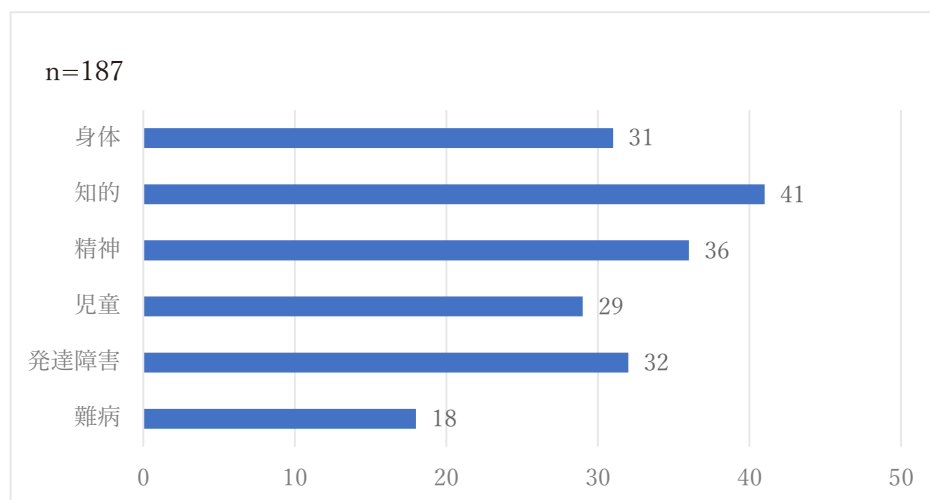


※業務上の常勤換算 1 以下の事業所の契約件数

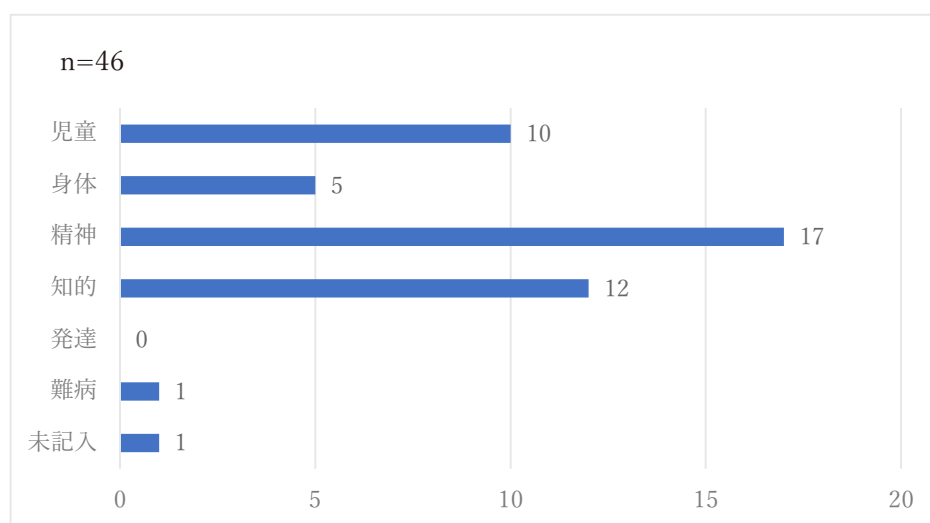
n=46



担当分野（複数回答）



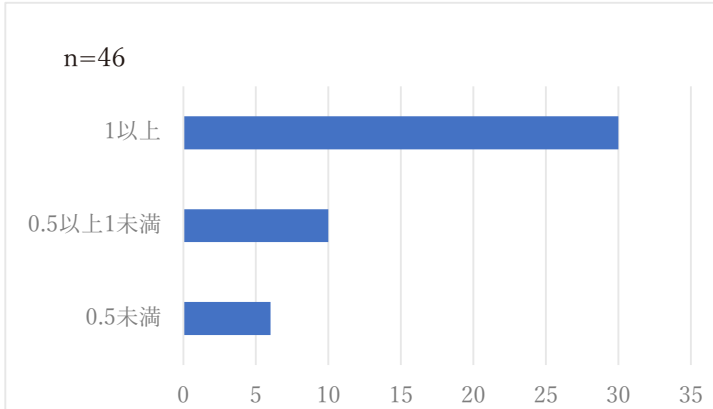
分野でもっとも多い割合



(2) 職員体制について

相談支援専門員総数	114 人
業務上の常勤換算数	66.07 人

※配置状況（業務上の常勤換算数）



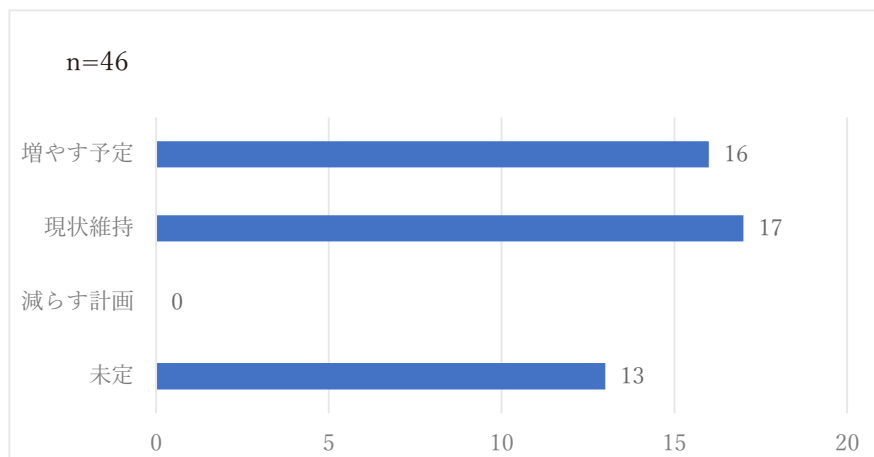
※エリアごと

エリア	事業所数	相談支援専門員数	業務上の常勤換算数
世田谷	12	30 人	15.91 人
北沢	10	37 人	18.35 人
砧	10	28 人	17.92 人
烏山	7	8 人	5.95 人
玉川	8	11 人	7.94 人

参考データ

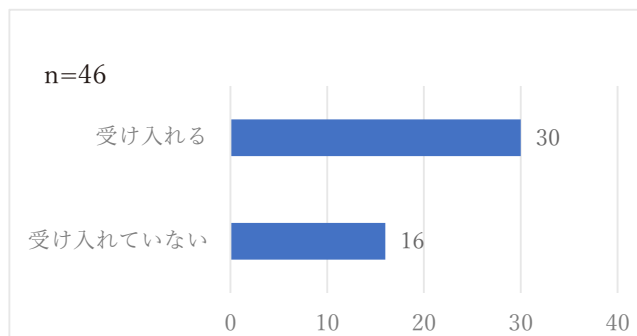
R4.4 計画作成済人数 (成人・児童)	業務上の常勤換算数	業務上の常勤換算、 1.0 人あたりの件数 (平均)
5338 (人)	66.07 (人)	80.793 件

(3) 今後の職員体制についての考え



2. 「1.」でご回答いただいた契約者数、職員体制の背景にある現状や考え、意見をお聞かせください。

(1) 新規の受け入れ

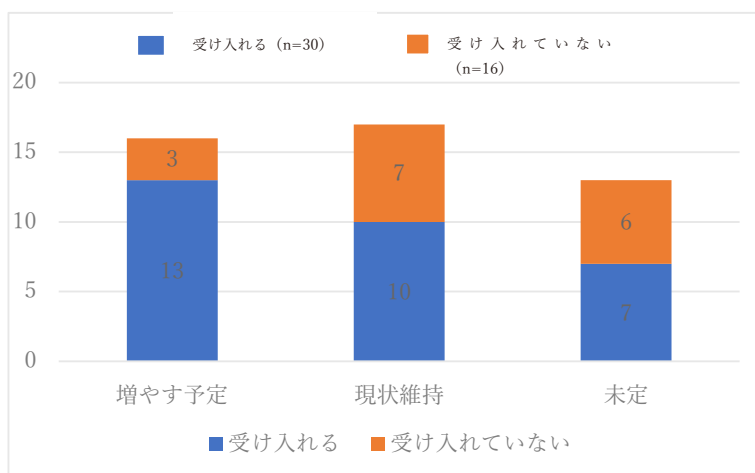


受け入れていない理由

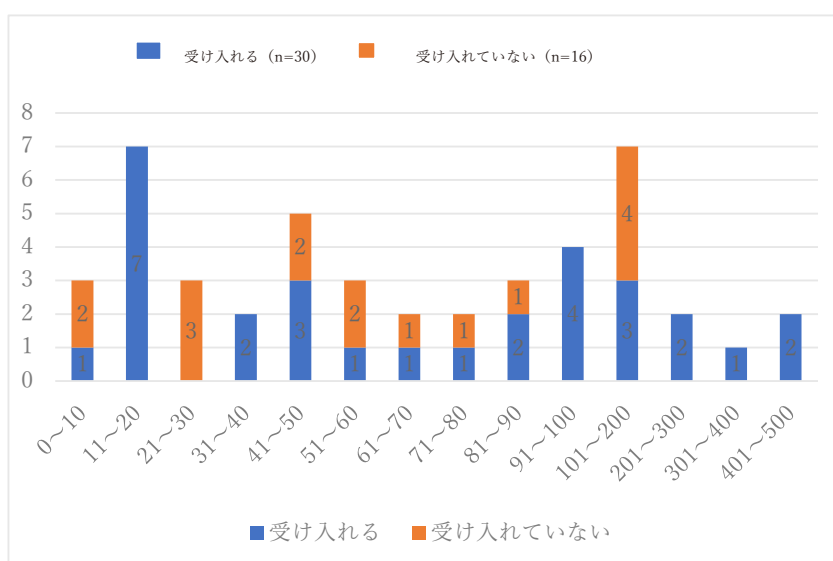
人材	相談員不足
	相談員の高齢化
	常勤職員が体調不良により長期休職中の為、復帰しだい受け入れる予定。
	数年前に相談支援専門員が退職し事業規模を縮小しているため。
人材と質	SW として適切な実践を行うため、質を担保するため
	9月がモニタリングと計画更新の予定が多い為、そこがある程度終わったら受入れ再開予定。
	モニタリング月ではない方の突発相談の対応も見据えて、ある程度の余裕を残しておきたいと考えているため。
	職員体制上、現状の人数で限界と感じる。
	余裕がなくなってきたため
	受け入れていますが、状況に応じての受け入れです。一般の方からのご相談は受けつけ難い状況です。
	利用者の入れ替わりがなく増えていくのみの為
事業所の方針	高齢者の居宅介護支援を担当しているため

	そもそも、事業所による計画作成を推奨しないため
	同法人内にて業務を行っていること、系列事業所との連携関係も背景にあり、系列事業所関係の軽度知的障害者の受け入れは若干名あるが、契約人数が200名を超える見込みのため、原則新規は受け入れていない。
	法人内事業所の利用者は受け入れているが、外部の方はお断りしている

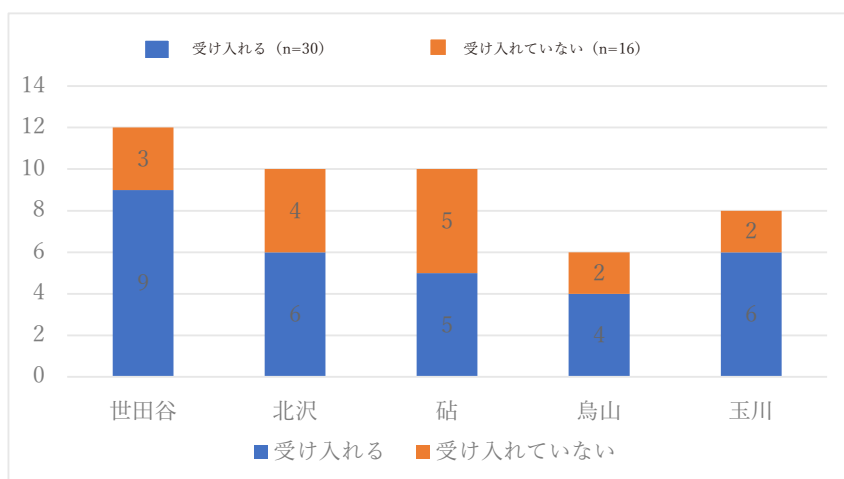
※ 1（3）今後の職員体制と新規受け入れのクロス集計



※ 1（1）契約件数と新規受け入れのクロス集計



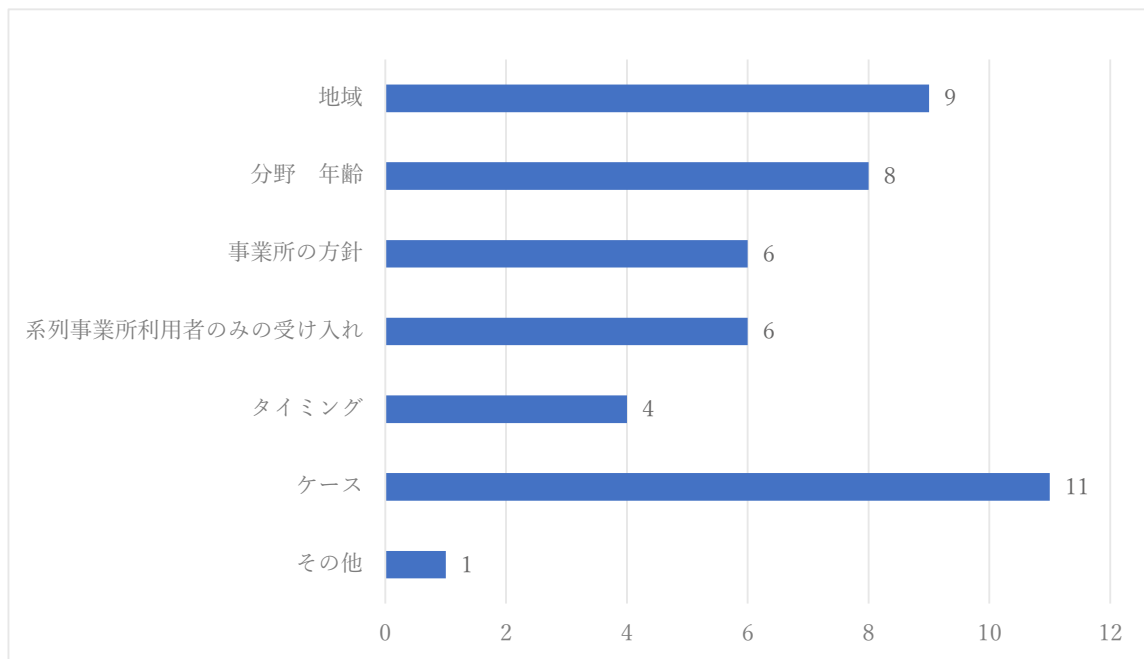
※エリアと新規受け入れのクロス集計



(2) 新規を受け入れる条件 記入事業所 31 事業所 複数記入あり

地域	事業所が近い
	玉川地区
	居住地・通所先共に玉川・砧エリア
	基本的に玉川エリアの方
	ヘルパー利用の方は訪問しやすい事業所近隣地域だと比較的受けやすい。
	当事業所近辺に居住の方
	事業所から近い方を優先したいと思っています。
	地域
分野・年齢	児童に特化した事業所のため、児童の受け入れ、相談となる。
	知的・身体・(児童)
	法人の特性を鑑み、難病や医療依存度が高いケース
	知的障害
	介護保険利用者家族
	18 歳以下
	児童専門で行っていますので、未就園児、小学校低学年のお子様を中心にお受けしております。
	児童・できるだけ年齢が低いお子さん
系列事業所利用者のみの受け入れ	1 人の相談員でとりくむ利用者数としては限界にきているため、当面、法人内施設利用者のみに限定しています。
	法人内の医師や看護師が同時に入る場合は受け入れる
	併設通所事業所利用者、OB の知的障害者であれば受け入れが可能なタイミングがあるが、職員の状況にもよるため、応相談となる。兼務職員の受け持ち件数も増えてきているため、難しい可能性がある。
	併設の児童発達支援もしくは放課後等デイサービスを利用される方を対象。
	併設事業所利用の児童をメインとしています。
	受け入れは当法人の通所サービスを利用されている方で、世田谷区内にお住まいの方に限

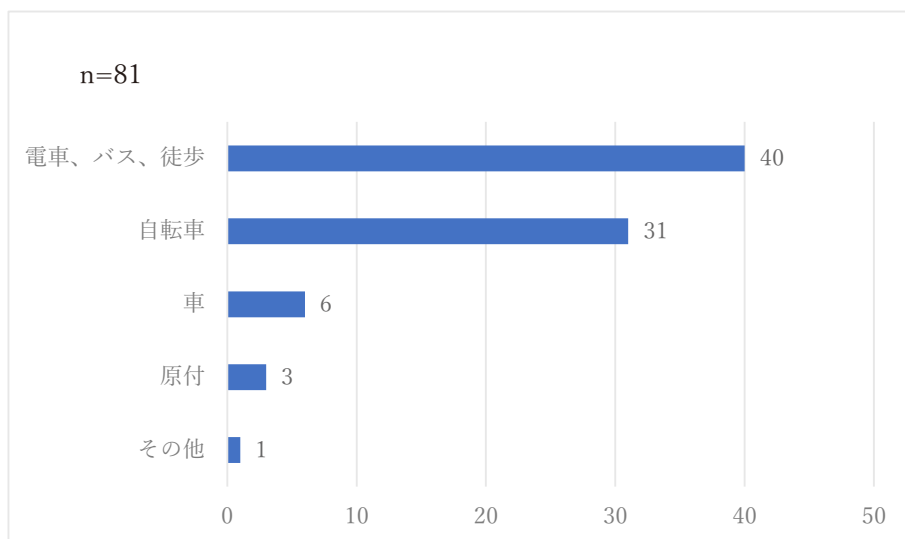
	定しています。
人員	職員の採用
	職員が増えれば受け入れ可能
	現在の職員体制であれば、仕事の効率化が必要である
	相談員の拡充
	人員の体制が充実させれば受け入れ可能。
	職員体制が整えば可。
タイミング	業務の状況に応じて、可能な場合は受け入れている。
	通所は利用するサービス（事業所）が決まってからお受けしている。
	その時の状況により、利用するサービスによっては受入可能な場合がある
	月毎の繁忙度
ケース	連絡がつく、区役所担当者と連携ができる
	困難ケースであればより必要と思われるので検討したいし、対応がしやすいケースであれば、余裕があれば受けるか、他事業所にやってもらいたい。
	相談内容（この案件は絶対的に相談支援専門員が必要ではないかと判断）によって、お引き受けしております。
	基本的には数か月待ってもらう。ただし、緊急なケースや困難ケースで本事業所が対応した方がよい場合は、受けることもある。
	本人もしくは保護者が相談支援専門を希望していること（関係機関からの一方的な依頼はうけない）。
	セルフプランの方（他の事業所から移りたいというのは基本的に断っているが、..）
	事情を勘案し、必要性が高い方に対しては新規受け入れを検討しています。
	相談内容
	つながり
	当事業所は火、水のみ営業でかつ1人事業所なのでそういったことを理解して、やり取りをして下さる方とご契約しています。
	緊急性があれば
その他	1人相談支援事業所をサポートできる体制があれば。



(3) 基本相談 記入事業所 13 事業所

実人数	相談件数	事業所数
5 人未満	5 件未満	9 事業所
10 人未満	10 件未満	1 事業所
5 人	50 件	1 事業所
不明	不明	2 事業所

(4) 業務での外出時の移動 相談支援専門員が複数在籍している事業所は 2 つ選択



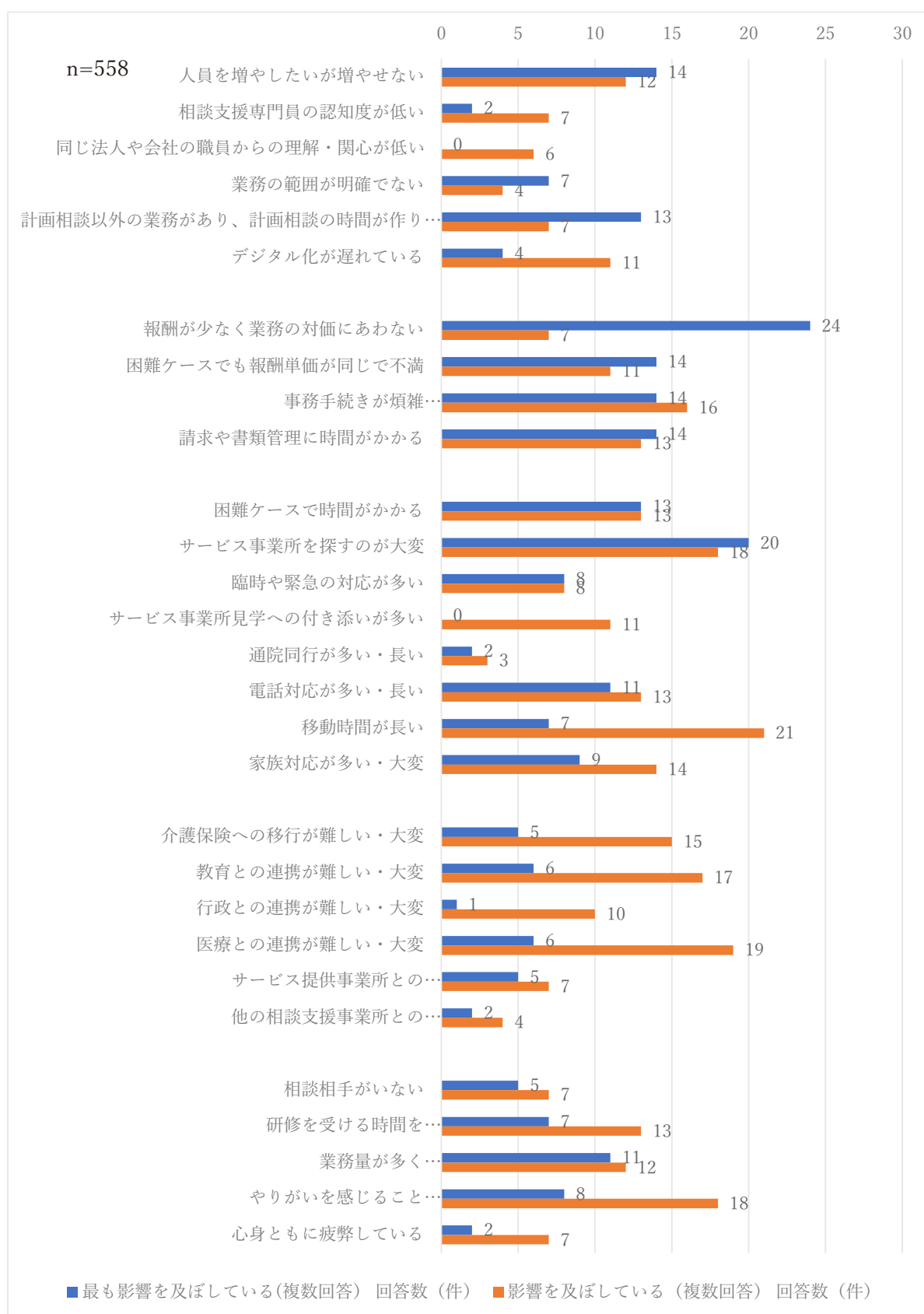
(5) 業務効率をあげるために工夫していること 記入事業所 32 事業所（複数回答）

訪問スケジュール調整	互いの住所地が近い訪問先はなるべく一度に回れるよう日程を組む。
	同じ事業所の面談は、なるべく 1 日にまとめる。
	エリアごとに担当者を固めたり、ある地域に出かけたらその周辺の複数の利用者の所に面談に行く。

	同一地域の場合はセットで行う
	同じ通所先を利用している方のモニタリングを同日に調整・・・できると良いのですが、現実には難しいです。
	事業所内の利用者さんモニタリングはできるだけ連続でとれるようにしているが、当日欠席や体調・お気持ちが優れず延期になる場合もある。外部利用者さんでも効率よくモニタリングしたいが、同じ事業所でも担当のスケジュールによって別の日になるケースが多い
	同じ事業所に通所している方を同日にモニタリングする。
	事業所訪問時に他の担当ケースについても併せてモニタリングを行うこと。
	1日に複数の面談・訪問があるので、同じエリアで効率よく回れるように予定を組む。
	毎月モニタリング予定表を作成し、他の業務と重ならないよう効率よく聞き取りができるようスケジュール調整をしていく。通所先に出向く際は事前にご本人や担当者に連絡し、時間と場所を打ち合わせしておく。なるべく月の前半に予定を組み、緊急時に対応できる余裕を確保する。
	事業所へのモニタリングは同じ事業所で複数のお子さまを見れるように意識しています。
	ご自宅に訪問する場合は地域が近い方を中心に予定を立てています。
	同じ通所先の方は、同日に時間をずらしてモニタリングを行ったり、方面の近い方を同日に訪問するなどしています。
事務日の設定	業務にあたる曜日時間を決め、集中して行う
	訪問が多くなるが、計画書や報告書作成のための事務日をスケジュールに入れるようにしている。
	事務仕事は出来るだけまとまった時間を作って集中してとりくむようにしています。
事務作業の効率化	電話は転送にしてすぐに対応ができるようにしている
	グーグルカレンダーの活用
	専用ソフトを活用し、記録、書類作成、請求データ作成まで行っている。
	メールやショートメッセージで日程調整をする。
	クラウド導入により自宅でも業務ができる環境にしている。
	事務作業の効率化
	データ入力の簡略化等
	ICTの活用
	計画案などの定形の書類を送る際の添え状や、送付先のラベルはまとめて作成している。
	面談前の事前準備等
	ノート PC の活用
	テレワークの推奨

	現場への直行直帰を可能とし、在宅や法人内他事業所でも書類作成等ができるように環境を整えている。
ケース	適時、事業所内で、情報共有を行い、他の職員からアドバイスや情報をもらう。
	1 事象所で複数名で担当する
	ケースの平準化。
	事業所との連携（個別支援会議への出席、日々の情報交換がしやすい）
その他	モニタリングを電話で行い、書面にしてサインをもらっている
	自転車を利用し移動時間を短縮
	施設探しは基本的にぽーと等他機関に依頼している。
	マニュアル化
	自転車で時間短縮
	全国組織での対応、広域事務局化、各地域医師との連携、ネットでの連携。
	効率目的ではありませんが、寮生を受けています

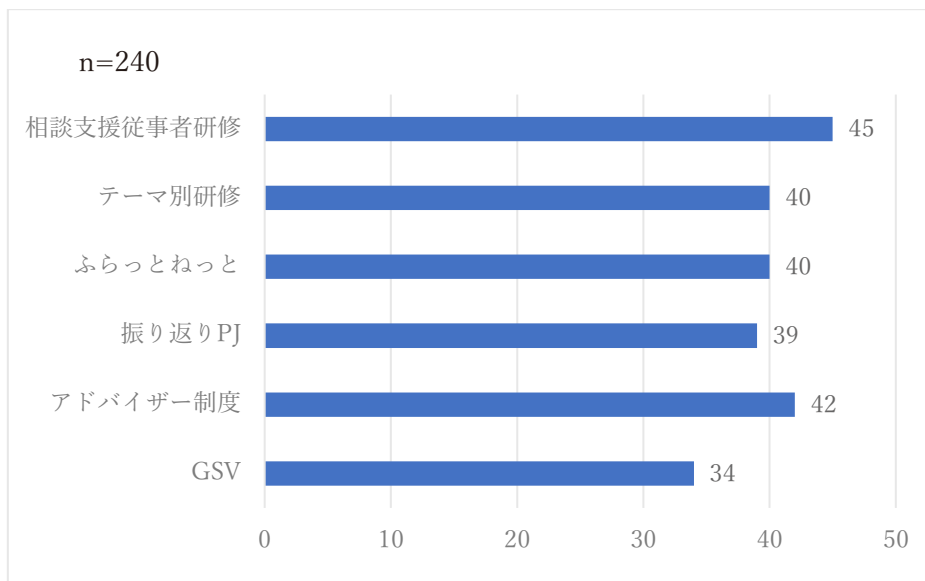
(6) 指定特定、児童相談支援事業所の現状や考えに該当するもの



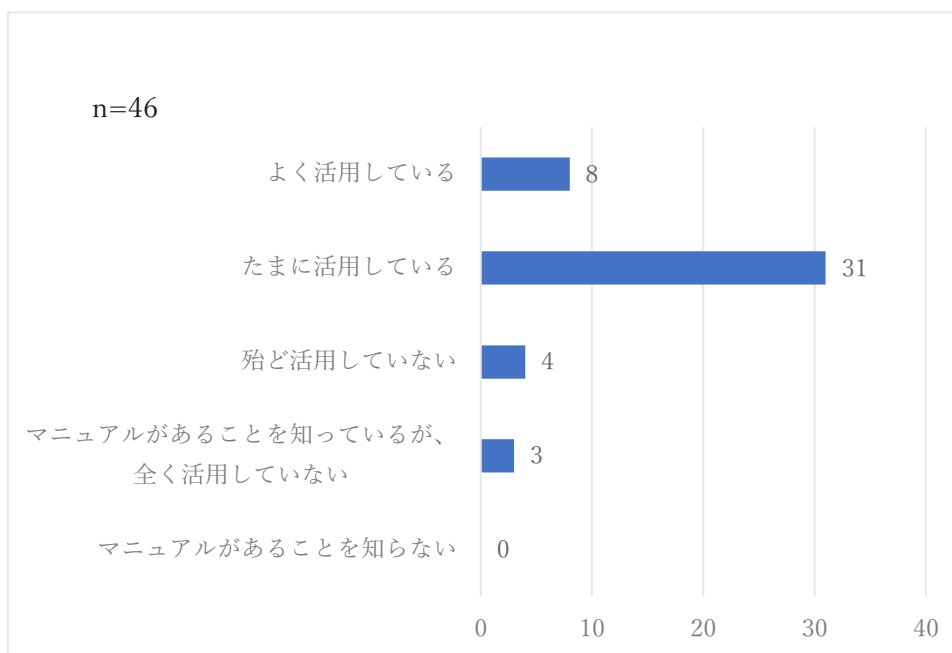
(6) 記述 記入事業所 16 事業所 複数記入あり

他自治体のケースについて、請求を起こすタイミングやルールが世田谷区と異なりかなり戸惑っている。
他の自治体の手続きの状況の違いを知ってほしい。
相談支援の重要性は法人も充分理解しており、今後は人員も増員し新規の受け入れを行っていきたいと思っているが、報酬が見合わず赤字事業となっているため採用できずにいる。モニタリングの効率化など考えるが、どの程度簡素化してよいのかわからず、きちんとやるとなると、そこそこの時間がかかるため、現状の人員では件数を増やせない。他事業所はどのようにモニタリングを行っているのか、どのような工夫をしているのか、また、書類はどの程度かけていけば監査でひっかからないのかなど、正直知りたい。
利用者 1 人 1 人に対して、丁寧に対応したが、専従で行うと経営が厳しい。兼務であるので丁寧に対応できるが多く受けることは出来ない。
モニタリング報告書の利用者署名を無くしてほしい
困難事例が多少多くストレスや負荷がかかっている
丁寧な支援を行うには、時間・人員が必要。
報酬が低い、業務が多忙であるが人を増やせない。
相談支援事業所が行う基本相談にも一定の報酬を算定すべき
相談支援の必要性のある方が相談支援を見つけるのが難しいし、受けられないもどかしさがある
一人の職員が受け持つケース数が多く、長期の休みや急な退職等があると引き継ぎが難しい。法人内での人材確保や育成の取り組みが急務となっている。
相談支援としての業務の範囲が不透明であり、ヘルパー事業所の撤退や新規導入での、事業所探しに時間を要する。以前に比べると、ヘルパー事業の質が落ちているように感じる。
担当件数の上限が不明確。報酬が少ないため、月の計画・モニタリング数を多くしないと経営的に厳しいが、担当人数が多くなりすぎると丁寧に相談ができなくなる。
関係機関との連携や日程の調整にかかる時間や労力が大きい、報酬につながらない。
計画相談の単価自体が安いとは思っていませんが、割かれる時間への配慮が欲しいです。突発対応にかかりきりになり、本来のモニタリングがやり切れず、その月の収入減につながることもあります。
現状の事ではないが、今回のアンケートのように状況を確認したり、課題を抽出する意味でも、相談支援の部会を設立も考えていく必要があるのではと考える。 部会にて、より多くの運営員が集まれば、報酬単価やその他の課題に対する声も大きくなり、自ずとふらっとねっとや質の向上、スーパービジョンの役割も補う事ができるのではないかと考える。また、WG の活動は部会の中で継続して行う事も可能ではないかと考える。

3. 基幹相談支援センターが実施している人材育成について（複数回答）



4. 計画相談マニュアルについて



その他自由記載

児童の場合、保護者（両親）が就業をしていると長期休暇中の対応に苦慮するケースが多くなってきている。児童が小学生の場合、学童クラブの利用が可といえども支援学校に所属する場合、通常は放課後デイサービスに通い、週1日～2日学童を利用をしている。介助員が対応をしてくださるが、慣れた放課後デイで長時間に渡り預かりができるようになって欲しいと思う。来年度からは制度が変わるとは聞いてはいるが。

また、中学生からは学童がないこともあり、一人で過ごせない障害児に対する居場所について検討をして欲しい。また、知的障害児に対する放課後の自宅での身体介護、見守りを認めて欲しい。担当によって解釈が異なってくる場合もあるので統一をして欲しい。

モニタリング時に施設を訪れて様子を拝見すると加算はできるが、児相や子ども家庭支援センターが開催する閉じられた会議については加算等がなく時間や交通費も要することが多い。また、事前の文書による準備が必要な場合もある。

代理受領をする制度では本人があずかり知らぬ会議に対する報酬が難しいことはわかるが、報酬を捻出する方策を検討して欲しい。これからますます、他機関との連携を要する事例が増すものと思われるので検討をして欲しい。

最近、困っているケースは、自立訓練2年間の満期を控え、就労移行にもB型にも移籍できない方々です。移籍できない理由は様々ですが、通所実績が少ない・無いケースがほとんどです。新たな事業所探しも課題となってる。

困難事例に関しては、多職種連携しています。制度に沿って進めているだけでは地域性が生かされず、本人のお気持ちを追い立ててしまう結果にもなりかねない。本人さんからのニーズの聴き取り、生活歴も含め情報の精度を上げていく事の重要性を感じます。

新規数を増やす（量）ための受け入れ及びマッチングの課題

- ・「人員を増やしたいが増やせない」を回答した事業者が 50%を越えている。また今後の職員体制について「現状維持」「未定」と回答した事業者は 65%を越えており、すぐには、相談支援専門員が増える傾向は難しいことが想像できる。
- ・65%の事業所が新規受け入れをしていると回答しているが、受け入れる条件が、「地域」「分野、年齢」「系列事業所のための受け入れ」「人員」「タイミング」「ケース」など多岐に渡るため、マッチングに課題がある。
- ・事業者と(増加している)利用者の条件等のマッチングについては、ツールやアプローチ方法など改善の余地がある。
- ・相談支援専門員総数は、114 名だが、業務上の常勤換算にすると 66.07 人と約半数となり、他事業を兼務している状態で計画相談業務を行っている方が多い、新規受け入れの影響の一因であることが考えられる。

報酬の課題

- ・契約数は、10 件未満から 400 件以上と幅があり、また、常勤専従 4 名以上の事業所がある一方で、業務上の常勤換算 1 以下の事業所が 34%もあるため基本報酬も違い、報酬について発信するのは難しい。
- ・量に影響を及ぼすもの（最も影響を及ぼすものも含む）として、「報酬が少なく業務の対価にあわない」と答えた事業者が 67%、「サービス事業所を探すのが大変」が 80%、「困難ケースでも報酬単価が同じで不満」が 54%、「電話対応が多い・長い」が 52%を越えていることから、時間を取られる困難ケースに対しての報酬が件数（量）に影響していることが分かる。
- ・報酬の課題を相談支援ワーキングで取り組む場合、今回のアンケートは、質を重視した項目が多いためデータが不十分の可能性はある。

質の向上

- ・影響を及ぼすもの（最も影響を及ぼすものも含む）として、「やりがいを感じることができる」が 56%を越えており、「心身ともに疲弊している」は 19%にとどまっている。大変な業務ではあるが、やりがいを感じている人が多いことが分かり、量にも影響していることが分かる。疲弊しないためにも、相談支援専門員をバックアップする体制が必要である。
- ・基幹相談支援センターが実施している人材育成について平均 90%以上認知されているが、利用者や参加者が少ない。運用の見直しをする必要がある。
- ・「事務手続きが煩雑である」が 65%以上「請求や書類管理に時間がかかる」が 58%以上と高い数値となっている。計画相談マニュアル第 1 分冊第 3 部事務編に詳細が記載されているが、うまく活用できていない理由があると思われる。
- ・業務効率をあげるために工夫している事業所が多く、業務が大変な中、工夫する姿勢が多くみられる。

令和5年度自立支援協議会

運営会議の取組みについて

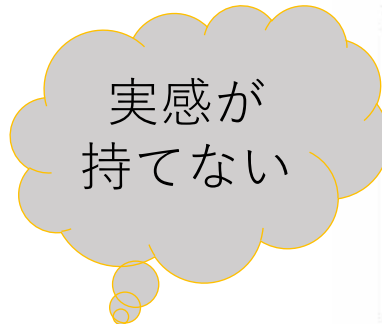
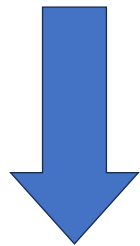
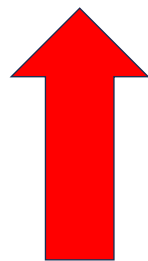
1、人材を運営会議で取り上げた経緯

(1) 世田谷区自立支援協議会運営会議・本会のあり方

・ノーマライゼーションプラン（障害福祉計画）については、意見出しをしてきたが、どのように反映されているのか？

1、人材を運営会議で取り上げた経緯

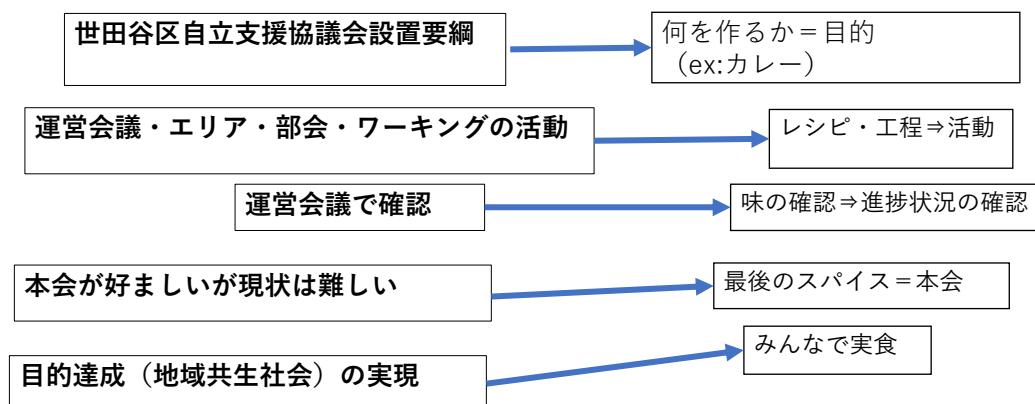
(1) 世田谷区自立支援協議会運営会議・本会のあり方



1、人材を運営会議で取り上げた経緯

(1) 世田谷区自立支援協議会運営会議・本会のあり方

・土台や目的が明確でないからではないか



1、人材を運営会議で取り上げた経緯

(2) 基幹相談支援センターから提案したこと

提案のポイント：実質的な成果を目標に運営会議で検討し、本会で承認を得て、次年度につなげる。

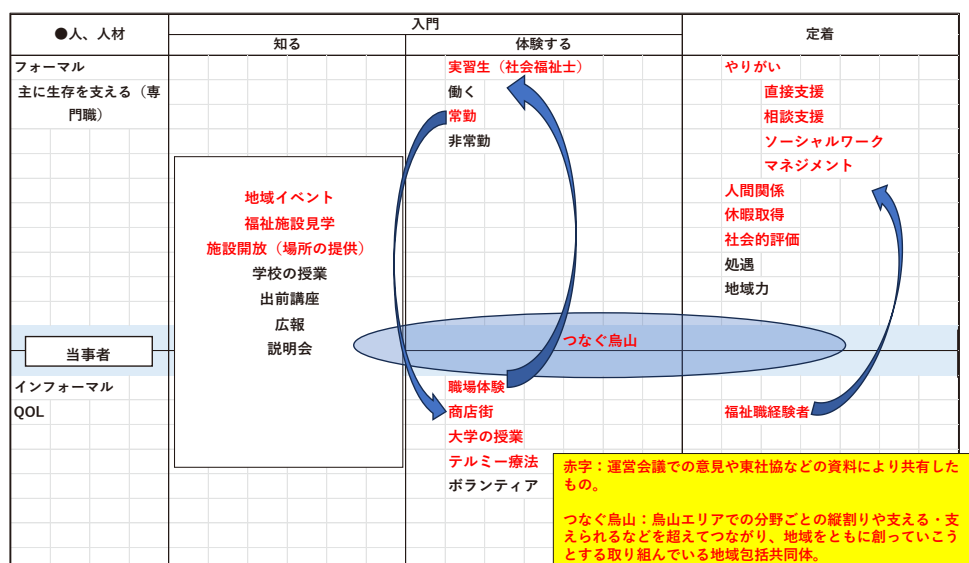
令和4年度版 東京都内の自立支援協議会の動向 令和5年5月発行より

イ 地域課題に対する取組内容

区市町村名	地域自立支援協議会における地域課題												参照先(備考)
	地域課題に対して取り組んだ(取り組んでいる)内容 又は取り組めなかった理由等(複数回答)												
	相談支援の質及び量	改善 社会資源の開発及び	権利擁護・虐待防止	高齢者福祉分野との連	福祉人材(マンパ ー)の確保	緊急・災害等対応	医療的ケア	障害児支援	教育支援	就労支援	地域移行・地域定着	ライフステージを通じた支援	
1 千代田区	○	○											53ページ
2 中央区											○		57ページ
3 港区	○	○						○	○				61ページ
4 新宿区		○	○			○							65ページ
5 文京区	○		○							○			71ページ
6 台東区		○	○	○	○					○			76ページ
7 墨田区		○						○			○		80ページ
8 江東区		○		○		○	○	○			○	○	85ページ
9 品川区		○								○	○		90ページ
10 目黒区													95ページ
11 大田区			○									○	99ページ
12 世田谷区	○		○					○	○				104ページ

2、運営会議で人材について検討したこと

(1) フォーマル(支援員・相談員・看護師等)とインフォーマルな人材確保(障害者と関ったことがない人が関わるきっかけ)について



2、運営会議で人材について検討したこと

(2) 東社協『質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査 2022』の共有

①人材確保

【短期】

復職・ホームページリニューアル・実習生や職員からの紹介

【中長期】

- ・次世代の子どもたち（実習生の5割は、中学生時代に職場体験をしている。初任職員の約3割は、福祉職場の**職場体験**に興味を持っている。）
- ・福祉を選ぶ理由・・・やりがい

【その他】

- ・外国人人材
- ・福祉の仕事に対するイメージ・・・これから働く実習生に比べ、実際に働き始めた初任者職員では、「**有休取得**」「**社会的評価**」「**職場の雰囲気**」のイメージが良くなっている。

②人材定着

【定着の要素】

- ①「やりがい」②「人間関係」③「休暇取得」

【離職しやすい年数】

離職率 11.3% **1年未満が28.5%**

2、運営会議で人材について検討したこと

(3) 第1回本会での意見の共有

1.人材不足の実態

(1) 実態調査結果

昨年度、当事者、事業者への実態調査の結果、事業者からの回答で人材が「大変不足している」、「不足している」、「やや不足している」が合わせて非常に**高い数値73%**だった。

(2) 他の業種に就職

社会福祉士の実習生を毎年、25人程度受入れているが、その中から就職してくれる人は、毎年1人か2人しかいない。

2.人材確保するために

(1) 正当な評価

人材確保する上で、社会福祉士に対する正当な評価（給料面や仕事内容）が必要になってくるのではないかと。

(2) 復職キャンペーン

東京都歯科医師会が、潜在している人を対象に歯科衛生士復職キャンペーンを行った。

(3) ホームページ

現在HPをリニューアルし先輩の声などを掲載している。人材紹介会社と連携を取りながらネットで応募できるようなシステムにしている。

2、運営会議で人材について検討したこと

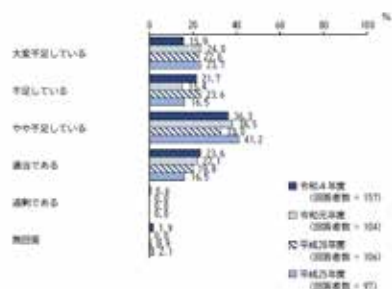
(4) 世田谷区障害者（児）実態調査（令和5年3月）で73%が人材不足という結果について

問8 現在、職員の過不足の状況はどれですか。（1つに○）

「やや不足している」の割合が 36.3%と最も高く、次いで「適当である」の割合が 23.6%、「不足している」の割合が 21.7%となっています。

【経年比較】

令和元年度と比較すると、「不足している」の割合が増加しています。一方、「大変不足している」の割合が減少しています。



【法人格別】

法人格別にみると、他に比べ、社会福祉法人で「適当である」の割合が高くなっています。また、特定非営利活動法人（NPO 法人）で「不足している」の割合が、営利企業（会社）で「適当である」の割合が、社会福祉法人で「大変不足している」の割合が低くなっています。

区分	法人格数 (件)	大変不足している	不足している	やや不足している	適当である	過剰である	無回答
全 体	157	15.9	21.7	36.3	23.6	0.6	1.9
社会福祉法人	49	10.2	22.4	38.8	28.4	—	—
医療法人	2	—	—	50.0	50.0	—	—
一般社団法人、財団法人	8	25.0	25.0	12.5	25.0	—	12.5
公益社団法人、財団法人	—	—	—	—	—	—	—
営利企業（会社）	49	18.8	24.4	36.2	17.4	—	2.9
特定非営利活動法人（NPO 法人）	25	16.0	12.0	40.0	28.0	4.0	—
その他の法人	4	25.0	25.0	25.0	25.0	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

2、運営会議で人材について検討したこと

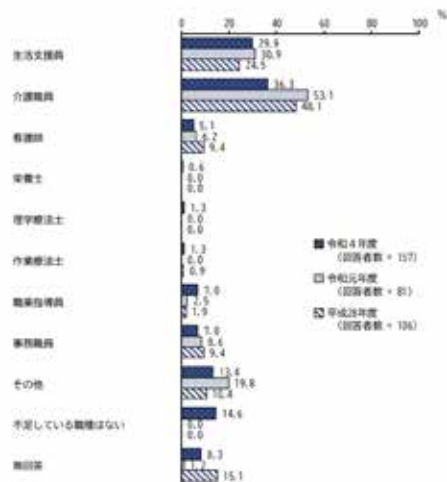
(4) 世田谷区障害者（児）実態調査（令和5年3月）で73%が人材不足という結果について

問9 不足している職員の職種は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「介護職員」の割合が 36.3%と最も高く、次いで「生活支援員」の割合が 29.9%、「不足している職種はない」の割合が 14.6%となっています。

【経年比較】

令和元年度と比較すると、「不足している職種はない」の割合が増加しています。一方、「介護職員」の割合が減少しています。



※前回は「不足している職種はない」の選択肢はありませんでした。

2、運営会議で人材について検討したこと

(4) 世田谷区障害者（児）実態調査（令和5年3月）で73%が人材不足という結果について

- 施設形態、職種、サービス種別によって異なる（**生活介護、就労継続B型**などの日中の支援員は集まりやすい。**夜間帯職員**（短期入所、グループホーム）の確保が難しい。**医ケアの看護師**は不足。**精神の訪問看護**は飽和状態。
- **資格保持者、経験者**は採用が難しい。

2、運営会議で人材について検討したこと

(5) 人材ワーキングの設置提案

- 実態把握はできておらず、エビデンスがない。
- **実態把握**はワーキングで行うことではない。
- **ワーキングの着地点**が明確でない。
- **成果を出すイメージ**が持てない。
- さらに部会等ができると**委員選出**が難しい。
- 人材については、区内に専門機関がある。**福祉人材育成・研修センター**の役割。

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況
令和5年4月1日～令和5年12月31日

1 件 数 16 件

2、相談等の分類

①相談内容

区分	主訴	調査後評価		
		件数	区に関わるもの (再掲)	割合
1 不当な差別的取扱いについて	7	0	0	0.0%
2 合理的配慮について	5	6	2	37.5%
(内訳) 2-1 物理的環境への配慮	0	0	0	0.0%
2-2 意思疎通への配慮	1	2	0	12.5%
2-3 ルール・慣行の柔軟な運用	4	4	2	25.0%
3 環境整備について	1	0	0	0.0%
4 その他の相談・問合せ	3	10	2	62.5%
5 対応中（報告月末現在）			0	0.0%
合計	16	16	4	100.0%

* 主訴が「不当な差別的取り扱い」のうち、1件は「意思疎通への配慮」、1件は「ルール・慣行の柔軟な運用」、1件は障害者接遇への苦情、1件は相談者の記憶漏れ、1件は障害者の認識変更、2件は具体的差別対応が確認できなかったため、「その他の相談・問い合わせ」と評価した。

* 主訴が「環境整備について」は相談者の誤解に基づくものなので「その他」と評価した。

②相談者の分類

区分	件数	割合
当事者	10	62.5%
家族	5	31.3%
当事者団体	0	0.0%
区民	0	0.0%
委託・指定管理者	1	6.3%
民間事業者	0	0.0%
区職員	0	0.0%
不明・その他	0	0.0%
合計	16	100.0%

③障害特性

区分	件数	割合
視覚障害	0	0.0%
聴覚障害	2	12.5%
肢体不自由	5	31.3%
内部障害	0	0.0%
身体障害合計	7	43.8%
重症心身障害	0	0.0%
知的障害	3	18.8%
発達障害	1	6.3%
精神障害	4	25.0%
高次脳機能障害	0	0.0%
難病	0	0.0%
不明・なし	1	6.3%
合計	16	100%

④相談等への対応状況

区分	件数	割合
1 差別解消法に基づく対応	6	37.5%
(内訳) 1-1 状況を確認し、対応方法について相手方と協議	1	6.3%
1-2 担当所管に対応を依頼し、結果を確認	4	25.0%
1-3 相談内容を傾聴し、相談者・関係機関に情報を提供	1	6.3%
2 環境整備（傾聴・情報提供）	0	0.0%
3 その他の相談・問い合わせ	10	62.5%
(内訳) 3-1 法律や区の体制、広報等について説明	0	0.0%
3-2 保健福祉サービスに対する意見として対応	0	0.0%
3-3 その他の意見として対応	10	62.5%
3-4 匿名等により調査が出来なかったもの	0	0.0%
4 対応中（報告月末現在）	0	0.0%
合計	16	100.0%

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨

令和5年4月1日～令和5年12月31日

16 件

1	不当な差別的取扱いについての相談	0 件
1-1	区に関すること	0 件
1-2	他の行政機関に関すること	0 件
1-3	民間事業者に関すること	0 件
2	合理的配慮の提供についての相談	6 件
2-1	物理的環境への配慮に関すること	0 件
2-1-1	区に関すること	0 件
2-1-2	他の行政機関に関すること	0
2-1-3	民間事業者に関すること	0 件
2-2	意思疎通の配慮に関すること	2 件
2-2-1	区に関すること	0 件
2-2-2	他の行政機関に関すること	0
2-2-3	民間事業者に関すること	2 件

		障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
1	2302	精神 障害		当事者	精神障害を理由に、自治会役員会内で差別されている。他のメンバーと同じように活動したい。具体的には「障害者だからといって、仕事に手加減はしないよ」と悪口を言われた。会長に訴えたが取り合ってくれず、「役員をやめてもらってもよい」と排除されそうになった。ほかに、役員の活動室のカギをわたしてもらっていない。	自治会会長から事情を聴取した。役員会および会長には差別の意図はない。他の役員が「障害を理由にさぼるなよ」と言ったことを、本人がいじめられたと会長に訴えてきたので、誤解を解くことはした。相談者も理解している。活動室のカギは、4月に役員になったばかりの相談者にはいづれ渡すことになるが、今はまだ渡していない。そのことも相談者には説明して了解されている。バリアーは存在しない。当事者は、障害を理由に独特の要求をしてきたり、被害的になるが、説明すればすぐに立ち直り役員としても意欲的に活動に参加している。役員会の中でも他の役員は障害を理解したうえで付き合っている。主訴は「不当な差別的取り扱い」であったが「合理的配慮＝意思疎通への配慮」と評価した。
2	2314	身体障 害	聴覚障 害	当事者	小田急下北沢駅で下車し、無人改札口で運賃を精算しようとして時間がかかった。理由は、JR水戸駅で購入した切符の精算が必要だが精算機で精算できないため、駅員を呼ぼうとしたが、カメラが付いていない音声だけのインターフォンしかない。呼び鈴を5分以上押し続けたが、駅員が駆けつけることはなかった。代わりに「耳が聞こえない方みたいです」と答えてくれる人がいてようやく駅員に状況が把握できたようが、駆け付けた係員は、筆談ボードを持ってこなかったため、必要なことがなかなか伝わらなかった。また、都営無料乗車券の乗っているパスモもわからず、別の駅員からの指示でようやく精算が完了した。改善策として、①カメラモニターの設置 ②応答がなければ現場に駆け付けるという初期動作をとる ③筆談ボードを備え付ける ④無料乗車券の存在を駅員に周知、以上4点を下北沢駅に伝えてほしい。また、世田谷区内の各駅の無人改札の状況を調査し、改善策を指導して欲しい。	小田急電鉄(株)お客様センターへ架電し、申立者の要望を伝えた。すでに同様の連絡が小田急電鉄(株)にも届いていた。申立者への回答にあたり、事業者として障害者差別解消の観点から配慮が必要であることを認識して作成してほしい、できるだけ回答前に回答案を確認させて欲しい旨伝えた。本人には、障害者差別解消支援の観点から当職として小田急電鉄(株)の回答が障害者への配慮を行っているか確認していく。ただし、会社の対応について強制する権限はないことを連絡した。小田急電鉄(株)担当から、回答案(謝罪と説明)と各駅の改札口の状況が送付されたので、内容を確認した。東急電鉄及び京王電鉄(株)の各駅の状況についても、お客様センター等に連絡し、聴覚障害者への差別解消の観点から各駅の改札口の状況を確認したいので、回答を依頼するとともに、障害者差別解消法の趣旨を説明し、事業者として聴覚障害者への配慮が必要である旨伝えた。11月20日日本人へ調査結果をまとめメールで送付した。京王電鉄(株)の無人改札にはカメラ付きインターフォンが設置されているが、東急電鉄(株)及び小田急電鉄(株)には設置されていない。

2-3 ルール・慣行の柔軟な運用に関すること

4 件

2-3-1 区に関すること

2 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨
3	2303	身体障害	聴覚障害	当事者
			期日前投票所の名簿対照係で投票券と本人確認した際、担当者がPCから目を上げずに声で確認しようとした。聴覚障害のある相談者は、「聞こえない」ということを伝えるために机を「コンコン」と叩いて注意喚起せざるを得なかった。双方ともあまり気分がよくないので、カードを示す等さりげなく伝えることができるように対処を検討してほしい。	選挙管理委員会事務局に架電し、対応状況を聴取した。改善にむけての検討が始まっていることを確認し、相談者へその旨回答した。
4	2309	発達障害	家族	
			世田谷区内に転居予定の発達障害児(自閉症スペクトラム)の母から教育委員会学務課へ区民の声を通じて、環境の変化に弱い本児の二次障害のリスクを避けるため、合理的配慮により体験入学または区域外入学させて欲しいと要望があった。また、それまでの相談の過程で障害児や家族への配慮のなさや障害者差別への理解が不十分であると指摘があり、障害者差別解消研修実施への疑問も示された。	学務課担当者に、障害特性に対応するための合理的配慮として、体験入学を認めるか、区域外入学の承諾基準について配慮し現住所地の教育委員会と連携することにより、体験入学と同様な効果を得ることができないか確認した。しかし、制度上二重学籍は不可であること、転入を要件した区域外入学は特例であり障害がない場合と同じ基準に基づくこと、また、区域外入学が認められてもなじみず転入を取りやめるとなっても従前の学級に戻れるかについては、住所地の教育委員会の独自の判断によるとの回答であった。原則を緩和することにより、区外在住者の通学が増加し、学校運営等に支障が生じることを危惧しているとのことである。母への回答は、障害児を抱え引っ越しや転校の手続きなどの対応に苦勞する母の気持ちに寄り添った文面とするよう助言した。

2-3-2 他の行政機関に関すること

0 件

2-3-3 民間事業者に関すること

2 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨
5	2301	身体障害	肢体不自由	当事者
			相談者は会員として通っているフィットネスクラブの有料レッスン中に、転倒した。レッスンが中断した。その後、職員から「あなたが転倒してレッスンが中断し、ほかのメンバーに迷惑をかけた。」「今後このようなことがあったら辞めてもらう」と発言があった。数日後店長から「みんなが心配している」「足がアレだから」「次にこんなことがあったらあなたも困るでしょう」と言われた。職員のように「辞めてもらう」という直接の発言はなく、あいまいに圧力をかけてくる。足がアレだからというのは、障害を理由にプログラムへの参加をしないようにと言っているように感じている。長年参加しているので、これからも参加したい	事業所を訪問し店長から事情を聴取した。相談者は、このエアロビクスのプログラムにずっと参加している。初心者対象ではなく、かなり高度なプログラムで相談者は会場にいただけで、参加しているとは言えない。あの日は、普段はやらない転回するステップを踏み転倒した。4月12日に相談者と話したが、辞めろといったことはない。ただ、無理をすることは本人にもほかの利用者にもよくないという認識はあるので、それは伝えた。当職からは、プログラムへの参加について危険であり断るのならば、きちんと当事者と話し合うべきであり、暗に辞めるように誘導することは、当事者にとっては差別と感じられている。10年以上、このプログラムに通い続けていることを容認している以上、今回の転倒を理由に断ることは無理があるし、当事者は到底納得しない。なんとか、当事者の参加意欲を受け止めて、教室のインストラクター含めて相談者が参加できる新たなルールについて話し合うことを勧めた。
6	2313	身体障害	肢体不自由	家族
			駐車場の割引を受けるために、障害者手帳を提示したにも関わらず当事者を連れてこいといわれた。足の不自由な障害者をつれてこなければ割引を受けられないのは「虐待」である。との相談があった。これは、虐待ではなく、障害者への合理的配慮の提供として検討すべきこととして、相談者の了解を得て当職が対応した。	施設の駐車場管理室に架電。障害者手帳を提示すると1時間分の駐車料金が減免される。相談者の主訴を伝え、障害当事者を確認しないと減免しないというルールについて問い合わせた。 ・かつて悪質なりすまし利用があったことから、当事者の目視確認をしている。 ・手帳提示があれば、それぞれの事情を考慮して柔軟に対応している、 ・一部対応に厳格にすぎるところがあったとすれば、現場を指導する。 当職からは、障害者には様々な事情があるので、それ以上の負担をかけないためにも手帳提示での割引を柔軟に対応してほしい旨要望した。

3	環境整備についての相談	0 件
3-1	区に関すること	0 件
3-2	他の行政機関に関すること	0 件
3-3	民間事業者に関すること	0 件

4 その他についての相談 10 件

4-1 区に関すること 2 件				
7	2308	発達障害	家族	子は発達障害、自閉症スペクトラムで園では介助員さんについてもらい生活している。まだトイレが完全に自立していない為プールは入れませんと園からは断られた。息子は、みんなと一緒に大きいプールに入りたいといっており、なんとか、一緒に入ることはできないか。障害を理由とする差別ではないか。 保育課担当係長に架電。障害者差別の合理的配慮の提供について、法の趣旨を説明した。ほかの園児ができることを、障害当事者ができないのであれば、何らかの工夫が必要ではないかと伝えたと、当該園以外にも、おむつの外れない障害児はみんなのプールとは別に小型のプールを設営し、水遊びをしている。園長と主管課と保護者で、プールの様子を見学し保護者の提案も含め検討した。園長からの説明を受け、当該園のプールで楽しむ様子を見て、相談者も十分な配慮のもとで、適切に処遇されていることを納得したため、「その他」とした。
8	2315	不明	指定管理事業者	地域体育館の実施するフォークダンス教室の参加者が、2人の講師に付きまとい行為をしている。ひとりには自宅まで電話してきて、2人とも「怖い」と感じている。当事者から地域体育館に「障害者を排除するな」という手紙があり、当事者は何らかの障害をもっていると自覚しているようだ。しばらく体調不良で欠席が続いたが、「教室に参加を再開したい」旨の手紙があり、講師2人からは、できるのなら退会してほしいと言われているが、この程度の付きまといで断ることができるか。 当職からは①障害のあるなしに関わらず、付きまとい等非行はしてはならない。②付きまといを理由に、受講を拒否するためには、当事者に付きまといをしてはならない、繰り返すようであれば退会してもらうということをしっかり伝え、その後の行為を記録することが前提である。③障害を理由に拒否することは「差別」にあたる。 管理事業者から当事者にプログラムの参加を禁じることはできないが、講師の自宅への電話をしたり、講師に付きまとうことはしてはいけない。守ることができなければ、プログラムの参加もできないと伝えた。 □

4-2			他の行政機関に関すること		3 件	
		障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
9	2304	身体 障害	内部 障害	当事者	相談者は歩行障害と内部障害がありヘルプマークを付けている。歩行補助と荷物の移動のためにキャリーカートを買くことができない。ワンマンバスに乗降の際に、「荷物を上にあげてほしい」と運転手に頼んでも、応じてくれない。車いす双子のバギーは介助するのに、そのほかの障害者のサポートはできないというのは、声の大きい人、問題になった場合には仕方ないとの態度である。納得できない。	東京都交通局に架電した。運行中には、運転手は離席してはならないので、荷物の持ち上げはお断りしている。車いす利用者のためにスロープを出すことは例外として認め、全運転手が行うことを指示している。これ以外は管理部門として全体の協力を得ることはむづかしい。 当職からは、①車いす利用者と大型バギーには特別に対応し、内部障害等ほかの障害者には対応しないということについては理解を得ることは難しい。②状況に応じて柔軟に対応するように運転手に指導してほしい③ヘルプマークは、乗り合わせた乗客への啓発にとどめず運転手は率先して行動すべきである。以上三点を伝えた。 本件、相談者は匿名であり調査不能のため「その他」とする。
10	2307	知的障 害		家族	当事者は、知的障害と自閉症スペクトラムで、特別支援学校中等部3年である。「放課後デイ」の送迎の際行方不明になった。当事者は、徒歩で帰宅したので、デイに連絡した。警察署から「本人の安全確認のため訪問したい」と連絡があったが、当事者も家族も疲れているので後日にしてほしいと頼んだが、是非本日で中にということで来宅した。時間の猶予もなく、責める口調で一方的に話をし、帰って欲しいと伝えても帰らず不快だった。警察官の上司に苦情を伝えたが、かばって話にならない。障害当事者と家族の事情や心情に配慮がない。	警察署に架電し当該警察官の上司と話した。行方不明案件は、当事者の安否確認は必要であるが、当事者および家族の事情を配慮すべきであった。行方不明（徘徊）高齢者の経験をそのまま伝えて、家族の不興を買った。相手の心情に寄り添うことがなく、一方的に指導する態度に反発があったと伝えた。 上司からは、当該警察官に重度障害者と接する機会が少なく、経験が浅かったことが今回の対応の原因だと考え、今後機会を得て障害者理解のための研修などを積極的に取り組みたい、との回答を得た。 本ケースは相談者の一方的な意見表明であり、相手方への伝達を望む内容なので差別案件未満として「その他」とする。

11	2310	精神障害	当事者	都営無料バスを利用して都営バスに乗りしたとき、運転手から態度・言葉遣いなど差別的態度をとられた。障害者や高齢者などの弱者へ差別的だと感じた。所属営業所に出向き抗議したところ、謝罪があり「指導します。」と回答があったが、その後偶然その運転手のバスに乗りしたが、運転も態度も荒かった。人権を擁護すべき東京都の職員としてあるまじき人権侵害だ。無料バスの制度を設けているのに、「乗るな、利用するな」と言われているようだ。東京都のトップに訴えて対応してもらいたい。	都権利擁護センターへ相談すると、都の事業は各局対応とのことで、都営交通お客様センターへ連絡した。受付担当者に本人の訴えを説明したところ、担当営業所に連絡し、該当の運転手に注意・指導するとの回答であった。本人に連絡し結果を報告したところ、「指導する」と言っても口先だけで。都バスの運転手の態度は職務放棄で、弱者への差別なのに、行政はうやむやにしていると不満を述べられた。これ以上訴えても意味がないと自ら電話を終了した。本件、障害者への接遇に関する苦情のため、「その他」と分類した。
----	------	------	-----	---	---

4-3 民間事業者に関すること

4 件

		障害 種別	障害 内容	相談者	相談要旨	対応要旨
12	2305	身体 障害	肢体 不自由	家族	UR住宅に居住している。障がい者優先駐車場について、月ぎめスペースしかなく、短時間でも駐車してはいけないと注意を受ける。月ぎめ契約者が決まったので、今後駐車してはならないといわれた。	UR管理部門に架電した。URの駐車場はすべて月極め契約となっており、スーパーマーケットや公共施設の「障害者優先駐車スペース」とは性格が異なっている。他にも団地自治会が管理する来客用駐車スペースがあり、予約制になっている。相談者がいう「障害者用駐車スペース」はいままで契約者がいなかったため、利用を黙認してきたが、6月から契約がきまったため利用できない旨伝えた。駐車スペースではなく、通路に障害者の乗降のための短時間駐停車は、デイスの送迎車など認めている。個人もそれに準ずる対応になる。 本件、相談者の誤解によるものなので「その他」とする。
13	2306	精神障 害		当事者	初めて受診した整骨院で、ヘルプマークをつけ問診票に精神障害、発達障害であることを記入したにもかかわらず、仕事や勤務先、健康保険について、しつこく聞かれた。障害者への嫌がらせに感じた。質問の意図について確認して欲しい。	整骨院に架電し、院長から事情を聴取した。相談者は問診票で今後の健康保険利用を希望していた。健康保険適用のためには、痛みの原因や症状、仕事との関連など把握が必要であったため、施術者は詳しく聞こうとした。この旨本人に報告したところ、聞かれた経過を思い出して承を得た。 本件、相談者の記憶漏れによるものなので「その他」とする。
14	2311	身体障 害	肢体不 自由	当事者	駅で個人タクシーに乗車しようとして、車いすをトラックへ入れた後、身体障害者手帳を提示したタクシー券を利用したい旨伝えたところ、「現金しか扱っていない」と乗車を断られた。その後別のタクシーに乗車したが、当該タクシー運転手の対応は乗車拒否であり、障害者への差別ではないかと感じた。自分で当該タクシーが所属する個人タクシー組合に連絡し苦情は伝えたが、このようなことを起こさないよう公的機関から注意して欲しいとの要望があった。	所属する東京都個人タクシー協同組合世田谷第3支部では、苦情等については、組合の役員から運転手に連絡し事情を確認して回答している。後日当該運転手に確認した事情を聴きとった。運転手は9月末で個人タクシーを廃業する予定ですでに届を出している。このため、その後はチケットは取り扱えないと勘違いしてしまったとの回答であった。本人へこの旨連絡するが、乗車拒否時「点数がないから」といった発言をしており、その回答では納得できないので、さらなる説明を希望した。再度確認してもらったが、「そのような発言をしたか記憶していない」とのこと。廃業も記憶があいまいになったことと関係があるようであった。この旨本人へ連絡したところ、すべて納得できたわけではないが、障害者差別の意図はなかったとの結果で調査を終了した。

15	2312	精神障害	当事者	6月に過食症のため胃の切除手術を希望しM病院糖尿病内科の紹介状を持参してK病院を受診した。最初診療した外科から同病棟の糖尿病内科の意見をもらうよう指示を受けた。そこで診察した女医が自分が精神疾患を抱えていることを話すと、「イヤダー」と悲鳴を上げ診療を拒否した。最終的に病院は手術はできないと断ってきた。別の病院を受診するため、K病院に紹介状を作成するよう求めたが断られた。 これらのことは、診療拒否で医師法違反だと思われ、精神障害者への差別だ。違法性を追求し、医師に対し障害者差別禁止を啓発してほしい。	K病院へ問い合わせ医療安全管理室から回答があった。本人は6月下旬に初診。手術は総合的に判断し本人の不利益になると判断し断った。7月下旬に本人には、手術は同病棟ではできない理由を示した文書を郵送した。M病院の紹介状は当院あてなので返却はできない、診療は行っていないので紹介状を作成することはできないとの説明であった。 本人は当該文書を破棄したというので、了解を得て病院から写しを取り寄せたところ、概要は以下のとおり。 ・院内多職種で情報を共有し再度検討の結果、手術を行うことにより現在の健康状態が悪化し本人に不利益を生じる可能性が高いため、手術は行えない。 ・希望があれば同病棟にて肥満症の治療を継続することも可能である。 ・紹介元には外科的治療の適応がないことを伝える。 ・初診時に手術を行う約束をしたかのような誤解を抱かせたとすれば、説明不足であった。 本人へ架電し、K病院は手術拒否は組織的に判断したためであり、診察時本人の精神障害に関して差別的言動があったとは確認できていないと主張していると話すと、病院の言い分だけ信じて自分の言うことを信じないのかと怒り出して電話を切ってしまったので、相談を終了した。 手術拒否が障害者差別によるものと確認できなかったため、「その他」に分類した。
16	2316	知的障害	当事者	相談者は大手教育事業会社の特例子会社に主に清掃業務を担当し、勤続6年である。長く指導担当だった人から別の人となった。新しい指導担当Aは今までの指導を無視し、違う指示をするので、相談者は混乱し失敗したり不穏になった。Aから「あなたの失敗や行動はいままで特性だから仕方ないと見逃してきた。」といわれ、相談者はこれ以上働けないと退職した。この発言は差別ではないか。	本件は、特例子会社の指導職員からの障害当事者への不適切な発言と障害特性についての無理解によるものであり、障害者差別案件とはならない。相談者は、就労継続支援事業の対象者であり、就労支援センターの介入と指導もあったが、相談者の退職の意志が固く現在は会社とは合意退職した。当事者の心がおさまらず、他部署からの紹介で相談に至ったため対応した。 当該事業者の責任者と面談し、①特例子会社の障害のある職員に対する指導員は、障害特性を理解するべきである。②当事者に対して「障害がある(特性だから)仕方ない」というのは、障害者の人権を否定するものである。の2点を指摘した。

4-4

個人その他に関する事

0

対応中

0 件

令和 6 年 1 月 2 6 日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

障害者の地域生活支援機能の強化について
(国における地域生活支援拠点等の整備事業)

1. 主旨

障害者の地域生活支援機能の強化を図るため、国における地域生活支援拠点等整備事業（以下、「拠点等整備事業」という。）※を活用し、「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の 3 機能の優先的に整備することとし、令和 4 年 1 0 月から北沢地域をモデル地域として試行を開始した。

試行期間の評価検証や、障害者施策推進協議会、自立支援協議会等からの意見等を踏まえ、北沢地域を中心に実施した「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の 3 機能を令和 6 年 1 月から区内全域での実施（全区展開）を開始した。また、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」の 2 機能を加えた 5 機能を令和 6 年度に実施する。

※ 拠点等整備事業を構成する 5 機能

- ①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

2. モデル実施の概要について

(1) 概要

「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の 3 機能を優先的に整備することとし、令和 4 年 1 0 月から北沢地域をモデル地域として試行を開始している。機能の整備にあたっては、緊急時バックアップセンター事業や専門サポーター派遣事業の区独自の取組み等を通じて実施している。

①「相談」・「緊急時の受入・対応」の機能

- ・緊急時バックアップセンター：障害当事者や家族等からの緊急時の相談に対応するため、24 時間体制で、個々の利用者に応じた適切なコーディネートを行う（事業委託）。
- ・専門サポーター：緊急時バックアップセンターと連携して、個々の障害者の状況により施設利用が困難な障害者に対して、在宅で介護や見守り等のケアを行う（事業委託）。
- ・介護タクシー：緊急時バックアップセンターと連携して、支援対象者の自宅又は区が指定する場所から短期入所施設等までの送迎を行う（事業委託）。

②「相談」・「地域の体制づくり」機能

- ・区内の相談支援事業者や短期入所施設等に対して、拠点等整備事業への参加・協力を依頼。
- ・障害者の地域生活を支えるネットワークの強化を図るため、情報共有や課題について意見交換を行う「地域生活支援拠点等整備事業連絡会」を開催。

(2) 期間中の実績等

3. モデル実施の評価・検証を踏まえた今後の方向性について

詳細は別紙 2 参照

- ・ 北沢地域を中心に実施している「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の 3 機能を令和 6 年 1 月から全区展開を行う。全区展開にあたっては、支援が必要な方に利用登録してもらえるよう、障害福祉サービス事業所に協力を依頼するなど周知強化を行う。
- ・ 緊急時バックアップセンターは、引き続き障害者の緊急時コーディネートを行い、家族全体の調整や生活の立て直しが必要と判断した場合には、適切に保健福祉センター保健福祉課へ繋げるなど相談支援機関と連携する。現行どおり 1 か所で事業を行いながら 24 時間の相談体制を継続するが、全区展開後 1 年間の状況をみて、体制や手法の見直しを検討する。

* 緊急時バックアップセンターの人員体制について

すでに北沢地域をモデル地域としながら 5 地域から登録受付を行っていることから、令和 6 年 1 月からの全区展開にあたっては、登録者のアセスメント実施までに一定の猶予を設けるなどしながら、現在の人員体制で令和 6 年 3 月まで事業を行う。

全区展開にあたっては、登録者数の増に伴う相談・緊急対応数、登録者のアセスメント件数の増加が見込まれる。また、登録から一定期間が経過した利用者の再アセスメント業務が生じること等から、令和 6 年 4 月以降は人員体制を強化し対応を図る。

4. 令和 6 年度に整備する 2 機能

(1) 「体験の機会・場」の機能について

基本的な考え方

国は本機能に関して、「地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能」の整備を示している。

区においては、ひとり暮らしを希望する障害児者の生活スキルを評価し、自立生活へ向けて必要な助言を行う機能を、新たに整備することとする（障害児者の自立生活に向けた助言事業）。実施にあたっては、障害児者への生活体験事業に経験のある事業者へ委託して行う。

①現状と課題

- ・ 障害者に生活体験を提供する障害福祉サービスとしては、現在、一定期間の宿泊を提供する“松原けやき寮”や“なかまっち”のほか、障害者総合支援法の短期入所施設や生活訓練事業所などがある。
- ・ 障害のある子どもの保護者からは、将来の自立した生活に対する不安の声が多く聞かれるが、中高生の頃から保護者と離れて計画的に生活力を高める経験ができる場所は整備されていない。
- ・ 障害特性から情報や知識をもとに抽象化して判断することが不得手で、未知や未体験のものを選ぶことが難しい方については、自立生活に向けて、実体験の中で

自ら考える経験を積むことが大切となる。

- ・ 現在は整備されていない、中高生が保護者と離れて生活する経験や、知的障害を対象とする一泊二日程度の宿泊体験の提供等により、障害児者がライフステージに応じた生活体験の選択の幅を広げていく必要がある。

②整備する事業の概要

- ・ 利用者のアセスメントに基づく生活体験プログラムを作成したうえ、本人が家族と離れて過ごす中で生活力を高める体験を提供し、自立生活に向けて必要な助言を行う事業を開始する（事業委託）。利用対象は、主に中学・高校生から若者世代の知的障害者とする。
- ・ 具体的には、一泊二日程度の生活体験を複数回提供し、6ヶ月程度の期間の中で生活力を高める支援をしながら、必要な助言を行う。（食費や光熱水費等の実費は利用者負担）
- ・ 当該事業の利用後には、必要に応じて松原けやき寮など、本人の自立に繋がる事業の利用を促していく。
- ・ 生活体験に関するニーズの把握や実施手法の検証を行うため、当面の間、同様の事業実績がある区外の民間事業者に事業委託のうえ実施していくが、将来的には区内において当該事業を実施できるよう検討していく。

③その他

- ・ 令和6年度からの取組みの対象とならない、長期入院している精神障害者の地域移行等精神障害者の自立を支援するための「体験の場」の整備については、当事者や家族会等からご意見をいただきながら、令和7年度以降の開設にむけて検討していく。（国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」の活用を検討）

（２）「専門的人材の確保・養成」の機能について

基本的な考え方

国は本機能に関して、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能」の整備を示している。

区では、令和6年度からの「せたがやインクルージョンプラン」において「当事者の選択を支える」ことを行動コンセプトとして定める。「専門的人材の確保・養成」の機能の整備については、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者の職員を主な対象として、支援者等が「選択を支える」支援について学ぶ研修内容の充実に取り組むこととする。研修等の実施にあたっては、世田谷区福祉人材育成・研修センターを活用して行う。

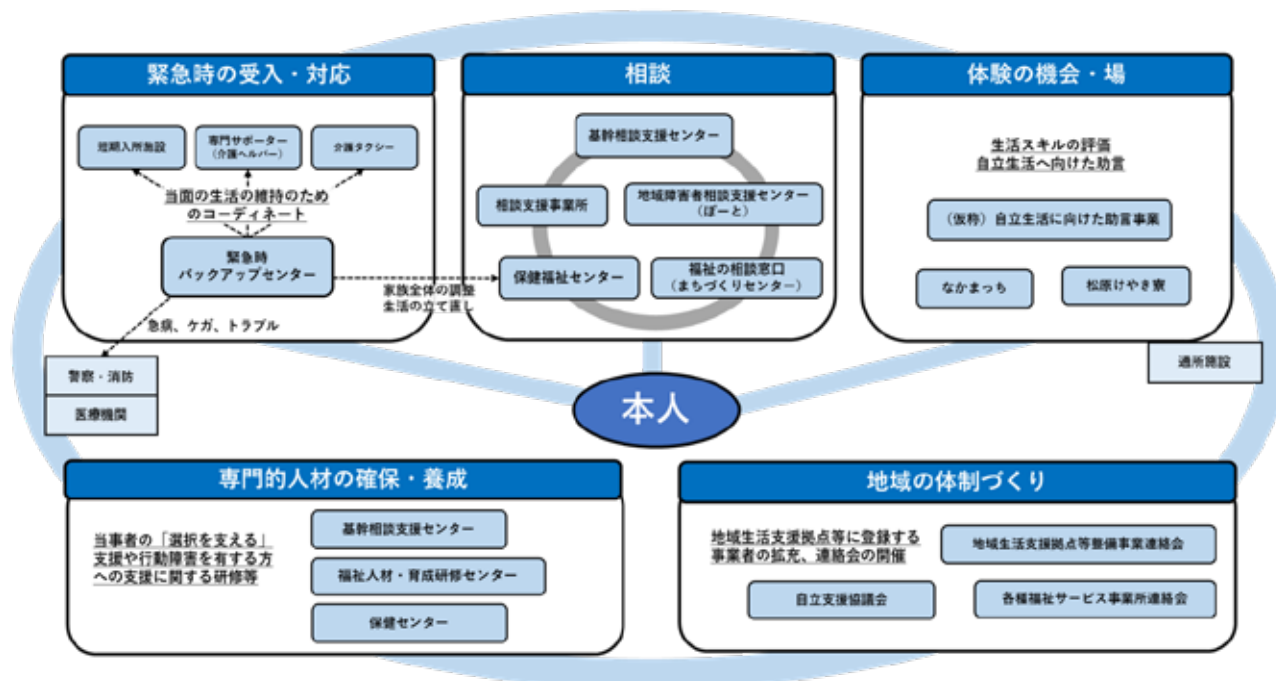
①現状と課題

- ・ 世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、主に障害者（児）施設等の職員を対象として、新任や中堅など職層ごとにサービスの質の向上のための研修を行っている。また、相談支援事業所に対しては、基幹相談支援センターがアドバイザーの派遣等を行い、力量向上を図っている。
- ・ 障害者の権利擁護に関して、既存の研修の中で講義が実施されているものの、当事者の意思決定支援や選択を支える環境整備等の研修を体系的に位置付ける必要がある。

②整備する事業の概要

- 福祉人材育成・研修センターに委託している研修内容を一部見直すとともに、自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において意思決定支援や選択を支える環境整備に関する研修について協議を行うこととし、「専門的人材の確保・養成」の機能として整備する。行動障害を有する方への支援に関する内容については、令和7年度以降に実施できるよう検討する。

世田谷区の拠点等整備（面的整備）



5. その他

拠点等整備事業の実施状況については、自立支援協議会に報告するほか、関係機関等の意見をいただきながら、毎年度実施内容の評価・検証を行い、必要に応じて機能の見直しを検討していく。

6. 今後スケジュール（予定）

令和6年 1月～ 緊急時バックアップセンターの全区実施開始
4月以降 「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」の2機能の開始
地域生活拠点等整備事業5機能の開始について国へ報告

各機能の実施状況

1 「相談」と「緊急時の受入・対応」

(1) 緊急時バックアップセンター利用登録者数

① 令和5年9月 現在

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
件数	38	104	24	16	16	198

(利用登録者の内訳)

障害者手帳の所持状況（重複あり）

	身体	知的	精神	未記入
件数	65	160	12	2

年齢別

	10未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64	65以上
件数	8	20	43	44	47	27	6	3
割合%	4.0%	10.1%	21.7%	22.2%	23.7%	13.6%	3.0%	1.5%

② 令和6年1月17日 現在

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
件数	45	112	39	28	20	244

(利用登録者の内訳)

障害者手帳の所持状況（重複あり）

	身体	知的	精神	未記入
件数	85	194	14	2

年齢別

	10未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64	65以上
件数	9	25	54	55	54	32	11	4
割合%	3.7%	10.2	22.1%	22.5%	22.1%	13.1%	4.5%	1.6%

(2) 緊急時バックアップセンター相談件数

① 令和5年9月 現在

(地域別)

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	合計
件数	9	21	9	5	3	1	48

(対応別)

	短期入所施設	ヘルパー派遣	短期入所・ヘルパー派遣併用	相談・問合せ等	合計
件数	5	4	2	37	48

② 令和6年1月17日 現在

(地域別)

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	合計
件数	10	28	10	7	3	1	59

(対応別)

	短期入所施設	ヘルパー派遣	短期入所・ヘルパー派遣併用	相談・問合せ等	合計
件数	6	5	3	45	59

(3) 専門サポーター 派遣実績

令和5年9月現在：3件

令和6年1月26日現在：4件

(4) 介護タクシー

派遣実績：0件

2 「相談」と「地域の体制づくり」

(1) 拠点等整備事業への参加状況

- ・相談：2事業者
- ・緊急時の受け入れ・対応：10事業者（短期入所施設：9 居宅介護事業者：1）

(2) 地域生活支援拠点等整備事業連絡会

区内の相談支援事業者や短期入所施設等に対して、区の拠点等整備事業への参加・協力を依頼した。障害者の地域生活を支えるネットワークを構築するため、緊急時バックアップセンターが事務局となり情報共有や課題について意見交換を行う「連絡会」を実施。

（実施概要）

- ・令和4年10月より開始（月1回開催）
- ・参加者 緊急時バックアップセンター（事務局）
地域障害者相談支援センター“ぽーと”
相談支援事業所、区（障害施策推進課、保健福祉課）

モデル実施の評価・検証

(1) モデル地域での実施内容を区内全域に展開する際の課題

【評価・検証の視点】

- 視点**
- ・ 緊急時バックアップセンターの運用（対応時間、人員）
 - ・ 短期入所施設、専門サポーターを担う事業所の充足度

緊急時バックアップセンターの運用（令和4年10月～令和5年9月）

- ◆ 利用登録者 198名
- ◆ 相談等件数 48件
 〈内訳等〉 平日 17時15分～22時 5件、22時以降 2件
 土日の相談 7件
- ◆ 緊急時コーディネート件数 11件
 〈内訳等〉 17時15分以降 0件、土日の対応 2件
- ◆ 緊急時バックアップセンター（1箇所）
 〈運営体制〉 常時2名体制、24時間職員対応
 〈主な業務〉
 - ・ 緊急時バックアップセンターの利用登録受付
 - ・ 利用登録者のアセスメント、再アセスメント
 - ・ 緊急時コーディネート（短期入所、専門サポーター、介護タクシー）
 - ・ 関係機関との連絡・調整
 - ・ 情報共有、意見交換のための地域生活支援拠点等整備事業連絡会の開催

《検証》

- ・ 利用登録受付
北沢地域を基本としながら、区内の他地域についても柔軟に対応することができている。
- ・ 利用登録者のアセスメント
届出書には無い情報の把握を目的にアセスメントを実施し、緊急時対応の意向や支援の注意点などを把握できている。
アセスメントにより把握した情報は、緊急時に短期入所施設や専門サポーターと共有し、適切なコーディネートにつなげている。
- ・ 緊急時のコーディネート
短期入所施設での対応を基本に、介護ヘルパー（専門サポーター含む）の派遣等による当面の生活のコーディネートが実施できている。
一部、受け入れ可能な短期入所施設が無くヘルパー派遣による対応となったケースがあった。
- ・ 対応時間
概ね日中の相談等による対応であったが、区の窓口や既存の相談支援機関が閉まった後の時間帯の対応もあった。また、障害者の家族会などからは「緊急時に相談ができる場所があり安心できる」といった声がある。

《評価》

- ・ 令和5年9月までの登録人数は約200人であるが、例えば、障害者総合支援法に基づく短期入所の支給決定を受けている人数は区内で約2,000人。この人数は、緊急時などに備えて短期入所の利用を考えている障害者数と捉えることができ、緊急時への備えを必要とする潜在的なニーズはまだ多くあると考えられる。必要とする方の利用登録につなげるため、周知を強化する必要がある。
- ・ 全区展開にあたっては、北沢地域以外の利用登録者の増加（令和6年度末時点で全体で約500名程度）が見込まれるため、人員体制の強化が必要なものの、緊急時バックアップセンターの箇所数は、現時点では既存の1箇所を基本とする。
- ・ 利用登録者のアセスメントについては、登録から一定期間を経過した対象者について本人の状況や支援体制などの環境を改めて聞き取り、再アセスメントの必要がある。
- ・ 緊急時のコーディネートについては、モデル実施として地域を限定することを前提としたことや、区内の通常の相談支援先における対応などから計画当初の想定を下回ったが、今後、区内全域への展開にあたっては、対象利用者数の増加に伴い、増加を見込む必要がある。
- ・ 24時間の対応については、一定のニーズがあり、緊急対応がどの時間に発生するか予測できるものではないことに加え、セーフティネットや通常の相談支援先のバックアップを含めた重層的な支援体制を構築し、区民の安全・安心を確保する観点から当面の間は継続する。

（2）障害当事者の障害特性や状況に応じた緊急時のコーディネート

【評価・検証の視点】

- 視点**
- ・ 多様な障害特性に対応できる事業所の確保の必要性
 - ・ 緊急時の定義、対応

拠点等整備事業への参加状況

- ◆ 相談 2事業者
- ◆ 緊急時の受入れ・対応 10事業者（短期入所：9、居宅介護事業者：1）

緊急時の定義、対応

緊急時バックアップセンターは、以下①～⑥のような事態による対応依頼があった際に、緊急性についての判断を行ったうえ、当面（3～4日程度）の生活の維持のためのコーディネートを行う。

【緊急時の例】

- ① 障害当事者が、自らの健康を維持できなくなった場合
- ② 障害当事者が、衣食住を確保できなくなった場合
- ③ 障害当事者が、何らかの理由で外部とコミュニケーションが取れなくなった場合
- ④ 障害当事者が、何らかの理由で家から外に出られなくなった場合
- ⑤ 介護者や支援者が、疾病や事故等により障害当事者の介護ができなく

なった場合

⑥ 介護者や支援者が、急な葬儀等により不在となる場合

相談内容により、家族全体の調整や生活の立て直しなどセーフティネットとしての対応が必要な場合には、保健福祉センター保健福祉課に引き継ぎ、相談支援機関での継続的な支援を依頼する。

《検証》

- ・ 短期入所施設及び専門サポーターを担う事業者の充足
緊急時には、短期入所施設での対応を基本に、介護ヘルパー（専門サポーター含む）の派遣等によるコーディネートが実施できている。
緊急時コーディネートにあたっては、緊急の状況を詳細に聞き取ったうえで、受け入れ可能な短期入所施設が見つかるまで順次、受入可否の連絡調整を行うため、相談から入所に至るまで、一定の時間を要している。
一部、受け入れ可能な短期入所施設が無くヘルパー派遣による対応となったケースがあった。
- ・ 緊急時の定義
緊急時バックアップセンターに対応依頼があった際に、【緊急時の例】を基本に緊急性の判断は混乱なく行えている。
- ・ 緊急時の対応
当面（3～4日程度）の生活の維持のためのコーディネートを行うとともに、家族全体の調整や生活の立て直しが必要な場合には、保健福祉センター保健福祉課につなげるなど相談支援機関と連携して対応できている。

《評価》

- ・ 短期入所施設や専門サポーターについて、現時点では概ね対応できているが、今後の区内全域への展開にあたっては、相談件数の増加に伴い、土日・夜間の緊急時対応の増加も見込まれるため、更に充足させる必要がある。
- ・ 緊急時の定義（捉え方）については、現在の【緊急時の例】を基本に対応し、疑義が生じた場合には必要な見直しを行う。
- ・ 障害者や家族は、緊急時の状況に関わらず短期入所施設の利用について、相談支援機関に相談・問い合わせする前に、緊急時バックアップセンターに相談する事例があり、緊急時の相談機関として一定の認知がされている。
- ・ 緊急時の状況によっては、障害者や家族が適切な支援機関につながるとは限らず、通常とは異なる緊急時のコーディネート体制を重層的に整備する必要がある。
- ・ 家族全体の調整や生活の立て直しが必要な場合には、保健福祉センター保健福祉課につなげるなど相談支援機関と連携して対応する。
- ・ 保健福祉センター保健福祉課のケースワーカーが緊急で短期入所を探す場合には、複数の職員が他の業務を止めて手分けして対応しており、バックアップセンターがこうした役割を担うことで、保健福祉センター保健福祉課の業務負担が軽減される。
また、夜間・土日の緊急対応についても、バックアップセンターがあることで、職員の精神的な負担軽減にもつながっている。

(3) 相談支援機関の相互の連携や、相談支援機関と短期入所施設との連携

【評価・検証の視点】

視点 ・ 地域の体制づくりの進捗状況

《検証》

- ・ 地域の体制づくりの進捗状況

緊急時バックアップセンターが事務局となり、保健福祉センター保健福祉課や地域障害者相談支援センターぽーと等が参加する地域生活支援拠点等整備事業連絡会を開催し、緊急対応の事例等をもとに必要な情報の共有や意見交換を行っている。

《評価》

- ・ 緊急時バックアップセンターが事務局となることで、必要な関係機関との連携が図られるとともに、緊急対応の事例等の必要な情報が共有され、地域の緊急時対応のレベルアップにもつながっている。
- ・ 全区展開にあたっては相談支援機関等、5地域の関係機関に参加いただきながら、地域生活支援拠点等整備事業連絡会を行っていく。

令和 6 年 1 月 2 6 日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―（案）について

1 主旨

せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―（以下「計画」という。）の策定にあたっての考え方について、令和 5 年 1 0 月に世田谷区地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申を受け、計画案を取りまとめたので、計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果とともに報告する。

2 計画案

別紙 1 「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―（案）概要版」および別紙 2 「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―（案）」のとおり

3 パブリックコメントの結果

別紙 3 「（仮称）せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―（素案）パブリックコメントの実施結果」のとおり。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年	1 月 3 1 日	障害施策推進協議会（計画案等について協議）
	2 月 6 日	福祉保健常任委員会（計画案等の報告）
	9 日	地域保健福祉審議会（計画案等の報告）
	1 5 日	計画案及びパブリックコメントの意見と区の考え方公表
令和 6 年	3 月	計画策定

令和 6 年 1 月 2 6 日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

世田谷区手話言語条例
(令和 5 年 1 1 月 1 5 日 福祉保健常任委員会資料)

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会（以下「検討会」という。）、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。また、令和 5 年 6 月に条例（骨子案）に対するパブリックコメントを行い、9 月 6 日の福祉保健常任委員会に条例（素案）を報告した。

この度、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

2. これまでの経過

令和 4 年	5 月 2 6 日	福祉保健常任委員会	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
	1 1 月 1 1 日	福祉保健常任委員会	条例制定に向けた検討を開始することを報告
	1 2 月 1 6 日	第 1 回検討会	
令和 5 年	1 月 2 5 日	第 2 回検討会	
	2 月 1 0 日	福祉保健常任委員会	条例の検討状況を報告
	5 月 3 0 日	福祉保健常任委員会	条例（骨子案）を報告
	5 月 3 1 日	第 3 回検討会	
	6 月 9 日～6 月 3 0 日	パブリックコメント	
	6 月 1 4 日・1 5 日	手話言語に関するワークショップ開催	
	8 月 2 3 日	第 4 回検討会	
	9 月 6 日	福祉保健常任委員会	条例（素案）を報告
	9 月 1 5 日	パブリックコメント実施結果の公表	
	1 0 月 1 1 日	第 5 回検討会	

3. 条例の名称について

手話が言語であることを示す簡潔な条例名とすることについて、検討会において同意を得たため、本条例の名称を「世田谷区手話言語条例」とする。

4. 条例（案）について

別紙1（案）

別紙2（案・素案 対照表）を参照。

○素案から案への主な変更点

- ・前文において、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するために、この条例を制定することを明記。
- ・前文および第4条第2項において、手話が言語であることを定義する権利（手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境整備）の記載順を修正。
- ・第2条において、手話を必要とする者の定義を明記。
- ・その他 文言の修正等を行った。

5. 条例に基づく取組みについて

（1）令和6年度に予定する主な取組みについて（概算経費）

①くみん窓口、出張所等における遠隔手話通訳の実施【新規】

- ・民間企業が提供するシステムを導入し、各総合支所のくみん窓口、保健福祉課、各出張所の窓口に配置した二次元コードを来庁者がスマートフォン等で読み込むことで、遠隔の手話通訳者につなぐ。

（歳出）3, 014千円

（歳入）1, 163千円（国：775千円、都：388千円）

②区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充【拡充】

- ・手話を必要とする区民のための手話の環境を整備するため、待機手話通訳者の配置時間を現状の平日午前中のみ（9時から12時）から平日窓口開庁時間（8時30分から17時）に拡充する。

（歳出）5, 538千円（前年度比4, 080千円増）

（歳入）2, 136千円（国：1, 424千円、都712千円）

③手話講習会「手話体験教室」の拡充【拡充】

- ・言語としての手話の魅力や重要性等を学び、理解を深めることを目指し、手話を学び始めたい方を対象とする「手話体験教室」を現状秋のみ開催しているが、来年度以降秋及び冬の開催に拡充する。

（歳出）6, 766千円（前年度比45千円減※）

（歳入）2, 609千円（国：1, 739千円、都870千円）

※コロナ対策経費が減額したため

④区報「区のおしらせ」に手話の普及啓発のための紙面掲載（原則月1回）【新規】

- ・区のおしらせ「せたがや」に手話イラストを掲載し、手話の普及啓発、理解促進をはかる。

⑤手話通訳者の処遇改善【拡充】

- ・手話通訳者を、手話という言葉と文化を理解したうえで、日本語を話す人と繋ぐ専門職として改めて評価し、平成27年以降見直しを行っていなかった通訳者の報酬額を、東京都と同等（区事業派遣の場合：@5,000円/2時間30分まで→@5,620円/2時間まで）とするとともに、不十分であった交通費加算の増額などの見直しを図る。

（歳出）16,434千円（前年度比7,995千円増）

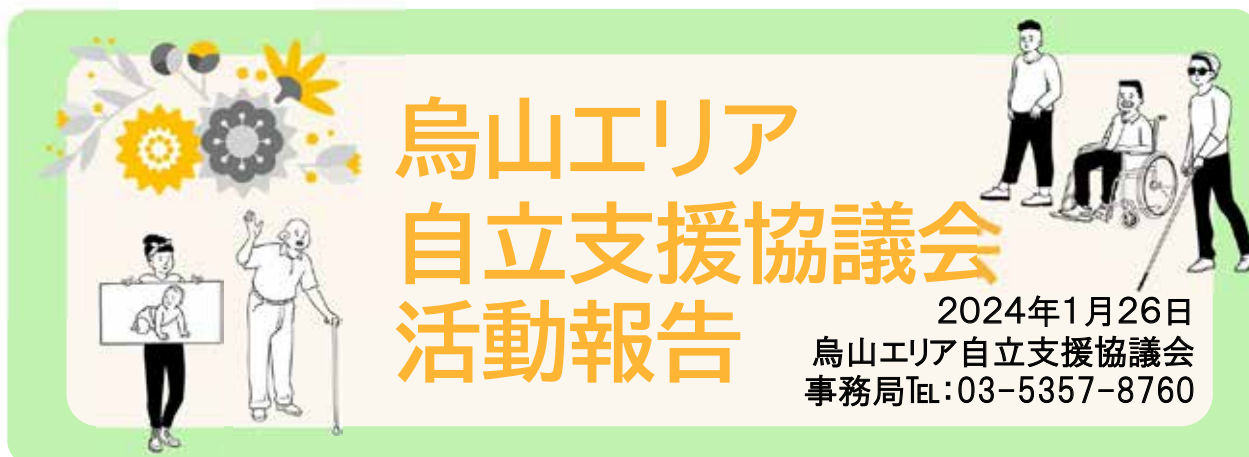
（歳入）6,335千円（国：4,223千円、都2,112千円）

（2）令和7年度以降に向けて検討している主な施策例

- ①区立小学校における手話の普及や理解促進に関する啓発事業の回数増
- ②手話への理解促進に向けた動画配信
- ③区職員が窓口等業務で使える簡単な手話を学び、定着させるための連続講座の実施
- ④令和7年度開催のデフリンピック（ろう者のためのオリンピック）に併せたスポーツ推進部と連携した普及啓発の実施
- ⑤遠隔手話通訳システムの災害時支援への活用

6. 今後のスケジュール

令和6年 4月 条例施行



全体会 人材不足はあるのか？ ～地域の人材 見つける逸材 どうする人材？～

烏山にもあった 人材不足！！

今年度、烏山エリア自立支援協議会に新しいメンバーが加わり、運営委員の実際にあった話を中心に、地域課題の検討を行っています。また違った視点で、あったらいい資源やサービス、地域共生社会に向けた取り組みなど、課題について話し合っています。一方で、世田谷区自立支援協議会では人材の定着や確保が課題に挙がっています。世田谷区の調査では、障害福祉サービスを提供する事業者の、73.9%が職員不足という報告がありました。

しかし、烏山エリア自立支援協議会では、人材が充足すれば良い支援ができるのか、本当に烏山地域で人材不足はあるのか、事業所が飽和しているところもある、といった意見が出ています。

烏山エリア自立支援協議会の全体会では、人材不足という課題を改めて考えるために、人材について意見交換を行いました。検討内容は「職場の人材について思う事、感じる事がありますか？あなたが思う地域の人材は？人材不足の解消について、どのように考えていますか？」などです。その後、地域の人材についてよく知る、世田谷ボランティア協会烏山ボランティアビューロー、社会福祉協議会烏山地域社会福祉協議会、世田谷区障害福祉部障害保健福祉課の3者の取り組み、新たな地域の人材として世田谷区登録ピアサポーターピアパレットの取り組みをお聞きしました。

烏山エリア自立支援協議会

運営会議の様子 新たなメンバーを迎えて



烏山エリア自立支援協議会は、地域や事業所での困り事などを気軽に話せる場、つながりの場になろうと、意見交換を行っています。会議では、当事者がボランティア活動を希望していること、精神科病院に長期入院していた65歳の方を巡り、顕在化した制度の狭間の話題、高齢者は入浴券があるが障害者はなぜないのか、などが話題として上がっています。

烏山地域には、地域共生社会の実現に向け、子育て家庭や高齢者、障害のある方など、世代や分野の垣根を越えて、烏山地域の区民や民間事業所、支援者等がつながる協働体、☆つなぐ烏山☆があります。

今後の運営会議では、☆つなぐ烏山☆の協力を得て、当事者の講話を聞く、「心のバリアフリー研修」を予定しています。



Googleのマイマップ機能を使って、スマホやパソコンから、烏山地域の居場所を知ることができます。

からすのやまっぷ〜居場所はここよ〜

2019年12月、烏山エリア自立支援協議会では、地域の各事業所に「居場所」「住まい」「つながり」といった日々の生活で感じることにについて、アンケートを実施しました。居場所について、「年齢を問わない施設の開設・開放、児童期以降も利用できる居場所」を求める声や、「土日の相談先が少ない、ネットや冊子等で情報提供があるといい」との声が上がりました。そこで、「居場所の情報」を支援者や利用者に提供することを目指して、3か年計画を策定しました。

居場所について、運営委員で改めて考えたところ、公共の施設だけが居場所というわけではなく、喫茶店など地元ならではの「居場所」があることに気づきました。そのような場所を新しく作るだけでなく、まずは地域に知ってもらうため、自立支援協議会で様々な方法を検討し、Googleのマイマップ機能を利用した地図を作成することにしました。2021年から「からすのやまっぷ〜居場所はここよ〜」の試験的な運用を開始、居場所の登録を進めてきました。

2023年4月から「からすのやまっぷ〜居場所はここよ〜」を公開しています。＜誰にでもやさしい飲食店＞や＜理解のあるスタッフがいて安心＞といった項目ごと、烏山地域の居場所を登録しています。QRコードから、からすのやまっぷをご覧ください。

第2回 世田谷区自立支援協議会本会
令和5年度 烏山エリア自立支援協議会全体会報告

2024年1月26日
烏山エリア自立支援協議会

1 全体会の背景

令和5年度世田谷区自立支援協議会では「人材不足」をテーマに課題解決に取り組んでいる。世田谷区の調査では、障害福祉サービスを提供する事業者の、73.9%が職員不足という報告があった。それを踏まえ、烏山エリア自立支援協議会において「人材不足」をテーマに話し合った際、「人材が充足すれば良い支援ができるのか」、「本当に烏山地域で人材不足はあるのか」、「人材が飽和している業種もある」といった意見が出た。結果、烏山エリアにて「人材」についての実態を共有すると共に、人材不足という課題を改めて考える為、全体会を開催するに至った。

2 全体会の目的

「人材不足」について、烏山エリア自立支援協議会では、福祉業界等において人材は不足しているものの、地域には人材と成り得る人が居るのではないかと考えた。そこで、小さい視点から人材の実態を明確にし、その解決方法を共有していく事を目的に全体会を開催した。

3 全体会の方法

人材不足をテーマに、4つのテーマ(6参照)についてワールドカフェ形式でグループワークを実施。途中、ボランティアビューロー、社会福祉協議会、ピアサポーターの活動や意見を聞いた後、人材不足解消に向けて意見を収集した。

4 開催日時

2023年11月16日(木) 15時～17時 昭和信用金庫烏山支店

5 出席者(合計34名)

相談支援事業所、医療関係、障害福祉サービス事業所、グループホーム、世田谷区職員、ボランティアビューロー、社会福祉協議会、地域障害者相談支援センターぽーと、世田谷区基幹相談支援センター、世田谷区登録ピアサポーターピアパレット(動画にて参加)

6 議題

- ① 職場の人材について思うこと、感じること
- ② あなたが思う地域の人材は？人材となりえる人はどのような人ですか？
- ③ 人材不足を感じるか。工夫していること。うまくいっていること。
- ④ 人材不足の解消についてどのように考えていますか？

7 グループワークの結果

- ① 人材確保、人材育成、定着率、年齢層のバランス、業務量に課題があると感じている。
- ② 学生、主夫主婦、子育ての終わった方、定年退職者、当事者などが人材となりえる。
- ③ 人材確保の難しさ、年齢層・性差による支援、業務量、人材の定着等からみても人材

不足は感じている。工夫として、研修の実施、賃金改善、業務の改善、コミュニケーション等に取り組んでいる。

- ④ 福祉業界等周知、システム作り、人材発掘、つながりの強化が必要。

8 アンケートの結果

- 事業所の多くが人材不足である事がわかった。
- 福祉業界等の入り口を広げる事が大事。
- 人材についての多職種の地域連携が必要。
- 「人手」は足りていても「人材」とならず、不足感がある。
- ピアサポーターの重要性が分かり、「人材」に成りうる。
- 「人材」のテーマがとてもよく、自立支援協議会に挙げていくべき。
- 「人材」をテーマにパートⅡの開催を希望。

9 考察

結果から、福祉業界等では人材が不足しており、定着させる事も難しい事がわかった。また、事業所単位では不足解消に取り組んでいるが、解消にて至っておらず、その具体的な方法見出せていないことが分かった。一方で、地域には人材と成り得る人がいる事を認識し、さらに周知する事ができた。

しかしながら、人材と成り得る人とつながる方法は確立しておらず、その方法が分からないという現実がある。それを改善する為にも、事業者間のつながりや連携するシステム作り、採用側からのアクションが必要であるという意見を取り入れていく事が重要であると考ええる。システム作りやアクションを行った結果、福祉業界等に対するイメージが変化し、人材確保につながるのではないかと考える。

また、「人手」は足りているものの「人材」につながらないという意見からもわかるように、「人材」を確保する前に「人手」を確保するという概念を持つことが重要になると考える。その認識のもと、各法人や事業所における研修等で「人材」へと育成し、定着をさせていく事が人材不足解消につながるのではないかと考える。

10 烏山エリア自立支援協議会から

- 人材について話し合い、雇用を維持する事は必要不可欠である。よって、管理職だけでなく、新人や経験年数の浅い人が話し合いに参加できる場が必要ではないか。
- 人材確保の為に仕組み作り(各法人への人事サポートや大学との連携等)が必要である。実現につながるのであれば、人材のワーキンググループの設立も有益である。

11 全体会で参考にした資料

- ・令和4年度実施 世田谷区障害者（児）実態調査 結果報告書
- ・令和4年版厚生労働白書－社会保障を支える人材の確保－

以上

発 行 世田谷区自立支援協議会
(事務局 世田谷区基幹相談支援センター)
制 作 在宅就業支援団体ウィーキャン世田谷
発 行 年 月 令和6年7月

社会福祉法人 南東北福祉事業団
世田谷区基幹相談支援センター
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-37-1
電話 03-6379-0644 / FAX 03-6379-0628